

意味で、私も一日も早く基本法の成立が見られますよう強く希望しておるような次第であります。

さて、法案に対する私の意見であります。私が、話がやや理屈っぽく抽象的になつて申しわけないのでありますけれども、私は大学に在る者という立場から、主として法案の政策理念といひますか、政策体系的な見方といひますか、そういう総括的なものに就いて申し上げまして、関連して二、三の個別の問題にも触れるということにしたいと思います。

まず、三法案を拝見いたしましたして、私、第一に気がつきましたことは、政策目標の中に、大きな点で一つの共通点があるように理解されることとあります。それは若干のニュアンスの差はありますが、林業政策を国民経済の総循環と関連づけようとしておられる点であります。

〔委員長退席、谷垣委員長代理着席〕

すなわち、三法案ともに、その政策目標の中で、林業生産の増大と林業の生産性の向上をはかり、林業従事者の所得と地位の向上をはかりとされておるのであります。このことは、当然国民経済の発展の中の林業の発展を策しておられるものと私は理解されるわけであります。実は私も、特にこの点を新しい政策視点であるとして重視するものであります。なぜかと申しますと、このように国民経済の発展の中の林業の発展ということと考えると、いふことは、その理論的な帰結といひまして、林業におけるところの労働の生産性を重視するという考え方を導入することになるはずであるからであ

ります。政府案は特にこの点に焦点を合わせて整理されているのではないかと私は見られるのであります。ともかく林業政策の新しい基本目標に、林業の労働生産性の向上という問題がつけ加えられているというところは、また必然でもあらうと私自身考えておるのであります。しかしながら、このように申しまして、法の具体的運用や関連法律の整備充実など将来の問題に關連しましては、私なりの意見がないわけではございません。そこで、基本的な問題だけについて申し上げますと、次の大きな項目としての二点になります。

大きな項目としての第一点は、林業政策あるいは林業というワケ内で考え方の問題であります。それは特に林業のような土地産業にあつては、労働生産性の重視が土地生産性重視となつてはいけないということとあります。ここで土地生産性というものは、林業では従来森林生産力とされておるものであります。確かに顧みますと、明治以来のわが国の林政は、大體土地生産性一辺倒で推し進めていくことができたと言えます。それは、その間の林業の発展の歴史が、略奪的林業から次第に完備された採取へ、そして栽培採取へ、また、土地生産性の向上という方向で発達してきたおるのにもさして照応しておるからだと思います。しかしながら、現在新しく基本法が制定されようとするいまの段階からすれば、政策理念として、この労働、土地二つの生産性は、当然考えられなければならぬと私考えるのであります。変なたとえ方ですが、私は車の前輪と後輪のような関係にあるのではないかと考えてお

ります。すなわち、労働生産性は前輪にもたとえられるものでありまして、政策のかじをとる方向を定め、機動性を増すものである、そして後輪は、土地生産性が後輪に当たるものと考へておられますが、後輪は政策を支え、それを推進する力となるものである、こういうふうな私なりの考え方をしておるのであります。そういう見方から基本法は前輪であるところの労働生産性を取りつけるという性質のものであつて、さらに後輪たる土地生産性をもそれに合うよう一そう整備するということであるべきであると信ずるわけであります。

こういふふうに見てまいりますと、この点に關連しまして、二、三申し上げたいと思ひます。その関連第一点は、基本法と森林法との調整を十分にとるようということとであります。元来、私は、造林投資や森林の適正配置計画、その他土地生産性の適正投資は、林道投資とともに、林業の生産全体にとりましては、生産基盤の拡充であると考えております。これらの拡充投資といふのは、元来が長期投資でありまして、なかなか経済合理性を貫きにくいものであります。したがゆゑに、特別に手厚い国の指導助成が必要であり、また地域のかつ自主的な計画が整備される必要が大きいものであると考えております。この点については、従来の政策を見ますと、森林法がそれなりにこれを担当してきておると思ひます。そこで、やはり基本法案の線に即しますよう、この点が十分調整整備され、もつて林業政策の両輪、二つの輪がところを得

て作用できるよう運用されることをまず切望する次第であります。

この生産性に關連して第二点は、構造改善事業についてであります。この場合、特に流域内の小規模の森林経営者が相集まつて、なるべくある程度の造林団地を形成できるように指導することが大事かと存じます。さらにそれが累積しまして、やがてはその流域が産地形成にまで発展できるようにするといふ考え方、こういう土地生産性がやがては労働生産性向上に即応できるように、きめのこまかい指導が必要ではないかと思ひます。

さらにまた、その際に、国有林の活用につきましても、地元の造林希望者には大きくその門戸を開くことが望ましいと考へております。ただし、地元民に土地買入れなどの負担を負わせるということはせずに、むしろ土地国有のまま造林経営に専念できるようにするべきだと考へております。

生産性に關連しましての第三点は、技術の研究の方法であります。もちろん、技術研究においても、土地生産性、労働生産性向上に適合するような方向で引き上げる、こういうような角度から今後開発されていく必要が十分であると考へております。

さらに、この生産性に關連する第四点は、政策の基本目標に労働生産性の視点が入つてまいりますと、それはまた当然労働者の福祉施策が一そう充実されることとなるということを意味しております。

以上が、大體基本的な林業政策の問題の生産性に關する問題であります。

さて、大項目といひますか、基本的な問題の第二項にあげますのは、林業政策というよりも、むしろここでは森林政策といつたほうがいい面の問題であります。およそ森林の公益的機能が大きいといふことは、いまさらここで言うまでもありません。ただ、従来、このような公害防止とか、公共福祉増進に対する政策が、ともすれば産業政策としての林業政策と混同あるいは結合されてきたといふような見方がされます。しかし、このような混同結合も、略奪的林業が広く存在したといふような林業の段階におきましては、十分意味があつたと思ひます。しかしながら、林業政策という概念が、すでに申し述べましたように、整えられようとする現在におきましては、この森林の公益性の面での施策は、その本来の公害防止、公共福祉増進という、いわば森林政策という次元から、一段と整備強化され、そして林業政策の社会性をその面から補強するといふ形に結びつくことが、きわめて必要ではないかと考へておるわけであります。

以上、總括してもう一度申し上げますと、客観情勢の変化の中で、久しく混迷停滞せざるを得なかつたと見られますところの林業政策が、この際すみやかに方向づけられ、また機動性を増すことができればより強く期待するとともに、基本法というものの運用や関連法の立案整備というような将来の問題に對しまして、私がただいままで申し上げてまいりましたような点、特に政策体系のバランスを失ふことがないようになつていくことを強く希望いたします次第であります。

以上をもつて終わります。

○谷垣委員長代理 ありがとうございます。次は喜多正治君。

○喜多参考人 私、全国森林組合連合会の喜多でございます。御承知かと存じますが、森林組合と申しますのは、林業者及び林業従事者、私ども一口にこれを林業従事者ということばで表現をいたしておりますが、これを母体といたしまして、市町村、都道府県、それから全国団体と系統的に組織されておる団体でございますので、私は、林業従事者という立場におきまして、これから若干意見を申し上げたいと存ずる次第でございます。

すでに農業におきましては農業基本法がございます。漁業におきましても御承知の沿岸漁業等振興法がございます。ひとり林業にはこうした基本法がございません。まことに遺憾のきわみでございます。

農業、漁業よりも、ある意味ではさらにおくれているともいわれますところの林業におきまして、第一番にこうした基本法が考えられなければならぬというふうに思われます。すにかかわらず、事実はまさに逆でございます。

これは一体何によるのか。私どもは実は以前から、この点を最も重視いたしまして、声を大にして基本法ないし基本的対策の確立を叫んでまいったわけでございます。しかもまた、その内容といたしまして何を考えるべきであるかという点につきましても、私ども内部の対策委員会なり全国会長会議、さらにまた全国の代表者大会等々におきまして、検討に検討を重ねまして、系統といたしましての意見を取りまとめ、国会の諸先生、さらにまた農林関係の御当局にも御説明を申

し上げて、これが実現方を強く御要請申し上げてまいった次第でございます。しかるところ、今回政府御当局をはじめといたしまして、社会党、民社党におかれましては、基本法案を御提案相なりまして、林業にもよりやく農業、漁業と同様の深い御理解を示されるに至りましたことは、私ども森林組合関係者としていたしまして、まことにありがたく存ずるところでございます。心から敬意と感謝の意を表する次第でございます。

この私どもの気持ちから御推察いただけることだと思ひますが、私どもは基本法案の早期成立、これを心から念願いたしております。ぜひ、先生方の深い御理解によりまして早期に成立いたしますように、ますます御願ひ申し上げます。

ただ、この際、あわせて申し上げておきたいことは、だからといって、私も、現在提案されております法案につきましても、決して万全のものだといふふうには考えていないのであります。欲を申しますと、その内容につきましても少し具体性があつてほしいものだというふうに思ひます。

また、これは少しは過ぎるかも知れませんが、その内容がどうにもでもとれるというふうなあいまいさがあるものもございます。無条件で賛意を表するといふわけにはいかないわけでございますけれども、まあしかし、全体を通じて見ますと、林業構造改善の推進といったような、多年私どもが念願しておりました点にも、相当強く触れております。やはり法案は林政の大きな前進だといつてよいの

ではないかと考えますので、この際、ぜひこれが成立をいねがうものでございませう。と同時に、私どもは、皆様方の御理解によりまして基本法が成立し、これに基づきまして基本的な対策が実施されるという段階におきましては、前に申し上げました法案の抽象性あるいはまたあいまい性、こうした点がはつきりと林業発展という線に沿ひまして解決されることを特に念願いたすものでございませう。

これを具体的に申し上げますならば、私どもの念願は二点に集約されるのでございまして、私どももいたしましては、これは最も基本的な私どもの念願でありますだけに、系統の全国会長会議におきましても議論を尽くしたものでございませう。

〔谷垣委員長代理退席、委員長着席〕

まず、第一点でございますが、少なくともこの政策の基調という問題になります。これは右顧左弁せず、に、育林生産を中心といたしまして、林業そのものの産業的発展、これに置いてもらいたい。これは、農業基本法がその目標を農業そのものの発展においておるのと全く同一でございます。

あまりにもこれは当然のことでございます。しかしながら、なおかつ、私どもは第一番にこの点を強く主張しなければならぬ。と申しますのは、もし実施の段階におきまして、この基調がぼかされるというふうなことがあつたところがあるのでございませうけれども、もしもそうした場合におきましては、林業従事者は、農業従事者と別扱いされなうな考え方を持つことになるのであり

まして、せっかくの基本法も白眼視されるというふうなおそれがあるからでございます。そうなれば、せっかくの法律もついにから念仏ということになつて申し上げるわけでございますけれども、われわれは、ただ政策の基調を、農業基本法と同様に育林生産を中心とする林業そのものの、この発展に置いて考えてもらいたい、このことが私ども系統全部の一致した強い念願だということをますます申し上げたいのでございませう。

次に、第二点でございますが、林業従事者の地位の向上をはかることに重点を置いてもらいたいということでございます。林業生産の発展ということも、このことなくしてはとうてい考えられないことでございます。この地位の向上をはかるというためには、林業の自然的、社会的、さらにまた経済的不利の是正が必要でございます。これは、その中でも経済的不利の是正、これが一番の問題でございます。私どもは、まず自主的にこれが解決をはかるべきだといふふうに考えまして、その基盤をつくらうといふことで、目下全国にわたつて、森林組合拡充強化五カ年計画というものを樹立いたしまして、協業化の推進、また官行外事業の共同化の徹底、さらに基本的な経営基盤の確立といったものを目ざしまして、これが推進につとめつつあるものであります。これが達成されました暁におきましては、かなりな成果をもたらすものだといふふうに信じておりますけれども、さうくばらんに申し上げまして、これはなかなかいばらの道でございます。私ども力一ぱいがんば

ばっておりますけれども、この機会に、諸先生のあたたい御声援のほどを心からお願ひを申し上げます。たふに存ずる次第でございます。ただ、経済問題のうちで、価格問題だけは私どもの手に負えないのです。特に林産物価格の問題でございます。私どもは、この林業再生産が可能にならうといった価格がぜひ必要だ、また生産用の資材の点につきましても、やはり合理的な価格というものが必要だ、これらの点を考えるのでございまして、ぜひそうした意味での価格安定が期せられますように、具体的な措置につきましても御検討をお願い申し上げます。

なお、これらと関連いたしまして、外材の輸入につきましても慎重に対処していただきたいといふふうに思ひます。輸入の円滑化ということもよく言われるのでございませうけれども、すでに貿易は自由化されておりますし、輸入は年を追うて激増するのみでございます。私どもは、国内の需要量、これに對します国内の生産量、その他各般の情勢を参酌いたしまして、むしろ輸入の調整をどうするかという問題を具体的に検討していただきたいといふふうに存ずるのでございませう。

ところで、最近全国至るところで、林業労働の不安定という問題が大きく浮かび上つております。現象形態の上からだけ見ますと、この問題の解決が一番急がれることとございまして、これに對しまして私ども森林組合の果たすべき役割りの重大さを実は痛感いたしております。すなわち、個々の零

細なる経営を組合にまかせ、合理的な姿で協業化すること等の方法が考えられるわけでございます。現にこうした形をとりまして、うまくやっております。ふうな進歩的な組合も出現しつつあることは事実でございます。もとより、農林当局におかれましては、こうした方向の助長に力を尽くされることは存じますけれども、特にこの点は重要事項だということで御考慮をお願いいたしたいというふうに存する次第でございます。ただ、ここで申し上げたいことは、こうした森林組合の新しい方向づけという問題の——すでに申し上げましたところのいろいろな問題、特に林業そのものの発展をはかる、さらにまた林業従事者の地位の向上をはかる、こうした基本的な問題につきまして、当局のほうでもしっかりとこの点を確認していただきまして、実施に移していただくという裏づけがあつてこそ、初めてその効果を発揮するというのが当然でございます。こうした裏づけのない森林組合の孤立的な活動では、意味がないということは申し上げるまでもございません。こうした意味で、いま申し上げました第一点、第二点、これに対する御配慮を特にお願い申し上げます。存する次第でございます。

さて、第三点といたしましては、山村住民の福祉の向上の問題でございます。ぜひこれについても具体的な考慮をはらってほしい。これは林業の発展と並びまして、われわれ系統の強い念願でございます。このためには、広く山村の環境を整備して、住みやすい境地を築いてほしい。具体的に申し上げますならば、林道網の整備拡

充、これが第一番でございます。さらにまた、各種の文化衛生施設の整備等々ももちろん必要でございます。社会の各層に置かれたとも言うべき、最も恵まれない環境にあります山村住民のために、ぜひ考えていただきたいものだと思ふ存する次第でございます。

以上三点は、当初申し上げましたように、私どもの系統の強い要望を集約いたしたものでございますけれども、このほか、国有林野の問題にも触れておきたいというふうに存する次第でございます。私どもは、国有林のあり方につきましては根本的な検討を加えまして、国土保全はもとよりのこと、広く国民経済及び地域経済、これに寄与できるような改革を断行されたいと考えております。国有林野を林産物の供給源といたしまして、需給及び価格の安定に資する、これは当然であります。その所在地域におきます林業者の経営改善、民主安定というために、積極的に開放その他の措置をとられることを強く要望するものでございます。

ともあれ、以上の諸点が基本法に基づきます政府の基本的な施策として実現することを心から期待し、かつ願望いたす次第でございますが、その第一歩といたしまして、今回御提案になつております基本法案が早期に成立いたしますことを私も熱望いたしております。このことを重ねて申し上げます。意見の開陳を終わることといたします。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○高見委員長 途中でありますが、この際、委員派遣承認申請の件についておはかりいたします。

先般来の凍霜等による長野県下の農作物の減収状況調査のため、現地に委員を派遣したいと存じます。つきましては、衆議院規則第五十五条により議長に承認を求めたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

なお、派遣委員の選定、派遣期間等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

○高見委員長 それでは引き続き、次に吉田参考人。

○吉田参考人 私、全国木材組合連合会の常務理事をやっております吉田でございます。

今回、政府提出及び社会党、民社党から林業基本法が提出されておるわけでございますが、先ほど他の参考人からも御意見がございましたように、究極の目的におきまして、この国土の六七割を占めております林地の高度利用、それから林業生産の増大をはかりまして、他産業との格差をなくしていく、他方林業従事者の所得を増大して社会経済に寄与せしめるといふ大きな目的につきましては、三案とも同様であると思ひます。この林業の重要性ということがここに新たに認識されまして、将来の林業のあり方に対し

まして新しい国の目標が打ち出されたということにつきましては、林産業界すべてが感謝の意を表しておるものでございます。そして、従来とくく軽視されがちでありました林業の産業的部面というものが大きく取り上げられたことにつきましても、今後の林業推進に大きな役割を果たすものと考えております。

その意味から、林業基本法におきまして、国の施策として取り入れらるべき事項が掲げられておるのでございまして、いずれも現在の林業の実態を把握した適切な施策と考えられるのであります。特に三案とも、林産物の需給と価格の安定対策、これが必要であるということを強調されておりますので、この基本法制定にあたりましては、根本理念として、生産と流通は車の両輪をなすものであつて、その機能を両方相まって完全に発揮せしむべきであるというお考えのもとにこの案が立てられたものと思ふのであります。したがります、この基本法の対象は、従来の狭義な林業というものの限定されることなく、流通加工の部門を通じて総合的施策が講ぜられるものと理解し得るのでございまして、真に林業を近代産業の域まで引き上げていく、そのためにはぜひとも経過せねばならぬ道をここで示されたものといふふうに考えられます。特に大きな意義を感ずるのでございます。なお、需給及び価格安定の問題につきましては、後刻触れさせていただきます。次に、国有林の問題について申し上げます。

次に、国有林のあり方について、基本法の一つの大きな眼目として取り上げられております。特に国有林の使命と性格についての分析の結果があらわれてきていふと考えられるのであります。国有林の有する国土保全の役割りを強調されるときに、国民の国有林として山村経済により協力せしむべきであることを明示されたことは、国有林の真の価値を国民に知らしめる点から申しましても必要なことと思ひます。

いま一つ、国有林に対しては、木材業界としては、その経営規模、技術、供給量、いずれの面から見しても、わが国最大の林業経営者としての立場から、指導的役割りを果たしていただきたいというのが願望でございます。昭和三十六年の木材価格の異常暴動の現象にも見られましたように、木材業界にとつては需給の安定が望ましいのであります。需給の安定を得ることに、また生産をも安全せしめるゆえんと考へるのであります。基本法におきまして、国有林の持続的な供給とこれによる需給と価格の安全を重要な施策として取り上げられておることは、最も適切な指示といえると思ひます。もちろん、現在の国有林経営については、種々批判すべき点があると思われまが、それらの点につきましては、先ほど述べました根本的な理念に基づきまして、なおよく検討の上、この目的に沿う運営が望ましいのでございます。

その意味から、国有林の活用と経営の合理化ということが強く要望されるわけでございますが、農林業の構造改善のために積極的な活用を進めるにあたりましては、国土を最高度に利用す

次に、木材需給関係から見た意見を申し上げます。

すれば、外材といえども価格の下落を示すという要因は少ないように思われ

問題ではありますが、これをさらに早く進めるためには、国としての行政指導を

これを端的に申し上げますと、現在中央、地方を通じて言えることであります。林産行政は、農林、通産両省の行政の谷間にあると申ししましても過言ではございません。したがいまして、これがために、木材産業に対する

私たち、林業基本法というものは、生産、流通を通じての将来の林業のあり方に対する宣言法の性格を持つておるといふふうに考えるのでございますが、このあとに続くべき施策または関連法規、これの実施にそ大きい問題で

私は、昭和十七年より現在まで二十余年にわたりまして、単位森林組合の職員並びに役員をいたしまして、森林組合経営に当たり、民有林経営の経験を経てきたものであります。

認められるところと存じます。組合の因子をなしております組合員の構成は、その所有形態がきわめて零細でありまして、また農業経営者と同一の組合員がその大半を占めております。したがって、その経営が粗放的な姿

五

これらの諸点を合法的に少しでも解決する方策に、森林組合の委託事業がございまして、森林組合が零細な所有者にかかりまして、造林事業からその販売に至りますまで、事業を合理的に担当しまして、その労働関係、資金関係を解決していく、さらにその零細所有形態を団地ごとに協業化しまして、その事業を行なうために機械化、能率化する、さらに林産物の共同販売を行なう等、いわゆる林業近代化をはかるうとするものでございまして、私の組合では、組合員の約六割がこの委託に現在なっております。現在の民有林におきましては、この方策は十分その効果をあげ得るものと思っておりますが、これをを行なうのに、森林計画をもとにいたしまして、個人経営計画を確立する必要があると、また、現実なる労働組織や、これらに関連した資金の確保も絶対必要条件でございまして、森林組合がそれだけの仕事を行ない得る力がなければなりません。民有林経営の急務とされます自家労力以外の労働者の確保には、個々の所有者がこれに当たることはすでに困難な段階にきておる。森林組合が労働者を組織しまして、より以上すぐれた技術と完全なる労力を投入しまして、より以上合理的な経営が必要である。また、その努力をしておりますのが全国民有林の実態であろうと思っております。

現在の森林計画は、森林全体の姿は詳細に調査計画されますが、山林所有者個々の計画は立てられません。いまの森林計画を一步前進させまして、個人の経営計画を立てますことは、これからの林業経営におきましてぜひ必要

でございまして、個々の計画樹立によりまして、協同化の基礎もはつきりしてくると思っております。この計画樹立を今後どこでやるかは別といたしまして、私の組合では、こゝし個人経営計画を樹立したいと思ひまして、計画を進めております。これには相当の時日と経費を要します。また協業化につきましても、一団地を協業化しようといふたします場合、数多い山林所有者をこの方向に歩調を合わせ、それぞれ異なる林地の立地条件を検討しまして、みんなの納得のいく協同経営体をつくり出すことは、これもまたなかなか容易な仕事ではございません。これらにはもちろん国や地方公共団体等の力が必要でございまして、その末端の仕事は森林組合から行なうのが必然であろうと思ひますし、一番実情に沿うものと思ひます。これらの仕事は現在の森林組合のすべてが行ない得るものではありませんが、どの組合でもみずからこれらの仕事を率先して実行し、その効果をあげ得るような、強力なる国の措置をぜひお願いしたいのでございまして。

さらに、ここで問題なのが労働問題でございまして、その実情を申し上げますと、いま一般に使われておりますチェンソー、ブッシュクリナー、集材機等は、すべて重労働でございまして、夏はやけつくような炎天下にブッシュクリナーで下刈りを行なう、チェンソーで立木を伐倒する、また寒気りんたる冬の雪の中でも除間伐もしたり、集材機も動かさねばならない。これらの困難なる作業を行なうのに、相当の労働条件が必要となつてまいります。しかるに、国有林労働者と

比較いたしますと、民有林の労働者には何一つとして完全なる身分保障等が実施されておられません。きわめて特定の組合に失業保険が適用されているのみでございまして、したがって、年々民有林の労働者は他産業に転出し、さらに機械化等に必要ならぬ若しは、林業から逐次離脱しつつある実情でございまして、私の地区の林業労働者の平均年齢は三十八歳でありまして、さらに年々その平均年齢は高齢化しております。これは私の地区ばかりでなく、全国的な林業労働者の実情であらうと思ひます。こうした実態の中におきまして、前述の協業、機械化等を実施いたしますためには、民有林林業労働者にも失業保険、社会健康保険、農林共済等が完全に適用し得るような状態を、国におかれましてすみやかな措置をお願いいたしますとともに、機械化のための技術労働者の養成等の強力な措置をもお願いいたしますのでございまして。

また、山林所有者がその経営に魅力を持ち、特に零細団地の共同化等を推進いたしますために、立木価格の安定が必要でございまして、そこで、個々に処分することの不利を補うために、共同販売等を行ないまして、よりよい価格の維持につとめていますが、長い年月を要しましての木材の価格が、少なくとも再生産にその所有者が十分意欲を持ち得るような価格の安定策を講じていただくたいと思ひます。

この立木価格の維持等に関連しまして、林道の開設がございまして、現在の民有林林道の開設は、その受益面積、蓄積等に強い制約がありまして、開設がなかなか困難でございまして、これら

の規制をもう少し緩和していただきまして、いわゆる多目的林道の形態としていただき、さらに一般開設林道にも補助金を増額していただき、林道が民有林の動脈となりまして、その開発と立木価格の維持等に一段と役立ちますよう、国の措置をお願いいたしますのでございまして。

いまや基本法が制定され、長い間原始的産業といわれておりました山林の経営が著しい発展を遂げ、そのにない手としての林業従事者が社会生活の進歩をなし、その地位の向上がはかられ、あわせて国民経済の成長発展がなされようといひますとき、民有林の推進役たる森林組合の責任の重大なるを強く感ずる次第でございまして。

山は四季それぞれの移り変わりによりますて、その起伏する姿と大自然の中に、われわれの心のかたを与え、国民に観光の美を奏しませ、さらに国土保全の重責をなっております。この山々も、その経営に当たるもの、特に民有林におきましては、ただいま申し上げましたような数々のむずかしさを内蔵いたしております。この森林組合が、林業の発展、林業従事者の地位の向上に十分役立つ強力なる活動を行ないますには、少なくとも以上申し上げ、お願いをいたしましたような施策が必要でございまして。

私は、二十余年間、山と取り組んできました体験の中から、そのにじみ出るような民有林経営のむずかしさと、強い忍耐の必要なることを痛感いたしました。いまこそ声を大にいたしましたし、何とぞこれらの施策の実現を期待いたしますがゆえに、国会の諸先生方の御

理解によりまして、一日も早く基本法の成立をお願いいたします次第でございまして。

はるばる長野の山奥から、私は参事人といひまして、国会の委員会に出頭いたしました。親しく現地のなまの声を諸先生方にお聞きいただけましたことは、まことに喜びにたえないところでありますが、基本法の成立によりまして、これらのお願いが一日も早く実を結ばれますよう、あわせてお願いいたします。意見の陳述を終らせていただきます。

○高見委員長 次に今村参事人。

○今村参事人 今村でございまして。ただいまから林業基本法に対する私の意見を申し上げます。

まず第一に、林業全体に対する方針については、近年曲がりかどにきたといわれておるおりに、森林に関する基本法が国会に上程され、審議されるに至つたことは、まことに喜ばしい次第と存じております。

いまや林業は、単に資源維持的な思想や消極的な生産保続的な考えでは済まされません。日本経済のゆがめられ成長過程の中で、必然的に解明されなければならぬ課題が林業政策であります。

政府案の基本法の目標の中でも述べられておる通りに、林業の自然的、経済的、社会的制約による不利を補正し、林業生産の増大を期すること、他産業との格差を是正することも当面の大きな問題点であると思ひます。しかしながら、社会党の森林基本法の第一条に述べられておるような、森林本来の持つ公益的機能を目標の中で明らかにし、それと企業としての林業の位置づけを明確にするという態度は、ゆるがせにできないことです。

次に、政府案の政策に取り組む態度の問題について申し上げますと、全体を通じて総合的であり、振興法的であり、どこに政策の重点が置かれているか、明確ではありません。私も労働組合の立場から申し上げますと、今後林業問題を論ずる場合においては、林業労働者の位置づけを明確なままにして他を論ずることは許されないとおもうべきです。この意味において、社会党では、雇用安定法を提出し、林業労働者の新しいあり方について具体的な施策を提案しているのではありませんが、政府案の基本法では申しわけに林業労働者の問題に関心を示しているにすぎません。私も同様に思っています。政府が将来どのような形で林業労働者の問題に対処していくかという点については、その誠意を疑わざるを得ないのであります。

この点について、国有林労働者の立場から申し上げますと、私たち全林野労働組合に結集いたします約六万の現場労働者は、低賃金、こま切れ雇用の劣悪な労働条件のもとに置かれていますが、この人たちは決して日雇いの臨時労働者ではありません。国有林に親の代から働いており、勤続年数二十年以上の人々も少なくありません。そしてこの人たちは長官、局長の永年勤続表彰を受けていますが、林野庁当局はみずから直営直用事業を放棄して、冬山事業を廃止する等の手段により、毎年六カ月ないし九カ月くらいの雇用期間に据え置きまして、毎年毎年、採用、解雇が繰り返されておるため、何年勤務してもまとまった退職金ももらえず、失業保険の中に退職金が埋没するという現実であります。この点につ

いて、政府は基本法審議にあたりまして、意欲的な誠意を示していただきまして、社会党案の森林基本法第十三条に示してあります方針に従い、再検討をお願いしたいと存するところであります。

次に、国有林野の管理、経営のあり方について申し上げます。私は、現在の国有林野事業に多くの批判と意見を持っております。その第一は、国有林野事業は国営企業としての使命を果たしていないといふことであります。現在国有林は約二千三百万立方メートルの立木を生産していますが、この約七割が立木処分で売られ、残りの生産量についても諸般の事業が多分に導入され、直営直用の事業は一定量に限定されているといふことであります。この点は国有林の使命である木材価格の安定、需給の調整の役割を大きく制限しています。というのは、立木段階で直営事業をやめてしまった場合、一部の業者を潤すだけで、最終端の消費者が安い国有林材の恩恵を広く受けるということとは不可能になるのであります。

次に、国有林野の硬直的な予算制度と経営方針、人事問題について申し上げます。現在の特別会計は、単年度収支均衡予算を前提として運営されていますが、昭和三十五年の特別会計法の一部改正により、毎年度の利益の二分の一に相当する額を繰越し現金から特別積み立て金引き当て資金に組み入れられることになりました。この引き当て資金は、本来、森林開発公社、農林中金へ林政協力として支出する資金源でありましたが、このほかに、この特別会

計の中で保安林買入れあるいは買入れられた保安林に対する治山事業等も行なうというふうなことを考えますと、二重の林政協力を行なっているといふことになり、この特別会計法は、一部改正以降、単年度収支均衡の欠陥の上に、さらに毎年一定額の利益金が林政協力のために凍結される結果となり、企業の業務勘定と行政的業務勘定がごちゃ混ぜとなつておられます。したがって、この点は社会党案の森林基本法の十二条に述べられるとき国有林野特別会計の改善が必要であります。

さらに、経営方針とこれにつながる人事問題について述べますと、近年の林野庁の行なう経営方針は、現場第一の線に働く技術者の意見を全く顧みることなく、天幕下の経営方針が横行され、それぞれの林地に適応しない増伐体制がとられておられます。これを人事機構より見ますと、署長は局長の顔色をうかがいが、局長は長官の顔色をうかがうというふうな、常に上部の動きを見なければ何一つできない現状であります。これは多分に長官、局長、営林署長に至るまでの短期間の任期と、腰かけのな、ことなかれ主義による方針が、悪循環的に流れていることに基因しているものである、こういうふうに考

えるものであります。この点は、林業技術者として林業百年の計から見ますと、はなはだ残念なことである、こういうふうなことを考へておられると、次

次に、国有林野の使命について、政府案の第四条を批判しつつ意見を申し上げます。この条文を読みますと、どこに国有林の使命があるのか、全くわかり

ません。まず、国として民有林林政に対する施策と、国みずからが事業を遂行する国有林野事業の経営方針がごちゃ混ぜとなつており、さらに国有林の公益的機能に対する位置づけが抽象的で、国営企業としての林業生産の増大に寄与する方針も、林業構造改善との関連でどのように活用されるのか、明らかではありません。また、二項にわたっている農業構造改善との関連づけがどの範囲にまで及ぶのか、明らかではありません。これを二項と二項で関連づけて読むならば、最近特に激しくなつた国有林開放要求にも応ずる姿勢があり、それがしかも、林業構造改善と農業構造改善と、産業の振興、住民の福祉の向上のために用いる国有林野まで開放の対象になり得るような印象さえ受けます。したがって、ここでいわれている活用とはどのような意味を持つものであるか、明らかにされなければなりません。もしこの部分がいまいちまままま政府提案の基本法が成立するならば、政治権力の圧力による一方的な解釈により、国有林野がなしくずしに売り払われる結果となります。したがって、ぜひこの部分に対する見解は明確にしておくべきだといふふうに考えます。

さらに、この際、私たちの国有林野開放要求に対する考え方を明らかにしておきたいと思ひます。

私は、現在の国有林野の経営方針に多くの批判を持っております。したがって、現在起こっておる国有林野開放要求に対しても、理由なしに否定するものではないと思いますが、戦後の未墾地の所屬が、特別法による売り払い等の実績から見ても、賛成し得る条件は

見当たりません。さらに、農業構造改善事業自体、平坦部においてもあまり成功しておらず、まして国有林所有地域が成功するかどうか、はなはだ疑問であり、同事業の持つ零細農産物出しの性格、果樹、酪農への選択的拡大に対する生産物の価格保障等を考えた場合、政策的にも賛成いたしかねます。

また、特に私が現在の開放要求に問題を感じておりますのは、多分に政治的な影響により、利権につながる不明朗な話を仄聞するからであります。過去の例にも見られますように、結局は財力のある大きな山持ちが吸い集めてしまふ可能性が大きいことであります。したがって、私は、現在行なっております開放要求が真に農民のためになるとは考えられません。私は、林業は、その長期生産性と、一定規模以上の集団経営で初めて新しい技術が取り入れられること、奥地の林分の開発は、国営ないし公営でこそその成果が期待できる等のことからして、農用林を除いては、将来林業は国営であることが最も適当であると考へます。ただ、現在のようないくつかの国営企業を想定しているものでは決してありません。

最後になりましたが、私たち全林野労働組合が昨年全四カ所にわたり調査いたしました結果を発表して参考に供したいと思ひます。

まず、国有林は明治時代に政府によって一方的にきめられたので、地元民は締め出されたという感情が残っております。開放については、立地条件から、農耕地より林業地として、地上立木を含めて安い価格で開放してほしいという要求もあります。しかし、は

第一類第八号 農林水産委員会第五十六号(その二) 昭和三十九年六月九日

七

げ山はもらつても造林する資力が無いと言つております。

またもう一つは、部分林、共用林の設定地、分収割合に対する不満など、地元施設の充実を望むとともに、地元特売の薪炭材などに対する増量の要求が強いこと、なお、これらの要求が充実に満たされれば国有林の開放は望まないと申すております。

さらに、立木、素材の売り払いが地元を素通りして県外や大きい業者に多くなされるため、地元の木材関連産業が発達せず、国有林の収益が地元に残元されないことに対する不満があります。

また、国有林の関係の賃金が安い上に、造林の事業等に半ば義務的に出役させられることや、最近請負事業が多くなつて、地元外の人が入つてきて仕事を取つてしまふことに対する不満といふふうなことがございました。

以上、林業の基本法に對して、労働組合の立場から所要の意見を申し上げましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○高見委員長 最後に熊井参考人

○熊井参考人 ただいま御紹介にあずかりました私、日本国有林労働組合の中央執行委員長をしております熊井でございます。

日本国有林労働組合と申しまして、あるいは先生方には御存じでない方もあろうかと存じますが、私たちは、昭和三十四年の暮れに、国有林に働くところのいわゆる月給制職員内職員をもつて、労働条件の向上あるいは林野の民主化運動をやろう、こういうような立場に立ちまして、労働組合を結成したわけでございます。

本日は、先生方におかれましてはいへん貴重な時間を拝借させていただきました。私たちが日林労働の方を述べます機会を得ましたことを、たいへんうれしく思つてゐる次第でございます。

私たち、この林業基本法につきまの考え方につきまして、かいつまんで申し上げてみたいと思ひます。

何と申しまして、日本の林業は、他の産業と比較いたしまして、その生産性の問題なり、あるいはまた利用の集約的な合理化の問題なり、また国有林、民有林を問わず、林業労働者全体の雇用の問題なり、あるいは所得その他労働条件の問題等、きわめて低位であるわけでございます。したがって、私たちといたしましては、かねがねこの林業のあるべき姿といふものを、はつきりとしなければならぬ、という角度から、林野当局に對して、さまたげな形において要求を重ねてまいりましたけれども、いすれにいたしましても、御承知のように、日本はその全面積の三分の二強を占めるような大森林面積があるわけでございますが、たとえて言うならば、昭和三十八年度におきまして、何と四億ドルに当る外材を輸入しなければならぬという事態にございます。このことは、一口に申しまして、国有林、民有林を問わず、過去の林業政策の貧困を物語つてゐるのではないかと。こういう点を考えるならば、何と申しまして、国有林、民有林を問わず、林業の正しいあり方、位置づけ、百年の計といふものを早急に確立する意味におきまして、当林業基本法のものについては、早期にこれを確立しなければならぬ

い、こういうような観点に立つており

ます。

さて、今回政府並びに社会党、民社党、それぞれ林業基本法あるいは森林基本法という角度から出されておりますが、その点につきまして集約いたしますと、いわゆる林業生産の拡大並びに生産性の向上と林業従事者の所得の増大、こういうような点を主張しておられるわけでありまして、これらにつきまして、それぞれ三党に對する考え方を私は申し上げたいわけでございますけれども、時間の関係上、政府案についてのみ、私どもの問題点についてのみ、私の考え方的一端を申し上げておきます。

まず第一に、政策の目標にも書いてありますが、要するに、国有林、民有林を問わず、非常におくれている林業といふもののをどのように打ち立てていくか、こういう点でございます。政府案で言うならば、いわゆる総生産の拡大並びに生産性の向上等を通じて、他の産業との格差を是正したい、こういうことを言ひながら、私の考え方ひがみ根性でなければ、ただのつたたりを言つてゐるの所得増大といふことを総生産なり生産性において他の産業並みに格差を是正するならば、この政策の目標の第一点に、林業従事者、とりわけ林業労働者においても、他の産業との格差の是正、あるいは都市の労働者との所得の均衡確保、こういう点をな

ぜ主張しないのか。この点から考えると、この林業政策の目標なるものは、ややもすると森林所有者あるいは森林経営者に重点が置かれてゐるような感じが

らがあるのではないかと。総生産の向上、生産性の向上もけつこうであり

すが、それと同時に、林業従事者、林業労働者についての他産業との格差の是正をやつていただきたい、かように考えます。今日林業労働者は、民有林、国有林を問わず、他の産業と比べての点において非常に劣つております。したがって、政策の目標の中に、はつきりと他産業との格差是正という問題

を従業者あるいは労働者の中にも適用してもらいたい。これがまず第一点でございます。

第二点といたしましては、林業従事者の所得の増大といふことをうたつておられますが、林業従事者と一口に申しましても、そこには森林所有者もあれば、林業経営者あるいは労働者もおります。この森林所有者なり経営者なり労働者は、それぞれ異なる基礎なり立場にございます。したがって、いわゆる労働問題の関係をいたしまして、絶えず分配問題をめぐつて紛争や対立の種になつてゐるわけでございます。これから考えますと、いつの場合でもそうでございますが、労働者は絶えずしつたげられた形になつており

ます。したがって、林業従事者、とりわけ林業労働者の所得の問題と同時に、分配の問題の規定づけも明確にやつていただきたい、こういう点を特にお願ひしたいと思います。また、民有林関係の労働者につきましては、非常に所有の零細性、あるいは林業がもたらすところの長期性並びに低利性、こういうような問題等がございます。政府案によりまして、いわゆる森林組

合を通じて作業の共同化、あるいは国有林の活用、こういうものをただ羅列的に並列したてておりますけれども、もつと具体的に、いわゆる総生産を高めるためには森林行政をどうするかといふ点についての根本的な立場、視点

か。私に言わせれば、こういうようなことではなくて、もつと森林組合を中心としたところの経営の集約化、集約的規模の拡大並びに経営の共同化、こういうような点を中心に、これに對して

政府も財政的にも組織的にもさらに積極的な指導なり助成を通じて、まづいまのような林業業者が中心になつた林業政策、林業事業ではなくて、法的な機関でございますところの森林組合といふものを中心とした基礎を確立いたしまして、それを中心にいたしま

した林業の再生産の拡大を行ない、同時に、労働者の処遇の改善とか格差是正、こういうものを積極的にやつてい

ただかなければならぬのではないかと。いかに私たちが、また政府がこういうことを書きましても、今日は農村の場合と同じく、労働者はもつと林業はいやだといふことで山村から離れております。したがって、林業基本問題を考えるならば、まず、そのにない手となり、働き手となつておりますところの労働者の処遇といふものを相当高くはつきりと書いていただき、またそういう施策をやつていただきたいと特にお願ひしたいと思つております。

次に、国有林問題でございますが、確かにこの案を見ると、国は企業的に経営し云々といふことから始まりまして、林産物の需給調整、価格安定とい

うことをずっとつたいながら、後段で国有林の問題につきまして、林業の構造改善のために積極的に活用してもらいたい、活用すべきである、こううたっています。一体国有林というものはどうあるべきかという定義が非常にぼやけている。一方では企業採算をうんとやれ、一方では地元を活用利用をやらせ、こううように国有林本来の目標なり使命がぼやけてしまっているのではないかと。この点もう少しすっきりとした国有林のあり方というものを定義づけるべきではないか、かように考えておられます。

今日、すでに御承知のように、国有林は、他の先進諸国でありますところのアメリカにおいても、イギリスにおいても、フランスにおいても、非常にふえております。ひとりわが日本だけが国有林が毎年毎年縮小されておる。そのことを考える場合に、そこには非常に問題があるのではないかと思ひますが、何ともしもあれ、国有林というものは、何と申しまして、国土の保全と林産物の需給調節その他一般国民に対する公益的な事業、こういふものをあわせ持った主たる目的があるわけでございます。そういふような点から考えるならば、ただ単に利用だとか活用という点でなくて、もつと逆に、重要な民有林地につきましてはいわゆる買入れ方策とか国有化、こういふものをつとめていくことがより正しい姿ではないか、かように考えております。

したがいまして、私たちは、今日、林業、特に国有林は、国の社会資本としてきわめて貴重な財産でございますので、あくまでも国有林の路線の姿に

立つて国有林というものを経営しなければならぬ、かように考えております。しかしながら、私たち国有林労働者の立場から考えましても、国有林は一体これでもいいのかという点を反面反省するならば、ここにもやはり若干問題点がございます。なぜならば、木を植えてから、いわゆる造林、手入れあるいは伐木、造材、販売、立木処分、治山、林道、すべて国有林の一連の経営計画というものが、地元民なり、あるいはそれに携わるところの労働者なり、あるいは地方公共団体の意見を聞き、十分勘案しての国有林の経営計画なり利用方法がなされてない、ここにやはり問題点があるのではないかと、かように考えております。したがいまして、私たちは、もつと、国民の山としての国有林はいかにあるべきか、そういふような点に立つて、地元民なりあるいは利用者、労働者、消費者、その他各階層の意見を聞いた国有林経営というものをやっていたかかげればならない、かように考えます。

そのためには、現在の林野庁内部におけるところの機構も直してもらわなければならぬ。たとえば現在林野庁というものは、御承知のように、行政と企業というものが全く混合しております。そうして国有林野事業特別会計のあり方も抜本的に改正をしなければならぬ。幾多の問題点がございます。こういふような組織的な改正なり再検討の問題と同時に、これに携わる林野当局の管理者も、従来の事なかれ主義ではなくて、もつと国民の山としての責務に立つて管理経営をやっていたかなければならない。一部のパルプ資本なりあるいは一部の利権屋のための国有

林経営であつてはならない、かように考えております。また、いわゆる国有林に従事する労働者、いわゆる私たち、ただ国有林に対しておのれの意見のみ、権利のみを主張いたしまして、いわゆる義務的な問題についてはあまりにも軽視しているようなきらいがあるわけでございます。賃金はよこせ、手当はくれ、こういふことを主張しながら、いざとなれば生産性向上運動反対だとか、あるいは機械化反対だとか、合理化反対だとか、こういふような反対のための反対は考えなければならぬわけでございます。労使ともに、国有林の正しいあり方について、いわゆる前向きな姿勢に立つて検討し、その対策を樹立しなければならぬ、かように考えているわけでございます。

次に、国有林開放の問題でございます。要するに、この問題は、政府の国有林活用問題と関連して、国有林のいわゆる払い下げ問題が相当クローズアップされておりますが、私は結論から申しまして、この国有林開放については反対をいたすわけでございます。なぜならば、何と申しまして、国有林は、統計的に見ましても、明治の初めのあの官民区分当時の国有林は千六百二十三万町歩もあつたわけでございますが、今日の段階ではわずかに七百五十万町歩と半分以下になつておるわけでございます。しかも、減つていゝ悪いは別といたしまして、国有林千六百二十三万町歩から民間に払い下げた山がどうなつていゝかということ

よつてあるいは為政者の主観によつて、国有林を右左に動かすことは慎まなければならぬ問題ではなからうか、かように考えております。

しての経営はなされてない。粗放な経営となり、森林としての価値のない山として今日おかれております。このことは、古い話を例にとるまでもなく、たとえば昭和二十三年以降、そうした未墾地買収だとか所屬がえだとかいうことで、約六十万町歩の林野が払い下げられておるのでございすが、これまたそれ以前と同じように、ほとんど利用価値のない山としてそのまま捨ておかれております。このことは何故原因しているかと申しますと、何と申しましても、森林が持つ長期性の問題あるいは低利性の問題、また買入れた民間団体におきまして、林業の技術者もない、財政能力もない、あるいはそういうものが非常に希薄である、こういふような点から、山はもつても、立木一代限り、あとはそのまゝ。こういふような形態であるならば、ほんとうに国民の財産あるいは社会資本として貴重な森林として、非常に大きな問題があるわけでございます。私たちは現在の国有林の姿というものを肯定しながらも、反面地元民がなぜ国有林の開放を叫ぶか、その内容を十分謙虚に反省しなければならぬ、かように考えております。何と申しまして、地元民におきましては、国有林は村にあつてもその利用がほとんどなされてない。ここに国有林の開放が東北地帯を中心に起こるわけでございますが、いづれにいたしまして、所有権の開放ではなくして、国有林野事業に支障のない限りの意味合いにおいて、国有林の利用権の開放というものを積極的に進行することは、まことにけっこうなことであらうと思ひます。けれども、所有権は、時の流れに

さて、最後に一言、時間も過ぎておりますが、林政審議会について申し上げたいと思ひます。御承知のように、これに類似したものが、現在農林省林野庁のほうに中央森林審議会という形においてあります。農林大臣の諮問機関といたしまして、国の森林に関する重要事項を審議する中央森林審議会がございすが、この構成メンバーは二十七名になつておまして、学識経験者十七名、政府関係が十名、二十七名で構成しておりますが、この問題について、私たちは、かねがね林野当局に對しまして、従来の傾向としても、こういふ審議会を審議するにあつては、ひとりいゝゆる政府のお役に立つような――簡単に言うならば、現在の中

央森林審議会は元農林省の高級官僚によつてのみ独占されております。そこにはわれわれ労働代表もいなければ、零細山村民の代表も一人もいない。したがつて、私たちは、かねがねせめて一人くらいは労働者代表も中央森林審議会に加えてもらいたいという主張をしてまいつたわけでございますが、ナシのついでで、こういふような実態でございます。ここにも林政審議会は十五名と書かれておりますが、この審議会の構成も、学識経験者というきらいなことはによつて、いわゆる政府側の都合のいい人、そういう要人だけの委員十五名によつて構成されるというところのないように、ひとつ林野を幅広く、民主的に林政を打ち立てる審議をされるためには、労働者の代表も農民の

代表も消費者の代表も学識経験者も、すべてこの林政審議会のメンバーとして加わって、民主的にして明るい国有林野、民有林野行政ができるよう、先生活方の格段の御配慮をお願いいたしまして、私の意見にかえさせていただきます。

○高見委員長 以上で参考人各位の御意見の開陳は終わりました。

○高見委員長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 あとで同僚委員からたくさん質問があるようでありますし、時間の関係もありますので、数点にしばって簡単に伺いたいと思っております。

まず第一に、倉沢先生にお伺いしたいのであります。御承知の農林漁業基本問題調査会、林業の基本問題と基本対策というのいろいろ議論されて、答申をされました。先生もその経過については十分御承知かと思いますが、そこで林業の林業というものの評価について、家族的林業というものの評価というものを相当認めて、そういう家族的林業の評価の上に立った答申がなされたというふうに見えていいんじゃないか。ところが、林業の林業という手として、やはり企業的林業というものが林業の林業という主張も一方にあり、いま申しましたような答申に基づいて、家族的林業というものを育成強化をしなければならぬという考え方もあるわけでありまして。こういう問題に対して、先ほど先生のお話で、林業基本法において、従来の土地生産性

というもののからさらに労働生産性を十分重視をした方向にこの問題が進む点で、非常に大きな意味を持つておるといふ意味のお話がありましたけれども、農業と違いますが、言うまでもなく、林業の場合、わが国の場合には国有林あり、公有林あり、さらに部落有林もあれば、私有林もある。これは歴史的ないろいろな経過がありまして、今日そういう形をとっているわけでありまして。しかも、いま世上では、先ほど参考人それぞれの立場から御意見がございましたとして、国有林の開放問題というのが提起されてきております。私は、国有林、公有林、私有林というものの明確な位置づけと使命というものを林業基本法の中では十分明らかにされていかなければ混迷を生ずるのではないかと、政治的な動きによって、林政問題が百年の大計から見ても根柢を残すというところ、これは絶対に避けなければならぬ、こういうふうなふうに思っております。先生、先ほどの先生のお話では、国有林の開放問題については非常に慎重な御意見のようでありまして、むしろそれは所有権というものを移動するのではなく、いわゆる国有林の土地を利用した造林その他の関係で、従来いろいろな形において考えるべきものではないかというふうには私は拝聴したのでありますけれども、こういう国有林、公有林、私有林を通じての今後の発展方向というのについて、林政の立場から、先生の御意見はどういうところにおいておられるのか、この二つの点をお伺いしたいと思います。

○倉沢参考人 第一点は、基本問題及び基本対策で、基本問題調査会の審議の際、林業の将来の林業という手というような考え方が出てきたその中で、家族経営的林業、企業的林業というところが出てきたが、これをいかに考えるか、こういうふうな御質問だと理解しているわけでありまして、私は、実は家族経営的林業というものを、私なりにいわれる農家の経営する、現に存在している農家の経営する、農家が経営するわけでありまして、農家が経営する森林経営、こういうふうな理解しているわけでありまして。でありますから、結局大規模森林の経営と申しますのは、そもそもがほかの業をしておりまして、そこでその業がある程度安定し、労力的にも資金的にも余剰が出てくるというふうな条件のところで、森林のような非常に長い投資が具体的には可能になってくるわけでありまして。そうしますと、頭の中で考えた非常に形式的な家族の労働がいきなり運搬し出して森林経営ができるというふうな考え方は、なかなか私にはつかみにくいのであります。その意味で、私は、この家族経営的林業ということばを、むしろ安定的な農家、森林経営を安定的に包摂した形で考えて、一つの林業のイメージにしておるわけでありまして。

第二点は、林業の林業といふものの二点についてはいかに考えるか、これは第二点といえますが、第一点の第二項になると思っております。この点については、いろいろ議論があるところでありまして、私は、現在、比較的大きな規模の森林経営が企業的に行なわれているとは考えておりません。ただ少なくとも一定の大きな規模での生産手段を持ちまして、また資金もある以上は、少なくとも社会的な責任として企業化への方向をとらなければならぬのではないかと、その努力が大規模の経営者には必要ではないか、こういうふうな考え方をしております。その努力は一体いかなる方向にされていくのか、そういうことになると、やはり計画的な生産とか、労務管理を近代化して労働条件をよくしていくとか、そういうような形が考えられるわけでありまして、それらのことをやるには、これは私自身の個人的見解であります。単に森林だけを経営しているという形態では、なかなか容易でないように見受けられるのであります。そこで、私の頭の中にある企業的林業というものは、これもまさに現段階ではそう数多いものではないと思いますが、一定の数の労働者を雇いまして、一定の機械設備等生産設備を持って、自己の森林を計画的に回転しながら、生産性及び生産量を増大していくという努力をしている形態にならなければならぬということになります。そのようにならぬ、現実からいいますと、さきさき遊離しますが、少なくとも目標としてはそのような形が考えられはしないか、こういう形を大規模経営の一つの目標として、いわゆる企業的林業といふものが置かれたのではないかと、こういうふうな理解しております。

第二点は、国有林についての問題、公有林についての問題、私有林についての問題、こうあると思っております。これは総括すると、実にたいへんな大問題になりますので、国有林について、先ほど若干申し上げましたが、国有林については、その使命は非常にいろいろ考えられておりますし、私自身もいろいろ考えつづるところであります。が、少なくとも国有林といふものは、世界的に見ても、いずれの国においても重要な存在として保護されているわけでありまして。したがって、それらのことは詳しく調べなければなりません。が、さしあたり、現在日本で起きている国有林開放というふうな考え方について申し上げたいと思っております。

私自身の考え方によりますれば、ただいま起きているような国有林開放というふうな運動が、いわゆる全国的あるいは一般的な形で起こることについては、いささか疑問を持つております。なぜならば、林業の行なわれる山間部における国有林、公有林、私有林というふうなものの配置は、それぞれ違っております。しかも、人口の分布もそれぞれ違っております。また、そこにおける農地のあり方なども違っているわけでありまして。そういうふうな、いろいろな条件の違うところの国有林の地元部落村があるわけですが、そういうそれぞれ違った条件の地元の方々が、一せいに国有林開放という形で出てくる、そういう考えに統一されるということはおそらく一般理論的にはあり得ないのではないかと、いささか考えをいっているのではないかと、したがって、国有林の開放といいますが、そういう問題点は、むしろ局部的に起こってくることで、開放ということはおかしいのですけれども、国有林を民間に使用せよという要求は、場所によっては起こるもの当然のようないふところもあるいはあると思っております。そのようないふところはおそらく地元の農家の方々が森林を使用するという意欲が出てくるよう

などところであつて、そのような意欲を
園がいかに誘導したらその地元の農家
の安定に資せられるかというような考
え方のもとに、国有林の活用という問
題が慎重に考えられなければならない
のではないか。それも先ほど申しまし
たように、森林の経営というのは、そ
う一朝一夕にできるものではなくて、
でき上がったときにこそ農家の安定に
資せられるものでありまして、一朝一
夕にできるものではない。その間は、
やはりなるべく農家に負担をかけない
ような方式をとつて、現在の国有林の
部分林制度を農家のほうに有利な形に
改定するとかいうようなふうを重ね
ながら、地元の農家の安定をはかつて
いくということが、国家の財産を預
かっている国有林の一つの立場ではな
からうか、こういうふうに見るのであ
ります。したがつて、一般的に国家の
財産を一般的に開放するというよう
な、非常にラフな、粗雑な考え方は私
には理解できないのであります。

それから公有林であります。公有
林というのは、もともと地元部落のも
のであつた土地であります。それら
が町村の所有、そして一部は町村の経
営になり、また一部は地元の人たちの
直接の利用になつてゐるというよう
な一定のバランスの関係で、現在の公有
林の中身が分かれてゐると思ひます。
町村の経営になつてゐる分はいわゆる
直営林といふことになるのであります
が、直営林のあり方について、従来は
ともかく基本財産造成という、前の町
村制のころの思想からすると引き継い
できておりますが、私の個人的な考え
方によれば、町村財産として營々築き
上げてきました町村の直営林というも
のの中には、地元の町村の人たちが従
来からやはりその町村の山林をつくる
のに非常に努力をつぎ込んでゐるので
はないかと思ひます。それはやはり町
村の山林であるから出て働くのだとい
う関係が多くの町村にあつたわけであ
ります。そういうようなこともありま
すし、もともと各部落のものであつ
たということになれば、やはり町村の
一般的な財政としていきなり考えるの
ではなくて、そこからの森林の収入
は、いわゆる町村住民の福祉というよ
うな関係に主として回されるようなこ
とが必要ではないか。そういうような
くふうがされるならば、町村の直営経
営というものは、きわめて町村民に飲
み込まれた形で包括されるだらうと思
ひます。

それから残りの町村所有林の部分、
つまり、地元民に従来の利用させてゐ
るという部分があるわけですが、こ
れらの部分については、町村が率先し
て資金のあつせんとか、あるいはいろ
いろな技術のあつせんというようなこ
とを行ないまして、いわゆる林業の構
造改善と申しておりますが、そういう
方面の土地利用の高度化ができるよう
に、町村の側も町村民の立場に立つ
て、利用者の立場に立つて考えてやら
なければいけないのじゃないか、こ
ういふふうに考えております。公有林に
ついては以上です。

○角屋委員 さらに伺ひたいと思
ひますが、時間の関係もありますので
で、次に移らしていただきます。
国有林問題について、倉沢先生の御
意見の点、この問題は非常に政治的に
動いておりますけれども、きわめて慎
重に対処すべき問題を含んでゐると私
も思つております。
喜多さんにお伺ひいたしたいのであ
りますが、喜多さんは森林組合の代表
でありますので、全般的な問題がたく
さんありますけれども、これからの林
業の構造改善の問題について伺いま
す。先ほど非常にじみではありまし
たけれども、古川さんのほうから、第
一の長い経験を通じて、零細な森林所
有者の協業の問題というようになこ
とについて、森林組合の果たしてきて
いる役割りを貴重な御意見として承りま
す。私有林所有の形態というものを
見ますと、大きいのも一方にありま
すけれども、九割近いものが五ヘクタール
以下という零細な形であります。こ
ういふ形の中で林業の構造改善を推し
進めていく場合、具体的な問題として、先
ほどちよつと倉沢先生にお伺ひいた
しましたけれども、喜多さん自身とし
ては、これからの構造改善というもの
を考へる場合に、私有林のなにか手
の適正規模の概念は、そう一挙にはい
かぬと思ひますが、日本の場合には家
族的林業が大体中核にならなければなら
ぬのか、あるいは従来から存してある
企業的林業が柱になつていくという思
想——しかもその企業的林業で部分的
に模範的経営としてゐるものも私も
若干知つておりますけれども、大半は
財産保有的性格というものが非常に濃
い。そういう点で、今後の構造改善の
場合のなにか手という点で、森林組合
の立場から、どういふところに柱を置
いてやつていくのが日本的な条件にお
いてよいのか、こういう問題につ
いて、少しく御意見を承りたいと思ひま
す。

○喜多参考人 林業の構造改善の事業
と関連いたしまして、将来の林業の
ない手ははたしてどういった姿のもの
であるべきかというお尋ねであつたと
思ひますが、端的に申し上げまして、
私は、現在の林業経営の形態は、御指
摘のように、零細経営が圧倒的多数を
占めておると思ひます。そうした現
実のもとにおきまして、にない手は、
これは森林組合である。森林組合が、そ
の圧倒的多数を占める零細経営、これ
をできるだけ、ことばではよく協業と
言ひますけれども、いろいろな姿にお
ける生産の共同、さらにまた、もつと
手が広がれば伐出までいくわけですが、
けれども、経営の共同といひますが、そ
こまでいけば非常によいのですが、と
まかなくも、森林組合が中心になりま
して、零細なものをまとめた姿で合理的
な経営をする、森林組合がそういうた
い意味で、要するに林業経営のなにか手
であるべきである、そういうふうに考
へるわけですが、そこで一方、企業的経
営があるけれども、一体どうなんだと
いうお話ですが、これにつきまして
は、いま先生からも御指摘がございま
す。そのまゝの姿ではこれは意味をなさ
ないのです。ですから、これは国なり行
政機関の指導等々を待ちまして、やは
り本来の企業としての性格がほんとう
に発揮できるように、いろいろな面での
合理化、近代化が必要ではなからう
か、そういう面での指導が非常に必
要ではなからうかというふうに思ひま
す。

○角屋委員 吉田さんにちよつと伺ひ
ます。
さつき外材輸入の問題が需給関係の
現状と対比して少し出たと思ひます
けれども、南洋材、北洋材、あるいは
そういうものを入れる場合の港灣施設
等の問題、あるいは先ほど参考人の
中で御意見が出ましたように、すでに
四億ドルをこえてゐるということで、
国際収支の関係の一つの大きな比重を
占めてゐる。吉田さんの立場とすれ
ば、木材生産の需給が安定を、価格
が安定をするという立場であり、喜多
さんは外材輸入については非常に慎重
な御意見である。これはまあわれわれ
からいへば、国内で生産のバランスが
とれるだけの十分な自信があればもち
ろんいいと思ひますけれども、なか
なか伐採を惜しむ傾向等も一部あつ
て、重要な木材価格の高騰となり、国
民経済的な立場からそうもいかぬとい
う問題が出てゐる。十分国内で自給で
きるならば、やはり国内生産に重点が
いくということが必要だと思ひます。
外材関係について、さらに具体的に
に、南洋、北洋、いろいろな輸入先の
問題がありますが、御意見があれば、
この際承つておきたいと思ひます。
○吉田参考人 お答えいたします。
外材の問題につきまして、国内で自
給できるならば事実望ましい、これは
当然のことです。しかし、現在の
森林の生産の事情から申しまして、
早急にこれを自給し得るということは
ちよつと申し上げられないと思ひま
す。すでに千四百万立方近い外材が
入つてゐる現実を見まして、それは近
い将来においては不可能だ。したがつ
て、需給のバランスをはかるために
は、外材の輸入も適正にはならなけれ
ばいかぬというのが私の意見でござい

○角屋委員 最後に、今村さんにお伺いしたいのでありますが、先ほど今村

すけれども、長い目で見て、そういう気持ちというものが必要ではないかという感じを展望として持つわけであります。この際、今村さんのそれに対する意見を――これは先ほどの意見からすれば、答えははっきりしていると思ふのでありますけれども、林政全体という立場から見ると、そういうことが展望として考えられなければならないのじゃないかという感じがする。

もう一つは、林業を考える場合、何と言つても、基幹労働力が、国有林、公有林、私有林を問わず最近だんだん減少傾向にある。いかに給をかいてみても、現実にはそれをささえていく基幹労働力が喪失していくというのを考えなければならぬ。そういう面では労働力の確保、しかも優秀な労働力の確保ということが重要な根本的な問題になる。そういう点で、まず国有林において十分な雇用の安定がはからなければならない。模範的な雇用形態を確立し、それが民有林にも及んでいくという形をとらなければならぬと思うのです。こういう労働力の確保、雇用の安定という問題について、先ほど具体的にお話がございましたけれども、さらに御意見を承りたいと思います。

○今村参考人 私どももいたしましては、真に農民の方々が考えておりますような農用地あるいはその付帯した地域については、開放することは賛成であります。しかも、従来欠点とされております利用権の開放というものを十分やっていくならば、農民の方々にも御納得がいただけるのじゃないか、こういうふうな考え方に立っているわけであります。しかしながら、基本的に、林業というものは長期性、長期の

して、その法律案に対する御意見、何っておるわけですが、ただ、この一案の中で、社会党案は森林基本法とすることになっておるわけです。名前ば違つても中身が変わらなければいいじゃないかということにもなるかもしれないませんが、これは重大な法案上の相違点であります。それで、特に森林組合の御両氏にお伺いしたいわけですが、森林法の規定に基づいて、森林組合といふものが設立されておるわけでありますが、この森林法と、たとえば政府案の林業基本法との関係——社会党案にはこれは問題がないわけですが、森林経営と林業経営の相関性というものを、たとえば民有林を主体とする森林組合の経営者の皆さん方はどういふふうにお考えになつてゐるかという点であります。特にお伺いするのは、森林法の場合は、森林所有者あるいは森林経営者の所得の向上とか、あるいは社会的な地位の向上をはかるという規定は全然ないのです。森林の保続的培養あるいは森林生産力の増進をはかつて、もつて国民経済に寄与させるというのが森林法の目的ということになっておるので、森林所有者あるいは経営者の利益を擁護するということは、現在の森林法の規定においてはどこにもないわけです。そこにやはり日本の林政全体の貧困さというものがあつるわけです。ですから、特に森林組合を代表する皆さんの場合には、現在の森林法と、たとえば政府案に御期待を持っておられるとするならば、政府案の林業基本法との関連性というものがどうなるかということとは、これは無関心でおられない点であるといふふうに考え

るわけですが、ですから、この点についての御意見をまず伺わしてもらいたいということでもあります。

それからもう一つは、政府案の林業基本法は、多分に森林経営あるいは森林経営を中心とする生産者の利益擁護ということに對しては全く冷淡であるといふことは、参考人の皆さんも十分御承知のとおりだと思つてわけですが、ですから、たとえば森林の産物であるところの立木の販売あるいは素材の販売といふものは、森林経営者にとつては最も所得につながる点であります、これらを農業に比較した場合、農産物、畜産物の販売をする場合の価格の算定、価格形成上にこれを對比した場合に、どういふような価格の算定評価が行なわれる場合において、いわゆる森林経営者としての所得の増大を考へることが出来るか、これはなかなかたいていへんむずかしい問題であります、経営を通じて所得が増大され、拡大再生産のほうに発展できるという保証がなければいけないと思つてわけですが、この点が政府案においては非常に不十分であります。これに対する御意見を伺いたいと思つてわけですが。

それからもう一点は、これは農業を通じてもあるいは林業を通じてもあるいはありますが、いわゆる自立経営、個人経営の場合においても、ほとんど自家労働力というものが全く不足して、農業の場合にも七五割がすでに兼業化しておるような状態ですから、林業の経営の場合においても、特に森林経営の場合においても、労働力を自家で保有するといふことはなかなか困難なことになると思つてわけです。経営面積の大小にもよりますが、自立的な森林経営

をやるといふことになれば、多分に他給労働力に依存しなければならぬといふことになるわけですが、そういう場合においては、重要な問題になるわけですから、この際、従来の認識が誤つておるとすれば、それを改めてもらう必要があると思つてわけでありまして、他給労働力を確保するといふ場合には、社会的な前提条件をどうするかといふことを森林組合自身も方針としてきめてもらわねと、林業のなない手であると言つても、これはなかなか困難な事態になるというふうに私は考えられるわけですが。

それからおもう一つは、政府案の林業基本法は、多分に森林経営あるいは森林経営を中心とする生産者の利益擁護ということに對しては全く冷淡であるといふことは、参考人の皆さんも十分御承知のとおりだと思つてわけですが、ですから、たとえば森林の産物であるところの立木の販売あるいは素材の販売といふものは、森林経営者にとつては最も所得につながる点であります、これらを農業に比較した場合、農産物、畜産物の販売をする場合の価格の算定、価格形成上にこれを對比した場合に、どういふような価格の算定評価が行なわれる場合において、いわゆる森林経営者としての所得の増大を考へることが出来るか、これはなかなかたいていへんむずかしい問題であります、経営を通じて所得が増大され、拡大再生産のほうに発展できるという保証がなければいけないと思つてわけですが、この点が政府案においては非常に不十分であります。これに対する御意見を伺いたいと思つてわけですが。

それからおもう一つは、政府案の林業基本法は、多分に森林経営あるいは森林経営を中心とする生産者の利益擁護ということに對しては全く冷淡であるといふことは、参考人の皆さんも十分御承知のとおりだと思つてわけですが、ですから、たとえば森林の産物であるところの立木の販売あるいは素材の販売といふものは、森林経営者にとつては最も所得につながる点であります、これらを農業に比較した場合、農産物、畜産物の販売をする場合の価格の算定、価格形成上にこれを對比した場合に、どういふような価格の算定評価が行なわれる場合において、いわゆる森林経営者としての所得の増大を考へることが出来るか、これはなかなかたいていへんむずかしい問題であります、経営を通じて所得が増大され、拡大再生産のほうに発展できるという保証がなければいけないと思つてわけですが、この点が政府案においては非常に不十分であります。これに対する御意見を伺いたいと思つてわけですが。

それからおもう一つは、政府案の林業基本法は、多分に森林経営あるいは森林経営を中心とする生産者の利益擁護ということに對しては全く冷淡であるといふことは、参考人の皆さんも十分御承知のとおりだと思つてわけですが、ですから、たとえば森林の産物であるところの立木の販売あるいは素材の販売といふものは、森林経営者にとつては最も所得につながる点であります、これらを農業に比較した場合、農産物、畜産物の販売をする場合の価格の算定、価格形成上にこれを對比した場合に、どういふような価格の算定評価が行なわれる場合において、いわゆる森林経営者としての所得の増大を考へることが出来るか、これはなかなかたいていへんむずかしい問題であります、経営を通じて所得が増大され、拡大再生産のほうに発展できるという保証がなければいけないと思つてわけですが、この点が政府案においては非常に不十分であります。これに対する御意見を伺いたいと思つてわけですが。

それからおもう一つは、政府案の林業基本法は、多分に森林経営あるいは森林経営を中心とする生産者の利益擁護ということに對しては全く冷淡であるといふことは、参考人の皆さんも十分御承知のとおりだと思つてわけですが、ですから、たとえば森林の産物であるところの立木の販売あるいは素材の販売といふものは、森林経営者にとつては最も所得につながる点であります、これらを農業に比較した場合、農産物、畜産物の販売をする場合の価格の算定、価格形成上にこれを對比した場合に、どういふような価格の算定評価が行なわれる場合において、いわゆる森林経営者としての所得の増大を考へることが出来るか、これはなかなかたいていへんむずかしい問題であります、経営を通じて所得が増大され、拡大再生産のほうに発展できるという保証がなければいけないと思つてわけですが、この点が政府案においては非常に不十分であります。これに対する御意見を伺いたいと思つてわけですが。

それからおもう一つは、政府案の林業基本法は、多分に森林経営あるいは森林経営を中心とする生産者の利益擁護ということに對しては全く冷淡であるといふことは、参考人の皆さんも十分御承知のとおりだと思つてわけですが、ですから、たとえば森林の産物であるところの立木の販売あるいは素材の販売といふものは、森林経営者にとつては最も所得につながる点であります、これらを農業に比較した場合、農産物、畜産物の販売をする場合の価格の算定、価格形成上にこれを對比した場合に、どういふような価格の算定評価が行なわれる場合において、いわゆる森林経営者としての所得の増大を考へることが出来るか、これはなかなかたいていへんむずかしい問題であります、経営を通じて所得が増大され、拡大再生産のほうに発展できるという保証がなければいけないと思つてわけですが、この点が政府案においては非常に不十分であります。これに対する御意見を伺いたいと思つてわけですが。

それからおもう一つは、政府案の林業基本法は、多分に森林経営あるいは森林経営を中心とする生産者の利益擁護ということに對しては全く冷淡であるといふことは、参考人の皆さんも十分御承知のとおりだと思つてわけですが、ですから、たとえば森林の産物であるところの立木の販売あるいは素材の販売といふものは、森林経営者にとつては最も所得につながる点であります、これらを農業に比較した場合、農産物、畜産物の販売をする場合の価格の算定、価格形成上にこれを對比した場合に、どういふような価格の算定評価が行なわれる場合において、いわゆる森林経営者としての所得の増大を考へることが出来るか、これはなかなかたいていへんむずかしい問題であります、経営を通じて所得が増大され、拡大再生産のほうに発展できるという保証がなければいけないと思つてわけですが、この点が政府案においては非常に不十分であります。これに対する御意見を伺いたいと思つてわけですが。

それからおもう一つは、政府案の林業基本法は、多分に森林経営あるいは森林経営を中心とする生産者の利益擁護ということに對しては全く冷淡であるといふことは、参考人の皆さんも十分御承知のとおりだと思つてわけですが、ですから、たとえば森林の産物であるところの立木の販売あるいは素材の販売といふものは、森林経営者にとつては最も所得につながる点であります、これらを農業に比較した場合、農産物、畜産物の販売をする場合の価格の算定、価格形成上にこれを對比した場合に、どういふような価格の算定評価が行なわれる場合において、いわゆる森林経営者としての所得の増大を考へることが出来るか、これはなかなかたいていへんむずかしい問題であります、経営を通じて所得が増大され、拡大再生産のほうに発展できるという保証がなければいけないと思つてわけですが、この点が政府案においては非常に不十分であります。これに対する御意見を伺いたいと思つてわけですが。

根拠をこの基本法の政府案に求めて解決するということになれば、これは先ほど言いましたとおり、森林所有者、あるいは森林経営者、あるいはこの森林で働く労働者に対しては犠牲を要しますし、あるいはそのようなことも政策的になりかねないと思うわけでございしますが、この点に對しに率直な御意見を聞かしていただきたいと思います。

もう一つは、従来木材の加工、これはパルプ産業も入れてさうであります。国有林に對する態度というものは、国有林が国民共有の山であるというのを忘れて、一部の木材業者とか独占的なパルプ産業の私有物であるような考え方が非常に強いわけですね。これは現在の政治権力との結合の上に、さういふ思い上がった認識が出ておるわけでございしますが、今後この基本法あるいは森林法の精神というものを十分お互いに尊重して、森林あるいは林業の拡大発展をはかるということになれば、もう少し謙虚にわが国の森林の発展をどうするか、あるいは林業の発展というものが国民経済全体にどうしたら寄与するかという点についても、相当御協力を願わなければならぬと思うわけであります。もうからない森林経営だけ人にやらして、その生産された立木や素材をたいて安く買わなければならぬというような恣意的な考え方は、これは總体的な森林あるいは林業の発展を期することはできないというふうにわれわれ考えておるわけです。ですから、この点において、たとえば造林事業の問題にしても、立木の育成の問題にしても、あるいは国土保全上あるいは国民保健上、国有林の持

つ使命あるいは森林全体の持つ使命に對して、それに依存する木材業者としてどのような協力、貢献をすることによって、みずからの事業の発展を期するといふお考えであるか、この点に對して御所見があれば聞かしていただきたいと思います。

それから第三の質問であります。これは日林労働の熊井さんにまずお尋ねしますが、われわれが率直に見たところ、同じ林野庁の職員あるいは労働者が何れも二つの部分に分かれて労働組合をつくらなければならないという必要性は毛頭考えておられぬが、しかしこれは憲法あるいは基本的な労働法に基づいて、自由意思によつて労働組合がつくられておるのだからして、それをとやかく言うわけではありませんが、特にお尋ねしたい点は、日林労働の場合には、林野庁内における月給制の定員職員以上の者だけでしか労働組合をつくらぬという点であり、さういふことになり、全体として、国有林野で働いておる、それ以上条件の悪い、定員外の臨時職員の職員、あるいは常用の作業員とか、あるいは季節的な作業員、これらの諸君がほんとうに国有林の持つ使命であるこの企業の面のささえをなしておるわけですが、あなたの場合はただ行政職員と同じように、月給取り以上のものではなくて組合に入れないとか、相手にしないといふことになると、たとえば政府案にしても、労働者の雇用の安定といふことを申しわけのうちにうたつておるわけであり、一体国有林全体の企業的な生産の場において、一番劣悪な条件のもとで苦勞して、そして最も貢献しておる諸君の雇用の安定とか、労働条件の改善と

いふものに対しては、一体どういふふうなお考えを持っておられるかという点に對して、組織上の方針がもしあれば、この際、参考までに聞かしていただきたいと思います。

それから、さういふ限定された範囲内で労働組合がつくられた場合、一体林野庁の企業的な性格と、農林省の中における一般の行政面を担当する他の各局の職員、従業員等との相違点がどこにあるかという点、行政職の職員の場合には、大首脳部は局長とか部長といふものがありますが、これらの諸君は行政的な任務を担当する関係もあつて、所属が早いわけですね。局長を一年くらいやればまたほかの局長になり、部長を一年くらいやればまた他に行なわなければならないことがひんぱんに行なわれておるわけですね。ところが、林野庁の国有林の経営ということになると、一年交代くらいで局長がまたかわつたとか、部長がかわつたとかどういふことになると、とにかく造林は、植樹をしてから主伐期に入るまでには少なくとも四十年くらいの年月がかかるわけですね。さういふ場合に、企業の責任者としての部署にある者たちが、他の行政職員と同じように転々として職場を變えるというふうなことになる場合、一体国有林の経営といふものはどうなるかという点について、全然御批判がなかったようであり、これは給料取りだからしやうがない、一般の行政職員と同じだからそれでもないんだというふうなお考えでおられるかどうか、その点に對して御意見を聞かしていただきたいと思います。

それから第三点は、労働組合というものは、経済的な要求を実現するための団体であります。しかし、その労働組合であつても、たとえば国有林に従事しているときは、将来に對して、経済的な問題だけに限定しないで、やはり方向としては、一つのビジョンといふものを持つて差しつかえないと私は考えておるわけです。先ほどもちょっと触れたように、あるいは、たとえば国有林の経営の実態といふものを言われて、国有林の機能といふものはあくまでも国営方式で維持して、その事業は国の直轄事業としてやるという御意思の表現であつたか、あるいはわが国の森林全体に對して将来は国有林の方向に持つていくべきであるといふような御意思であつたのか、その点に對して、御意見があれば聞かしていただきたいと思います。

それからもう一点は、あなたの組合では相手にしないところの、いわゆる国有林の季節的な作業員とか、全然身分的な保障のない大多数の劣悪な条件にあるところの国有林労働者の諸君に對して、雇用の安定とか社会的な条件の向上であるとか、さういふ全体的な保障や向上をはかる場合の改善策といふものには對してお考えがあるかどうか。たとえば社会党といたしましては、すでにこの三月七日に、これは参議院に国有林労働者の雇用安定に関する法律案といふものを提案いたしました。そしてこの法律の実現によつて、いわゆる季節的な国有林労働者すべてを含めて、雇用の安定と最低賃金の保障あるいは将来における社会的な保障といふものが、一般政府職員と同じような形で保証される道を講ずるということ、われわれは国会にこれを提案しておるわけですが、さういふ人たちは仲間に入れないといふ日林労働の立場から見ると、この種の法律といふものを必要であると考えておるか、いやさういふものは要らぬ、おれたちさういふものは要らぬといふように考えておるものか、さういふ点についても聞かせを願いたいと思つておるわけであり、それから全林野の今村さんの場合には、三案の中では社会党案が一番妥当であるといふ御意見がありましたので、それ以上私が繰り返してお伺いすることは、わが党案をなれ合ひで宣伝するようになる場合も考えられますので避けて、以上の問題を三つに区分したわけですが、時間があまりありませんので、それぞれ関係の参考人の皆さんから率直な御意見をお伺いしたいと思います。

○古川参考人 私からただいまの御質問の労働関係についての面でお答え申し上げます。

労働力につきましては、自家労働力が不足いたしますために、ほかの労働力にたよらなければならぬといふ実情は、御指摘のとおりでございます。私も先ほどこの内容について少しく申し上げたのでございますが、現在国有林の労働力確保といふことにつきましては、一番問題になっておりますのは、いかにして年間労働力が継続されるかという点でございます。したがって、林業労働に携わつてもいいという希望者がございまして、はたしてそれが半年仕事があるのか、一年間仕事があるのか、ということがはっきりしないのが、

民有林の林業労働の現地の実態でございます。ここにおきまして、先ほど御説明申し上げましたように、一番問題となつてまいりますこの労働力を確保いたしますために、私有林あるいは公有林のいわゆる個別計画を樹立いたしまして――これを現在五年くらいに私の地区では考へております。森林計画から個々の一筆調査をいたしまして、個人の意見も十分聴取いたしまして、その林地が最高度に効果があるような方法を組合の技術員と話し合ひをなすつてやります。したがって、これが集計いたしてまいりますと、地域内の全民有林につきまして、年間新植がどのくらい行なわれ、あるいは下刈りがどのくらい行なわれ、それに要する労働力というものはかくかくになつてくるということがはつきりしてまいります。なお、そのうち個々に自家労働でそれがまかないつく人もございまして、それ以外の他労働力を希望されるものを集計してまいりますと、ここに年間の地区内の林業労働がどのくらい必要であるかということが確立してまいります。これを私どもは考へまして、そうした集計の上に立つて労働力を確保したい、これが現在考へておる一つの点でございます。そこで、この労働力につきまして、民有林の立場におきましてはきつめて矛盾した問題が出てまいります。民有林の關係には地区外から労働力を導入するようになりますと、かえつて非常に高いものにもなりますし、地区外から労働力を提供された方も不便でございますので、できるだけ地区内の労働力を考へておるわけでございますが、この場合に、一方では山林所有者であり、一方では労働力の供給

者であるという人が大半を占めておるのであります。したがって、高額の賃金をお支払いいたしますと、山の収入に影響してくるという、利害がちがはくな關係が出てまいります。これらの調整を、森林組合といたしましては、賃金も妥当な線であり、立木価も適正な立木価があるようにというふうに、現在苦慮を払いながら、いま申し上げましたような労働力の確保を考へつつあるところでございます。いろいろな悪条件のもとに労働力が少なくなりまして、これを補充するために、能率化するために、機械化を考へまして、十人の労働力で二十人、三十人の生産効果があるような方法を現在考へつつあるわけでございます。したがって、地区内の五年間くらいの年間の労働力の確保が見通しがつきまして、それにマッチいたした労働者が確保されましたならば、その人たちが希望されますならば、労働組合の結成等も私どもは決して干渉しておるものではないと思ひます。

以上、簡単にございしますが、労働力の点につきましてお答え申し上げます。

○吉田参考人　まず第一点の、政府提案の林業基本法のどこに大きい期待を保持しておるかという問題でございますが、事林産、いわゆる木材の加工流通の面におきましては、政府案も社会党案も民主社会党案も、同じような方針のものに取り上げられておるのでございします。特に政府案の第三条の四号に、「林産物の需給及び価格の安定並びに流通及び加工の合理化を図ること」という点がまず施策として掲げられておるわけでございます。この点は、従来の森

林法その他に欠けておりました点がこれによって補われ、またそれに付随いたしまして、政府案も十五條、十六條におきまして、価格及び流通の問題が取り上げられております。同じく社会党の提案によります森林基本法においても、同様の問題が二十四條、二十五條で取り上げられております。このような点は、林産物の流通加工部門の合理化という点も、林業の最終段階におきまして林業振興のために必要であるというような考慮から、三党ござつてこのようない問題をお取り上げ願つたというようない意味で、私は政府案にこだわらず、林業基本法の成立を期待するものでございします。

次に、原木高と製品安の問題についてお話がございました。ただいま申しましたような根本の部面から申しまして、確かに木材業界におきましては、採算割れの状態というものが続いております。しかし、これは生産面におきまして、一部に財産保持的と指摘されますような生産状況によりまして、生産が思うように需要にマッチしない、そのために起こつた現象でありまして、またそれと付随いたしまして、木材業界におきまして、非常な過剰設備であるとか、流通面の不合理もございします。これらの点を是正していくべきがこの基本法の示す方策であるといふふうに考へております。これがた

めには、木材業界といたしましては、協同組合等の組織の強化、合理化等によつて何とかこれを克服していききたい。木材業界といたしましては、その生産のものといたしましては、林業生産にあるのでございまして、これをつぶしてまで木材業をやつていこうという意向

は毛頭ございません。もとあつての産業でございしますので、そのような林業の生産に大きな負担をかけてまで価格をたたくことというような考へ方はないことを申し上げておきます。したがって、民有林等につきましては、国有林が最も大きい生産者であり、計画生産をなし得る実力を持つておる。しかも適正な市場価格によつて、これを国家の方針として一つの価格を定め得られるというように最も大きい期待を持つておるのでございまして、したがって、国有林に対しては、同様の、国有林の負担を増加すべきであるというようない方策は持つておりません。したがって、木材業界といたしましては、森林経営者等の協力によりまして、なおこの上合理化、コストの引き下げをはかつていく、これが大きなねらいでございまして、このようない方向に向かひまして、林業基本法のあらゆる施策が統一されるということ希望するものであります。

○熊井参考人　芳賀先生のほうから、いわゆる国有林の労働組織問題、特に私たちが主張しておりますところの組織の二分論ということで、いわゆる定員内月給制職員だけがよくなつて、作業員のことは考へないんじゃないか、こういうようなことについての質問なり意見が出されておりますが、私たちが、いわゆる自分たちだけがよくなる、こういうような姿勢でこの組織をつくるのか、日林労を結成する、こういうようなことでは決してないわけでございます。まず私たちの理由につきましては、これは直接基本問題と関連してございまして、簡単に申し上げますが、要するに、今日の国有林、

民有林、あるいは国有林にありまして、月給制なりあるいは作業員のいわゆる労働条件の位置づけというものがきつめて低位にある、悪い。こういうことは、林業全体の位置づけがこれまた低位に置かれておまして、それとの関連において、国有林、民有林ともに、全体的に林業労働者というものは非常に不遇な立場にある。しかし、これに對しましては、国有林、民有林の位置づけと同時に、また一面では、いままでの労働組合の運動過程も、これはまた反省しなければならぬ点があるのではないかと。こういうような内部的な問題、その他、月給制の職員と作業員は、御承知のように、置かれておる立場とか、あるいは労働の内容、業務の実態、それぞれ異なつております。たとえば一例を申し上げるならば、建設関係において、監督をやる人とそこに働く一般の従業員とが一緒になつて、はち差を縮めていろいろと運動をやるということが適切かどうか、こういうことになるかと、これもまた疑問である。これがいかに悪いかにいへば、たとえ総評内においても一番強いりっぱな組合であるといわれております民間の炭労におきまして、職員と作業員というものはすつきり分かれております。立場が異なつておりますので、すつきり分かれた上で連合会組織をつくつておる。また官公庁においても、国鉄においては、同じ国鉄労働者といへば、おのずから基盤が異なるところの動力車と一般の国鉄の職員とは、いわゆる国労と動力車労組と組織を異にして、組織の二分化をやつておる。このようない例から見まして、私たちの場合、決して月給制だけがよくなるというよ

うな立場ではなくて、おのずからよつてくる基盤なり、置かれている条件その他から考えまして、これは発展的に組織を二分化したしまして、平和運動と権利闘争、こういうような共通なる問題については、職員と作業員が協議会を持つてやっていこう、協議会という広場でやっていこう、こういうような基盤をつくっているわけでございまして、決して自分たちだけがよくなる、作業員のことについてはかまわないというようなことではないので、その辺誤解のないように御認識願いたい、かように考えております。

次に、いろいろと質問が出ておりますが、一点と二点は関連をしておりますので、特に作業員関係についてどうかという点がございまして、作業員問題について一言触れるならば、むしろ国有林の作業員の場合におきましては、御承知のように、きょう一日雇われても、国家公務員法なり公労法のワクに縛られます。いわゆる日雇いであろうと、常用であろうと、月雇いであろうと、定期であろうと、すべて国家公務員のワクに縛られてさまざまな規制をされております。しかも賃金は、国家公務員という名のもとに適当にたたかれ、こういうような形ではなくて、作業員というものは、要するに国家公務員のワクからはずして考える。最近討議されておりますが、ILO批准の問題その他に関連いたしまして、こういう作業員というものはいわゆる国家公務員のワクからはずして、労働三法の適用を行なつて、その作業員と現在ございまして、労働三法の適用を受けている民間の林業労組と相連絡提携し、あるいは合同して、発展的に二分

化をしなければ、国有林の作業員が民有林の作業員の足を引っ張る、あるいは逆の形においてお互いに小ぜり合いをするというところは問題があるということで、私たち、法的な立場からも、今後の先生方の改善策というか、御検討をお願いしたい、かようにこの際申し上げるのであります。

それから林野の国有国営の姿であります。要するに、何が何でも国有林は国営でやらなければならぬという規定はしていないわけでございまして、何と申しまして、国土の保全なり、国民全体に及ぼすところの林産物の需給調整という問題を中心にして、そういうものの対象林分については、これまで国有国営という姿が適当である。具体的に言うならば、たとえば新編を含めて東北七県においては国有林が多いわけでございまして、こういうような地域については、地元施設その他利用原の積極的な活用も必要でありましょう。また関西以西になりますと、山は荒れております。こういうような地域については、逆に国土保全という立場に立つて、積極的な保安林その他の国営の姿というものをもちます。こういう国有林の分布というか、国有林の姿というものを、もう少し具体的に場所的に検討して、そのあり方を評価すべきではないか。ただ、現時点におけるところの国有林の姿を、直ちに売り払うとか、あるいは活用するということについては、先ほど申しましたように、もっと慎重にやるべきじゃないかと思ひます。

最後に、社会党が提案されておりますところの国有林の労働者の雇用安定促進法についてどう思ふか、こういう点であります。この点につきまして是非常にわかる点がございまして、私たちもこの点については相当共鳴をしておりますけれども、この際、先生からのそういう御質問であります。それで、なぜこの国有林労働者の雇用安定をやつたのか、国有林になぜしほつたか、なぜ民有林、国有林合わせて林業労働者の雇用安定というものを、いわゆる林政というか、そういうものを大きな視野に立つて打ち立てないか、国有林が優先するということは、森林一家につながる問題ではないか。しかし、流れる思想についてはよくわかりません。これは、国有林労働者も賃金その他不安定でございまして、当然考えなければならぬと、並列的に問題になっておる民有林労働者については、ここでは一般的な文章で書いておられますけれども、これは並列的に作業員なり労働者の雇用安定あるいは労働条件の向上というものを積極的に出していたらどうか、日林労としては、全面的にこの問題については運動するといふか、皆さんとともにやっていきたい、こういうふうに考えておるわけでありまして。

を非常に強く受けるわけです。そういう立場から、具体的に御尋ねをいたしたいのですが、いまここに三案が出ております。私どもの森林基本法、政府と民社党の林業基本法というものが出ておりますけれども、これが一番適切だとお考えになるか、これをお尋ねいたしたいと思ひます。なぜかというならば、政府が長い間かかりまして農林漁業基本問題調査会というものをつくつて、膨大な経費をかけて、学者を動員いたしましてつくりましたものが、実際に合わない答申であるといふことで、これがあまり利用されないといふ申すか、この説が受け入れられない状態でございます。そういうさなかにおいての案が三つ出たわけでございますから、いままでの御研究の立場からいたしまして、個人的な見解あるいは学界的な意見も加えられてお考えになっておられますか、この点をひとつお尋ねいたしたいと思ひます。

と同時に、この三案の特徴がどこにあるかといふこと、皆さんにわかにかつて御検討が十分でないかと存じますが、三案のおのおの特徴はどこにあるかとお考えになっておられますか、これもお伺いいたしたいと存じます。

第二に、このような点については、私どもの学界的ほうでも実は二論あります。それは比較的若い層といひます。それと比較的年寄りの方の二つの層がありまして、大体年寄りの方はいわゆる森林一辺倒的論をはかれておるわけでありまして。そして若いほうの極論するところは、その森林の技術も何とかなるだろうといふような、かなり樂觀的な説をはかれる。そして私どものようなちやうど中年の者は、少なくとも経済の発展の前進きでものを考える、しかしながら、森林技術の発達現状というのから見れば、たとえば労働生産性というやうな問題を前面に持つてくるにしても、あまりまた一辺倒になると危険である、こういう学説をとつておるわけでありまして。結論といたしましては、私の意見陳述にありましたように、労働生産性という立

場をとった政府案をとるということではあります。しかしながら、それには意見をつけましたように、なるべく近い将来、森林法との関係を十分検討してほしい、そしてその関係を整備してほしい、こういうような付帯意見をつけて申し上げておきます。

○川俣委員 ほかの参考人の方はどうですか。——それでは参考人から参考意見が聞けないのですから、もう少し突っ込んでお尋ねしたいと思えます。少なくとも社会党の案は、将来の構造改善について触れておるわけでございます。これが非常に特徴だとお考え願いたい。すなわち、林業だけではなかなか成り立たないであらうし、しかも現在の林業をになつておられる人々は小面積を持つておられるので、これを拡大するということは、日本のような領土の狭いところではなかなか困難である。しかし、林業も農業だといふ立場をとりまして、あるいは土地生産事業だといふ立場をとりまして、林業と同じ農業の部類に入る耕作農業あるいは畜産農業と一体的に経営すべきだといふことで、農牧林混合農業という構造改善の形を出しておるわけでございます。これが私どもの最も特徴とするところでございます。

もう一面は、一体、林業といふものが成り立つのかどうか、あるいは成り立たせるとすれば、国民経済に大きな犠牲を払わねばならないか、こういう疑問も解決しなければならぬといふ考え方をいたしておるわけでございます。

今日、私どもは、土地の財産的保持について強い批判を加えながらも、この持つ意義をも理解いたしております。す。というのは、日本の森林資源が今まで保存されてまいりました大きなものは、やはり財産的保持をしておつたといふことで資源が保持されておるのだ、これによつて、単に保持者ばかりでなくして、一般国民経済がかなり寄与を受けているんだといふ考え方をいたしますれば、必ずしも財産保持にだけ批判を加えるのは妥当を欠くのではないかといふ考え方もいたしておるわけでございます。それはかつての御用林がいま木材の供給源として大きな役割を果たしておるという点を見ましても、あるいは藩政時代の林業政策の恩恵にいかになれわれが浴しているかといふことを考えますと、形だけの財産保持的な持ち方について批判を加えながらも、考えなければならぬといふ考え方を持つて、この案ができ

第一類第八号 農林水産委員会議録第五十六号(その一) 昭和三十九年六月九日

また、林業自体がなかなか経営困難だといふところから、国の助成と申しますか、援助がなければ林業は成り立たない。この助成をする必要があるのだといふ点を強調いたしております。これは単に林業者のためばかりでなくして、公益的な事業であるから、国の助成、補助は当然加わらなければならぬといふことを強調いたしておるわけ

す。そのために、いままでのオーソドックスな林業学者のような意味だけではなしに、国の補助、助成と申しますか、国の援助を強調しなければならぬといふ意味で、単に個人の経営にまかしておくだけでなしに、国の援助といふものが必然加わらなければならぬ特質を持つておるのだといふことを強調して、特に公益性を強く打ち出しておるゆえんです。もちろん、その

ものずばりの公益性もありますけれども、公益性を強調することによつて、国の援助と申しますか、国民の援助が当然加えられるべきものだ、こういう意味が私どもの基本法の基本になつておるわけでございまして、これだけ申し上げますならば、どつちの案がいいかという御判断ができるかと思つて、つけ加えたのであります。ひとつ承つておきたいと思ひます。

○吉田参考人 社会党案と政府案との重要な差は、国土保全その他の公益的部門に関連する部門が大きいと思ひます。これは私たちが軽々にこの場で答えることができないのでございしますが、政府案におきまして、これらの点を無視されているわけではございません。あわせて、こういうような表現あるいは物足りないところがあるかと思ひますが、この点に触れられておるのでございしますが、現在のところにおきまして、森林法と基本法との関連をいかに調整し、両方の機能をいかに發揮せしめつて進むかといふことに、私たちの重大な関心があるわけであり

と申すのです。したがつて、農業なり漁業なりと比べまして、ある面ではむしろそれ以上の助成が必要でなからうかと思ふのでございまして、さらに公益性の問題を強調すればなおさらでございすけれども、そういう意見を持つておきます。

○吉田参考人 社会党案と政府案との重要な差は、国土保全その他の公益的部門に関連する部門が大きいと思ひます。これは私たちが軽々にこの場で答えることができないのでござい

○喜多参考人 ただいまの川俣先生のお話、まことにごもつともでございす。私はそれぞれ基本法案に特色があると思ふのであります。私は、意見発表でも申し上げましたように、出ております基本法案は必ずしも全面的に賛成ではございません。多少ずつ問題点があると思ふのです。どちらがいかと言われども、にわかに結論は出ません。ただ、いまの川俣先生のお話の中で、国の助成の問題にからみまして、公益性の強調、これはけつこうです。私考えますのに、少なくとも林業は、第一次産業の中では最も恵まれな

○古川参考人 私はどの法案を拝見いたしましたが、それぞれ特徴があるものと存じますが、賢明なる諸先生方のこととさせていただきますので、うまくお話し合いをしていただきまして、われわれ

山村民の期待にこたえていただけるものと御期待を申し上げておきます。

○今村参考人 労働組合的な立場から、私、社会党案を支持いたします。

○熊井参考人 確かに三党とも個々の問題についてはかなり異なつておりますけれども、共通な地盤というものがこの法案にはあるのではないかと、こういうふうに見受けられますけれども、いづれにいたしましても、国土保全か林業かあるいは労働者対策、こういうような点については、いろいろと問題がある点があるわけでございしますが、この基本法なるものを運営するにあ

後たとえば労働者をよくしようといつても、具体的に労働者の位置づけなり、どうしてよくするか、こういうような具体的な実質的なものがない。こ

ういふ点から見ると、まだまだ社会党案なり民社党案においても問題点があるうかと思ふのでございすけれども、いづれにしても、姿勢は前に向いてはいるのではないかと、こういうような点に立つて、さらにこまかい点についての先生方の御配慮をいただきたい、こ

ういふことをひとつお願いをしたいと思います。

○川俣委員 もう一問だけ。私どもはさらにこつこつと点についてほんとうは意見をお聞きしたかったのですが、森林の持つ効用の一つとして、鳥獣保護まで入れておるわけでございす。こ

ういふ点は、ほんとうは政府案が考えるべきであつたので抜けておる。抜けておるといふより、われわれのほうが先行したのでありますから、おそらく

ついてくるであらうといふことを期待して、実はつくつたのでございす。

一七

もう一点は、何と言いましても、今後各産業の技術と競争しなければならぬときに、単なる作業員というふうな取り扱ひをしたものから、機械化に前進するならば、それに対応できるような教育が必要であらう、そういう意味で、技術者をさらに養成しなければならぬであらうという立場をもとておるわけでございます。すぐれた技術革新の行なわれている各産業と競争しなければならぬわけでございますから、それに対応できるようにおくれた教育制度と技術訓練の中にあります日本の森林全体を、もう少し技術的にも高めていかなければならないであらう、ということが、基本にならなければならぬ、という考え方をしております。したがって、民有林にそれらの教育を委託することは困難でありましょう。あるいは文部省にそれを委託することもある困難な情勢でありますから、みずからの事業をやるものが率先してこれらの技術教育をしなければならぬ。技術教育を終った者に対してはそれ相応の待遇をしていかなければならぬであらう、こういう意味でその点を強調いたしておるわけでございます。すなわち、このことが今後の民間林業の育成にも非常に大きな役割りを果たすであらう。そのことが国有林の使命でもある。御承知のように、今日の国有林は、国有林経営規程というものがございまして、これが林業のいわゆる憲法だといわれておるわけでございまして、残念なことには、国有林野事業特別会計というものに押えられて、これらの憲法がなかなか活用されないでおるわけでございます。そういう意味で、国有林野管理規程というものを

う少し法律化して、これは農林省の訓令みたいになっておりますのを法律化して、国民全体がこれを守ってという法律化する必要があるというのが大体私どもの考え方でございます。すなわち、現在の行政機構が果たすべき役割りを果たしておらないので、それを法律化して強要していこうというのが私どもの立法の趣旨でございます。おそろく経営規程については、ここにおられる方は何人も賛成であらうと思ふ。経営規程を十分今度の政府の基本法に織り込んでおるかという、非常に遠慮がちなございまして、遠慮がちなことよりも、特別会計法に束縛を受けて前進できなかったのではなからうか、あるいは規則に支配されておるところから脱皮させようというのが基本法でなければならぬという考え方でございます。すなわち、民有林に対する協力、あるいは指導、あるいは価格の調整ということが使命でございます。先ほど参考人から、生産者としては価格の不安定が一番林業経営の上に大きなネックになっておるということをお話しございました。もつともだと思ひます。しかし、どうして一体価格の安定をはかるかというならば、これは直接統制をするか、間接統制をするか、あるいは間接統制の需給あるいは価格安定の役割りを果たしております国有林の蓄積が相当なれば、需給及び価格の調整の役割りを果たせないのでないか。こういう点からいいたずらなる開放については、いたずらなということばはどうかかわりませんけれども、どうも山を見下して山に登るがごとき感じをいたしたので、私どもはあえてこれを強調したのでございます

が、この点を参考人にお聞きすることは無理かと思ひます。短時間の間にわれわれの法案をごらん願うということ自体が少し無理なのでございまして、無理でございまして、そういう意味だということをおくみになりまして、ひとつ——もちろん、できないことよりも、政府案が成立することが望ましい、政府案が成立することが望ましい、社会党案が成立することが望ましい、とりまして、森林にとりまして、山に緑をなすところの森林も、社会党案が通るならば喜んで成長するだろうというのを大いに期待をいたしておるわけでございまして、そういう意味でひとつ御支持願ひまして、達成できますよう、これは何と言いましても民主政治でございまして、皆さんの御支持を得ますならば、国会が成立させることよりも、私は国民が成立させてほしいということを願ひいたして、質問にかえるわけでございまして、

○高見委員長 足鹿君。

○足鹿委員 もう他の同僚委員からの御質疑で尽きた面は省略をいたしますので、特定の人を名ざしましてたいへん恐縮でございまして、長い週末の森林組合経営に御苦労になってまいられました長野県の古川さんに最初お尋ねいたしますと同時に、全森連の喜多さんにも伺ひたいのであります。すなわち、今度の林業基本法制定を期に、ものから人へという一つの流れが出てきておることは、これは各党案に出ておりまして、その意味におきましてはまことに私もけっこうだと思ひのであります。しかしながら、にもかかわらず、過般和歌山県の公聴会に参りました際に、山村の悲惨な生活環境が

指摘され、また北海道においても、同様の事実に基づいて山村における生活環境の改善等がきびしく要望されました。また林業従事者の状態につきましても、全国七十万と称せられる山林労働者の中で、組織をされておる者は国有林労働者の約五万、民有林関係で約一万、こういう実態でありまして、しかも山林労働者は、非常に労働条件の劣悪な場合が多いことが指摘されました。その際聞いたのであります。賃金は日給制が大体三〇％、出来高制が七〇％というふうになっておりました。現在の実態からしては、出来高制の廃止は主張できないような力関係なり情勢にあるということもございました。また、日給額については、所によつては五百円程度の低いものもあるが、記録によりまして、伐採で日給千五百円、造林で九百円から千五百円ということ。それも地域差が相当あつて、必ずしもこのようにはいっておらない。また就業日数にしても、年間百五十日から二百五十日、特に人工造林地帯では、例外なく多雨地帯でございまして関係上、就業日数が著しく低下しておる。しかも、一般産業と同じ形で適用されておりますものは労災保険だけであります。あとの失業保険の問題にいたしましても、健保にいたしましても、不十分である。健保の場合は、昭和三十五年の一月に日雇い健保の適用を受けて現在に至つておるが、雇用関係が確立されておらないために、ほとんどその適用を受けておらないのが実情である。また失業保険の場合は、昨年七月の法改正によつて、日雇い労働者に対する特例給付ということ、山林労働者にも適用の道が開けておるけれど

も、組織をしたところだけ、奈良県の一部にしか適用されておらない、こういう実情でございまして。いわゆる森林経営者は経営意欲を低下し、またそれによって立つ林業労働者の置かれておる労働条件、または社会保障の面においては、そういう劣悪な条件にある。今度の機会に、先ほどから同僚委員からも指摘されておりましたように、政府がほんとうに林業従事者に、人間に重きを置くという思想を一つの柱としておるならば、この劣悪な状態というものを改めていくような関連施設も必要でありましょうし、またそのためには、的確な実態の把握も、政策の基礎として必要であらうかと思ひます。

そこで、長野県の実情等について、この際少し承らしていただきまして、これに対してどういうふうにしたらいいかということについて伺ひたい。一つの提案としましては、これは京都府のものであります。要するに、農林水産の事業を営む者が当然適用事業主となるように法律の改正が必要になつてくるであらうと思いますが、その間にやはり行政指導の面において、いま私が指摘したような点で、農林業の労働者と森林組合、農業協同組合、農事組合法人、土地改良区等の事業主と雇用関係をもち明らかにして、そして社会保障の適用を受けるようにしていかないと、私は、ほんとうの森林労働従事者の確保もできないし、その人々のしあわせが確保できないのではないかと、さように考えるのであります。それらの点について末端で苦勞しておいでになります古川さんから、これらについてどういう措置をとつておられます

か、またどういふことを期待しておられますかをひとつ伺わしていただきた

それから、これは全森連の喜多さんにも伺いたいのではありませんが、どうも林野庁は私どもに最近の林野六法もくられておりませんし、私も勉強が足りないのではありませんが、あなたの方によって立つ組織は、私は昭和二十六年にその審議に参加した一人でありましたが、森林法によって現在の系統組織ができておる。その第一條を見ますと、「森林所有者の協同組織の制度を定めて、」云々となっております。つまり、現在あなたの方の組織しておられます協同組織は、その森林法の中の一部であつて、その後十数年の歳月が流れて、いま指摘したような、きわめて労働力の確保の困難な実情すらも起きてきている。また、森林の経営意欲が低下してきておるといふような実情が各地に起きてきておる。そういう状態の中にあつて、先ほど倉沢先生も御指摘になりましたが、私は、宣言法としてこの法案がかりに提案をされておるならば、当然過去の制度を見ておる法律の改廃、あるいは新しく関連法としての実定規定というより、すみやかに調整あるいは立案をされてしかるべきであると思つておる。そういう点では、現在全森連系統組織を見ておられますが、全森連自体の性格は、事業団体というよりも、中央会的な組織、機能が強まつておるのではないかと。実際の森林の生産物を販売し、しかも有利にこれを販売していくというような機能を果たす面においては、言つては失礼でありますけれども、十分であるのではないかと、かように思

うのであります。県連の場合といへどもあるいは同様ではなからうか。末端における森林組合としては、先ほど古川さんのお話のように、委託経営等を相当積極的な立場で意欲的にやりになつておるやうであります。私は、けつこうなことだと思つておる。それはそれを受けていくならば、連合会も中央団体も、もっとその運用等においては時代に即応して、不利を補正していくための実活動が必要になつてくるのじやなからうか。これは林業基本法と直接関係はありませんが、ただ単に私どもは法律を制定することをもつてのみ満足しておられません。法は人が運用するものであり、かつ、団体との関係というものが、私は今後の大きな問題になつてくると思つておる。ですが、現状でよろしいのでございすか、その点について承つておきたい。

それから、ついででありますので、吉田さんにつだけ。木材団地のお話。先ほど御公述の中にございました。私の地方にもこれを奨励して、境港に、奥地においては森林の大中の所有者がみずから山林を持ち、みずから製材業等を営んでおられますが、これが都市周辺に参りますと、昔の町工場的な存在になつておる。これは中小企業庁所管で、近代化、合理化をするための集団化が行なれておられますが、一方においては林野庁にまたがり、一方においては中小企業庁にまたがる。つまり、行政庁の所管が二つに分かれておられます。関係上、必ずしも関連産業として十分な措置が講じられておるとは考えられない面もあるかと思ひます。

そういう点は、私は必ずしも現状では十分でないと思ひますが、奥地等における森林経営者みずから行なつておるものはしばしば別として、そのやうな中小企業者、零細企業者、昔の町工場に毛のはえたやうな関連産業を営んでおる人々に対して、全木連としてはどのような施策を求めて、林業関係とあわせて関連産業の発展を期待されすか。そういう点について御意見がございましたら、具体的に承りたいと思ひます。

以上です。

○古川参考人 答えいたします。ただいまお話のございましたように、林業従事者が劣悪なる条件のもとに比較的低い生活標準の中で生活しておられますことは、御指摘のとおりでございます。ここで問題になつてまいりますのは、労働者に対しては失業保険の制度でございますが、ただいま失業保険のお話でございますけれども、一般林業労働者で失業保険の適用を受けておられます森林組合が、長野県に四つしかございません。これは御承知のごとく、改正された失業保険の中で、任意包括制度という制度の中で、よく一般林業労働者も認められるといふことになつております。これがほかの職種と同じやうに、五人以上の従業者のおりする事業場では入らなければいけないのだというふうに規定されておりますならば、失業保険がまあよく一般林業労働者に適用されるわけでございす。この任意包括制度の内容は、その事業場が年五〇％以上の失業者を出すやうなところでは適用されない、こういうふうに規定されております。したがしまして、この林業の特

殊性を考えていただきますならば、私の地域の例をとりますと、過去数年来年間八十町歩ないし百町歩にわたります新植を行つております。これに要します膨大な労力が必要でございす。この造林につきましては、時期を失しますと苗木もいたんでまいりますし、またきわめて活潑も悪くなりまいます。特に山林所有者から組合が事業の委託を受けたやうな場合には、その所有者の期待にこたへるやうな仕事をしなければなりませんので、きわめて短期間に膨大な労力を投入いたしまして、早くこの植林事業を終わらせなければならぬ、こういう実情もございす。したがしまして、延べ二千人、三千人にわたります労力を――十人か二十人で仕事をしておりますならば長い期間作業があるわけでございす。したが、家族ぐるみ労力をかり出しまして、一挙に地区の全住民がこぞつてこの造林事業を終わらすというやうなのが例でございす。これはおそろしく長野県などにおきましては、私の地区ばかりでなく、御承知のように、長野県は寒冷地でございますので、雪解けと同時に木を植えるわけにはならないといふやうな実情でございす。したがしまして、雪解けを待ちまして元どしらえをしなければならぬ、すぐそのあとから植えるわけにはならないといふやうな忙しい仕事になつてまいります。この仕事が終わりますと、それで仕事が一段落してしまひます。その次にまいりますのが下刈りであります。が、下刈りも、御存じのように、夏から秋にかけて下刈りをしておたのでは向にもなりません。適期にこの事業を終了させなければなりませんので、

これまたいま申し上げましたやうに、仕事のできる全労力をあげまして、短期間に終わらせてしまひます。したがしまして、年間の労力は、相当労働関係はございまして、いま申し上げましたやうなふうに、短期的に仕事を行ななければならぬ林業関係の必然的な条件がございすので、仕事は切れてまいります。したがしまして、失業保険を希望しました場合に、労働者名簿を見ますと、植林の時期には二カ月、三カ月続けて出たおつた、下刈りの時期にも出ておつたが、その間は仕事が中断しておるといふのが実情でございす。したがしまして、これは失業者とみなされますために、年五〇％以上の失業者を出しておるやうな事業場は適用しない、これが任意包括制度の内容でございす。したがしまして、私の組合なども、ようやく昨年からの適用を受けることができて、現在一般林業労働者が失業保険の適用を受けておるわけでございす。この制度をぜひ一般的な失業保険制度に切りかえていただきたいと思つてございす。これを切りかえていただくかないことには、一般林業労働者は、いま申し上げましたやうな内容もございまして、なかなか失業保険の対象にならないわけでございす。したがしまして、身分保障もつかないから、なかなか林業労働者にもならないといふ実情を繰り返してまいります。

なお、そのほかに、健康保険、ひいては農林共済等に労働者を加入させることができません。これまた林業労働者の確保に非常に役立つわけでございすし、大きな魅力があるわけで

によって雇用を増大していつて、先ほどの話ではありませんけれども、季節季節に要ります労働をまんべんなく雇用できるよりなくふりを森林組合がやつていくべきではないだろうか、これが第二点であります。

第三点は、したがって、そういう観点からいたしても、国有林の開放という問題はそういう観点に沿うた形でなければならぬのであつて、一般的に言へば、慎重に取り扱うべきであり、なおます必要ないか、こういうことを思うのであります。これにつきて古川参考人、喜多参考人、倉沢参考人並びに熊井参考人から、簡単でけっこうでございますが、御意見を承りたいと存じます。

○高見委員長 本会議が始まりましたので、時間の関係上、御答弁はできるだけイエス、ノーの簡単な御答弁をお願いしたいと思います。

○喜多参考人 御質問というよりも、御意見でございますが、私、全く同感でございます。非常に森林組合を高く買つていただきまして恐縮でございますが、それだけに私も任務の重さを痛感するわけでございます。関係各方面の御援助、御協力をいただきまして、その御趣旨に沿うように努力したいと考えております。

○熊井参考人 先生のお話はまことにごもつともと思います。私も同感でございます。

○高見委員長 本会議が始まりましたので、この程度にとどめます。

参考人各位に対しましては、それぞれきわめて貴重な御意見をお述べいただき、林業基本法案等の審査の参考に

資するところまことに大なるものがあつたと考えます。この際、当委員会を代表いたしまして、厚くお礼を申し上げます。

○高見委員長 おはかりいたします。

前回の委員会において、内閣提出、林業基本法案外二案の審査のため、当委員会から現地に派遣されました委員を代表して、私から報告をいたしましたのであります。この際、現地における会議の速記録を当委員会の会議録に参照として掲載することにいたしました。存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よつて、さように決しました。

次会は明十日午前十一時から開会することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後二時十分散会

さておられる高見委員長さんをはじめ、御熱心な、かつ、有力なる国会議員先生方の御高配のいかにいかかっているかを思いますとき、私は今までのことを顧みまして、胸一ぱいでござい

ます。政府御当局、自由民主党、社会党、民主社会党におかれては、奥地開発、林業振興について深い御理解とその必要性、重要性を御認識いたして、御尽力くださることに對し、心から敬意と感謝のまこと捧げる次第でございます。

御承知のとおり、奥地山村と都市との地域格差は、経済の高度成長に伴い一そう大となり、地理上、環境上、離農離山する住民増し、特に青少年が男女の別なく転出また転出で、父祖伝来の農林業に携わる者が、老令化の一途をたどっておる現状でありまして、このまま放任するがごときは許せません。一日もゆるがせにすることのできない問題だと存じます。「田園まことに荒れんとす。帰らんや、いざ、帰らんや、いざ」と昔の人が言っておりましたが、「森林まことに荒れんとす。国策樹立、救わなんや、いざ、救わなんや、いざ」今日だと存じます。

すでに、離島振興法、漁業振興法の制定があり、それに対する対策があり、農業基本法があつて、農業構造改善事業が着々実施、成果をあげつつあることを思いますとき、林業基本法は勝手な言い分ではあるかも知れませんが、むしろ遅きに失しているうらみがありまして、私どもは、私どもの微力を喚かざるを得ない次第でございます。

つきましては、この国会において基本法だけは、会期も迫り、きわめて御多忙のこととはお察ししますが、政

府、社会党、民社党の各案については、林業の発展と、林業従事者の地位の向上と、国土の保全を期せられるという重要なねらいどころは、相通するものがあるところがわれますので、願わくは、小利を捨てて大道について、ぜひとも成立されるよう、伏してお願ひ申し上げる次第でございます。

その上、さらにこの法律ができまして、たあとは、この法の運用上可及的すみやかに林道の開設につきましましては、積極化するようの道をお考えいただき、造林事業の推進、林業の協業化、機械化、森林組合の育成強化等々に関し、それぞれ適切な関連法案を御制定くださいまして、奥地山村の開発に、地域住民が少しでも落ちついて生活が安定し、ひいては国家のため、その使命を果し得られるように、方途を講じていただきたく御認識を賜わりとう存じます。

実は、一昨日の五月二十八日の本県全県下の町村長大会で、「本国会で林業基本法の成立を強く要望します」との決議をいたしまして、当路の方々、きのう打電をいたしまして、お願いをいたしておる次第でございます。

どうぞ、この熱情をおくみ取り下さいまして、なお、山村振興法について、あわせ全国の各市町村で熱望いたしておる次第でございますので、御配慮いただきとう存しております。よろしくお願いを申し上げます、公述を終わります。

○座長(高見委員長) 半田先生がお見えになりましたので、お願いいたします。

次は、半田良一君。半田良一君。一言林業基本法案に關しまして、私の考えを申し上げさせていただきます。

いたしたいと存じます。

申すまでもなく、林業の産業としての発展は、戦後よりやうやく軌道に乗ったばかりでございます。またきわめて幼弱であり、かつ、その生産流通関係には、多くの点で非近代的な残存が、がつきまといつております。過去十年來の著しい経済発展は、木材需要の大幅な増大と、価格の上昇をもたらした、これが山村における林業経営の確立を促したといふことは、確かでございます。しかし、経済成長の結果もたらされた近年における山村労働力の急速なる流出は、逆に経営の基盤を危険に瀕せしめておると思ひます。

また、他方では木材の流通加工業者は、戦後景気の波に乗って、その数を激増しましたわけでありまして、流通機構における抜本的な改革をなし得ませんでしたために、近年は外材輸入の圧迫のもとに、ようやくその苦悩の色を深めてきております。すでに、農業においては、さきに農林漁業基本問題調査会の答申がありまして、時を移さず農業基本法の制定を見、農政の方向を示したわけでありまして、農政の場

合には法案の提出を見ないままに、すでに三年余りを経過しております。しかも、この間農林業をめぐる経済情勢の推移は、ますますきびしさを加え、林業の生産流通構造における矛盾は、ますますあらわになり、他方では都市ないしは近郊農村と山村との生活条件の格差が、ますます拡大してまいっております。

このたびよりやうやく林業基本法制定の気運が熱し、政府案及び社会、民社両党の提出法案が上程審議される運びになりましたことを、心から喜ん

でおる次第でございます。もちろん、この三つの案は提出理由の説明にも見られますように、発想においては、かなり趣きを異にするものがあることは争えませんが、ただいまも申し上げましたような林業の現実についての認識という点では、共通するところはきわめて多いわけであり、個々の条文の検討を通じて、今後合意に達するところと、さして困難ではないかと存するものであります。

今、三つの法案を逐条対比しながら、その優劣を論ずるということには、それほどの意味もあるまいと思ひます。そこで、ここでは、さきの農林漁業基本問題調査会の答申に依拠して作成されたと思われる政府案を、主として念頭におきながら、若干の点について考えを述べてみたいと思ひます。

まず、第一に今後いよいよ林業の経済的機能の側面については、この基本法にあり、一方、林業の公益的機能については、森林法に規定されることになるわけでございますが、現実の森林は両者の機能をあわせ持つ場合が少なくないわけでありまして、二つの法律の間の調整には、十分留意を払う必要があるのではないかと思ひます。

第二に、林野には農業的、もしくは、畜産的利用の方法が部分的地域的ながらも存在するわけであり、これがしほは林業の利用と対立いたし、それぞれ産業の生産力の発展をはばんでおる事例が少なくありません。林業に關する具体的な施策を打ち出すための前提といたしまして、国民経済ないしは地域経済の立場から、総合的な土地利用区分を策定することが必要であると思ひます。

第三、林業は他産業とは異なりまして、生産期間が三十年ないし五十年にわたる長期の生産業という特性がございます。これは本質的に、林業を経済的な採算になじみかたないものとしております。学界の一部には、産業としての育林業の成立に、非親的見解を抱く者もあるほどであります。そのような非親的意見に、そのまま同調するわけではございせんが、少なくとも造林保育の実行につきましましては、国の責任が必要であらうかと考えております。

第四、林業のなに手に關しましては、これまで各種の議論が繰り返されて、いよいよ現実には中小規模の農林家が、所有面積についてかなり大きなウェイトを占め、また、さきの農林業センサスの結果などに見られますように、かなり積極的な経営意欲を示しているという実情を、認識すべきであると存じます。さきの林業基本問題に關する答申では、このような認識に基づいて、家族経営的林業という一つの構想を打ち出したわけでありまして、林業生産力の拡大という見地から見ても、また、山村地域住民、すなわち、農林家の所得向上という観点から見ても、これらの中小規模林業家の保有している林野の合理的利用及びその経営の確立という方向を、特に助長する必要があると存じます。この点に關連しまして、さきに、次の若干の点を指摘しておきたいと存じます。

第一に、部落有林野の権利関係の整理、国有林、公有林の活用などを促進し、農林家の営む林業経営の土地基盤の拡大をはかることが必要かと思ひます。

第二、林野の保有においては、おしなべて、いわゆる分散的所有が特徴でございまして、今後経営を近代化し、林道そのほかの土地に付属した資本整備を充実していくといういたしますならば、今よりも、まず、所有の分散性を是正する措置が前提になると思ひます。

第三、林業技術の低さにかんがみまして、その開発向上をはかることは、特に必要であります。その場合、その方向といたしましては、なかならず、林家の経済循環の中に定着し得るような技術の開発に、重点を指向すべきであらうと思ひます。かつての林学に示されておりましたような法正林の保存のみを追及するような思想は、再検討されるべきであらうと思ひます。

第四、中小規模農林家の経営には、可能な限り林木の集約利用過程を包含すべきであらうと思ひます。ただ、立木売りであらうと、素材売りであらうと、いずれを問わず、流通市場の不完全性が経営の確立の阻害要因になっている場合が多いわけでありまして、その意味で、生産者がみずからの共同によって流通条件を改善しようとする努力、たとえば、森林組合の経済活動などを、より積極的に助長すべきであると思ひます。

第五、林業の協業化に関しましては、さしあたり土地所有の分散性を克服するというのが、きわめて大きいと思ひますが、将来資本整備が充実し、技術が向上していくという動向にも対応しまして、規模拡大のための協業化という可能性が、次第に増大していくであらうと思ひます。

これが、林業の中小規模の農林家に関する点であります。林業の行なわれる場合は、申すまでもなく山村でござい

ますが、山村は一般に生産物の商品化、労働力の雇用の面で、都市近郊農村に比し、著しく劣った地位におかれております。その意味で、山村における基幹産業である林業の振興をはかるに際しましては、林家以外の地域住民の所得の増大と安定及びその生活内容の向上にも直結するよう、常に配慮が必要かと存じます。特に、山村地域住民の所得構成におきまして、林業労働所得が大きな比重をもつという点から見まして、労働者の雇用の安定、福祉の向上に意を用いるべきであると思ひます。そのためには、森林組合による

労働者の結成など、雇用者側の経営管理態勢の近代化を推進することが一方では必要でございまして、他方では労働者の側からの自主的な組織の結成の気運がある場合には、それについての指導助言をし、正常な労使慣行の樹立に努力すべきであらうと考へます。

第六に、木材の流通に関しましては、多数の中小規模の流通加工業者から、建築業者を経て消費者に至るという一方の系列と、商社などの大規模の供給者から、大口利用者に至るという他方の系列とが併存している実情であります。近年外材輸入の増大などによりまして、あのほうの比重が徐々に高まっております。その圧迫のもとに流通加工業者相互の間に、過当競争がますます激化している実情であります。生産者側における共同販売態勢の整備と歩調を合わせまして、今後流通業者の共同化をも推進し、仕入れ、販売条件の改善をはかることも、それを通じて価格を安定化し、安んじて加工技術の向上へ努力することを可能ならしめることき基礎固め、言いかえしますならば、流通

業者を産業資本として確立させるといふ構想が必要であらうと存じます。いろいろと、全般にわたって私の考えを申し述べましたが、最初にも申し上げましたごとく、今回の基本法案が出てまいりました背景にかんがみまして、この法案のできるだけすみやかな成立が、林業関係者の方々のみならず、私も林業に関しまして研究に従事している者としていたしまして、きわめて必要であらうと考える次第でござい

ます。以上で、失礼いたしました。○座長(高見委員長) 次に、横矢乾君。

○横矢乾君 私は結論から申し上げます。政府案、社会党案並びに民社党案として、それぞれ林業に関する基本法案が今国会に提案され、鋭意審議を続けられておりますことは、私どももこれに喜びをたえません。各党案それぞれ基本的考え方、特色があり、差異があることは承知いたしますが、ただ、林業の発展と、林業従事者の地位の向上をはかり、林業の近代化を特に促進していこうとする点につきましては、ひとしく目標を統一しておると考へます。したがって、現在発展成長する日本経済の中で、経済的にも、文化的にも取り残されて、いわば、今日まで政治的に全く忘れられていたのではないかと申しても過言ではない林業及び林業従事者、ひいては山村地域住民が、あけて待望しておりましたこの基本法案が、本国会において、願わくは党派をこえて、すみやかに成立させていただくようにお願い申し上げます。

かく結論を申し上げまして、この法案が円満に調整成立されるものと前提して、以下数点私の意見を申し述べさせていただきます。

その第一点といたしましては、この法案で示されるところの林業、あるいは、林業従事者と呼ばれるおります者、その林業そのものについて見ますと、範囲等は必ずしも明確ではありません。たとえば、第一次産業としての林業、及びその従事者として、関連のある流通加工等の事業、それぞれに対して、具体的施策にあたつては十分に明確にして、諸方策を打ち立てていただくたい。なぜならば、このことは次に申し上げることとも関連いたしますので、よろしく御察察をお願いいたします。

第二点は、林業を振興し、林業従事者の近代経営を盛んにするということ、何と申しまして、その根本は価格の問題だと思ひます。法案には林産物の需給及び価格の安定をはかることと示されておりますが、今日外材が無制限に輸入されております。しかも、国内材を圧迫している状況から、われわれははだ身に感じますことは、この価格の安定をすること、真に生産者の所得を将来保障し得る価格安定を、国が強力に考えてくれるのであるかどうかという、この点に大きな不安がございまして、生産コストを引き下げ、生産性を向上するために、生産基盤の整備、さらに技術の向上や、機械化が進んだとしても、なおかつ、三十年、四十年の長期にわたる林業生産が、そのいつの時点においても、一応生産者が生産所得を保障していただく価格安定対策というものを、強く国で打ち出していただかなければ、林業意欲も、林業の近代化への意欲も大きく阻害されるおそれがあります。特に、林業及び林業従事者の範囲が、広

義に加工流通まで含まれるとするならば、ことさらに生産者はこの問題を心配をいたします。なぜならば、業者の価格安定への希望が、必ずしも一致し得ないからであります。このことを、特に考慮いたしたいと存じます。

第三点といたしましては、林業団体の整備についてであります。林業構造の改善事業等、具体的政策が実施されるについて、これを受けて推進するに足る林業団体として、当然森林組合が強化整備されていかなければならないと考へますが、今日の森林組合の状況は、まことに残念なことではござい

ますが、十分だとは申せません。森林法の改正によって、森林組合が協同組合として改組されて今日に至るまで、その拡充強化につきましては努力をいたしておりますが、実態としては特に弱い組合がなお多いのでございまして、それはなぜかと申しますと、これは特に本県の特長事情にもよることではありますけれども、大山林家が少数で、大半の面積を所有していること、そのほかの大多数の零細な山林所有者は、それぞれの地域で農協、漁協等の共通の組合員であることとございまして、森林組合の行なう指導及び経済事業等について、大山林所有者である組合員は、むしろ組合を必要としない点が多い。零細な組合員は林業施策の中で受ける利益が、今日まではきわめて薄い。日常生活面での組合利用は、農協等で事足りるという点で、森林組合がせっかく経済事業団体として改組しながら、中途半端に苦しみつつあるのは、そうした理由であります。

そこで、この基本法施行後の具体方策として、森林組合関係法を改めてい

ただきまして、農協等と同じく信用事業を行なわしめるようにして、山村という地域にあつては、森林組合が農協と一体化し得る地ごしらえをしていただくのであります。農業構造改善事業等も、現状のままでは、山村では進む方途もございません。林業構造改善事業が進められても、今日の森林組合では中に不十分なものがあつて、受けて立つことができない実情であります。これでは、せつかくの林業基本法も、山村住民にとつて遠いところのものになるおそれがありますので、ぜひ、この点についても御研究をお願いいたします。

第四点といたしましては、林業技術の向上施策についてでございますが、林業の栽培技術と申しますか、育林技術について農業、特に園芸、畜産等の今日の技術の革新的な進歩に比しまして、林業そのものの持つ特殊性もありまじうが、林業技術のおくれを感じないではおられません。特に、本県に流行しております松食虫対策一つにしまして、今日その決め手がない実情であるのは、すでに御承知のとおりでございます。この点一つについて見ましても、国、県が一体となつた技術向上への、総合的な、しかも、思い切つた対策をお願いしたい。

最後に、あらゆる施策に先行して、生産基盤の整備、特に林道の整備を急速に推進をしていただきたい。申すまでもなく、労働力の問題、協業化の問題、経営規模拡大等の問題、すべての具体的施策に先行して、この基盤整備がもつと強力に、国費をもつて先行することこそ、本基本法の成果をあげ得る、大きな事業だということを信じ

て、このことを申し上げて、私の意見を終わります。
○座長(高見委員長) 次に、三前歳三君。

○三前歳三君 私どももいたしましては、農業に農業基本法があり、漁業に漁業振興法がありますように、林業にも何とか早くこの経済発展に對すべき、国の政策保障と、施策等をはつきりさせていただきたい、それを強力に実施していただくような方法を期待していたのでございますが、このたび、この法案が御提案御審議いただくことになりましたことは、まことにありがたい次第で、喜んでおる次第であります。この上は、先生方の御尽力によりまして、一日も早くこの成立をお願いする次第でございます。

この機会に、私は木炭の生産に關係する者として、業界の事情を少しく申し上げて、法案御審議の場合の御参考にしていただければ、まことにありがたいと存じております。

木炭が斜陽産業だと言われるようになりましてから、だいぶ年月日がたつておりますが、固体燃料が液体燃料になり、さらに気体燃料にと、時とともに變つてまいりまして、文化の進歩につれて、これは当然であるとは存じますが、しかし、一方わが国としては、木炭はやっぱり家庭燃料、あるいは工業用等の燃料として必需品でございますので、当然生産されてまいらなければなりません。また、他面全国の状況を考へてみますと、家族をも含めて数十万人の方々が、年令的にあるいは資金の關係や、また生活環境やににしばられて、転業もできないで、木炭の生産によりほそぼそとした収入に、その

生活を大きくたよつておるといふのが現状であります。何と言つても、山村では木炭は大切な現金収入でありますので、やめることができない。したが

いまして、私たちはこれらの人々に安心して木炭の生産をしてもらつともな道に、何とか人並みの生活ができるようにな道を講じていただきたいと、かように願つておる次第でございます。

つきましては、まず私は第一に、広葉樹の構造を改善するというようなことでも考へて、製炭地域を造成することとができないのかどうか、ということをお考へておきます。当面、林業では木材の増産ということが期待されておりますので、極力樹種転換をして、針葉樹とか、あるいはその他早生樹種の植林を奨励されていることは当然のことではございますが、山がけわしいとか、あるいは土質の關係等で植樹がしにくくて、広葉樹のところもたくさんござ

います。私は、かようなところのうち適當なところを将来製炭地として利用できるように、御対策願えないものかと考へております。

本県には、備長木炭と申しまして、ほとんど純粋炭素からなる、世界で最もよい硬質の木炭が生産されているのであります。ただいまのところでは需要も多く、将来私たちは増産ということも期待はできませんが、それにしても長く、ある程度この生産を継続したいと思つております。また、この技術はぜひ保存してまいりたいと思つておりますが、この備長木炭の生産する一部の地方で、採伐生産ということをやつております。これは、炭材のうち製炭に最も適當な大きさのものを切つて、細い木を残し、あるいはまた、優

良樹種を大切に殘して、不良なものを切り倒すというような方法をするわけですが、かようにいたしますと、だんだん優良樹の山となつてまいります。さらに、皆伐いたしますと二十年以上もかからなければ、次の製炭はできないのであります。この方法によりまして、八、九年ないし十年ぐらいで、また製炭ができるようになります。さらに、常に多少の木を山に残します。さ

らに、治山、あるいは、治水という点から、大へん効果があると存じております。これは、なかなかよい方法のようには思ふんですが、伐木とか集材等に手数料がかかりますので、あまり広く行なわれておりません。本県では戦前に金を出していただいたことがありますが、財政上の關係で、ただいまでは中止されております。何とか国のほうで、かようなことをお考へいただけないのかと考へておる次第であります。

次に、林道の整備拡充の問題でございますが、道なきつければ開発できません。未用林はまだたくさんございます。木材の蓄積も非常に多うございすので、基本政策のねらいは、林道を拡充することと、ある程度目的が達成できるのでないかと存じております。木炭につきましても、年々よく窯業などで中共炭の輸入問題が話題になつておりますが、やはり炭が少なくなつてまいります。炭が高いという原因でございます。生産地が次第に奥地になつてまいりますので、生産も思うようになりませんし、また、コストが高つくわけでございます。ついでには、何とか早く道をよくし、あるいは、搬送施設に御援助いただきまして、こういう問

題を解決したいと存じております。次に、私は製炭者の災害補償の問題をお願い申し上げたいと思ふんですが、木炭の生産に従事する人々は、一般に想像もできないような危険をおかして労働を続けております。しかし、非常に零細ではございますが、大部分の人々は製炭経営者であるという理由で、すべての災害補償制度から除外されて、どういふ災害の場合でも、みずからの力で処理しなければならぬという、恵まれない境遇におかれております。私たち、本県では昭和二十九年県下の製炭者を統合いたしました

が、最初からこの製炭者の災害共済制度を論議してまいりまして、ようやく昭和三十三年に、事業としてはじめて災害の見舞金制度というのを実施いたしました。今日に至つております。しかし、微力でございますので、まだこれはしるしだけで災害をこうむつた人々の再起にはほとんど力になつておりません。つきましては、国のほうでお取り上げいただいて、全国的な製炭者の災害補償、あるいは災害共済制度というものを実施していただけないかどうか、願つておる次第でございます。

このほか、協業等による生産の合理化とか、あるいは、価格の安定等の問題もございしますが、陳情めいたことはかり申し上げて恐縮なんです。何かこの国会でこの基本法を御制定いただきました。これらこまかいことでも、お取り上げいただけるような態勢をお整へしていただきたい、かように願つておる次第でございます。

○座長(高見委員長) 次に、柏木永一君。

○柏木永一君 林業の基本法案は、林業関係者が多年要望いたしてまいった法律でございます。今なお原始産業を続けております林業経営を合理化していただき、林業需給の円滑をはかつていただき、林業経営計画を確立して、林業態勢を強化していただくことが、最も林業の最良政策であらうと思っております。つきましては、私は木材生産加工の立場から意見を申し上げまして、お取り上げをお願い申し上げます。

その第一点は、基本法案が適用をいたしますのにつぎまして、林政の平均化をお願い申し上げたいと存ずるのでございます。林業生産と、林産物の流通とを、その大きな柱の二つとして、林業が経営されなければならぬのでございまして。そうした、総合した林業基本法案でなければならぬと存じます。すなわち、種苗の育成、森林の造成、木材伐採、搬出、加工、流通等の事態に至るまで、種々の事情が密接に関連しておりますので、有機的に一本化していただくことが、最も必要である林業政策と存じます。現在審議されておりますところの基本法案は、林業生産を主としたしまして、林産物の流通の面が、加工生産のものを従として取り扱っております。したがって、基本法案はどこまでも一貫したものでなければならぬという点を御審議の御参考になさっていただきたいと思います。

第二点は、木材の関係組合の育成強化についてでございます。木材関係の組合は、当然農林省の主管行政下におかれるにかかわらず、林業法規に明確なる規定がないために、地方庁におき

ましては林務部課に、あるいは商工部課等に分れております。本省におきましても、農林省と通産省とに分れて行政の谷間に呻吟しております。したがって本格的な指導を受け得ない現状でございます。よって、何らの裏づけも、何らの指導も、何らの予算措置も講じていただけない、冷遇されて、きわめて弱体な団体でございます。林産物の流通加工、流通政策は林業の振興にきわめて重大なものであることは、申すまでもないことと存じます。この点に立脚いたしまして、木材団体の所屬を明確に徹底していただきまして、指導の根源を明らかにして、予算措置を、あるいは指導措置を講じていただきたいと思います。念願をしてやまないものでございまして。

第三は、森林の計画生産と、需給の調整でございます。森林の計画生産は、まず民有林の生産計画樹立からはじめなければならぬと存じます。現在の民有林は、人手が非常に少ないために、きわめて放任性を帯びております。その大と言わず、小と言わず、思い思いの状態であります。何らの計画性を持っておられない状態でございます。特に、小面積を所有されております森林地帯は、全くの思いつき生産でありまして、種苗の育成とか、森林の造成管理に何らの計画を持たず

に放任され、原始産業としての姿を今もなお統括しておる状態でございます。林業は、長期計画企業でありますために、それに計画性を持たずというところについては、幾多の困難があります。現在の自由経済のもとにあつても、いつまでもこれが放任は許されないと存じます。これが、木材加工流通

計画にも重要な悪影響を与えております。したがって、加工計画に幾多の問題点を残しておるのであります。さらに、わが国山林面積の三〇％を占めると言われております国有林行政においては、画期的な再編を検討していただきたいと思います。国有林こそ、木材需給調整の主役でなければならぬと思ひます。民有林の伐採量の少ないときには、国有林の伐採をもつてこれに充当して、木材価格の安定と、需給の調整をはかるべきだと存じます。私たちがから見ました国有林行政は、国有林自体の収支の均衡という点に重点をおかれまして、そうした木材需給及び木材の価格安定の面について、お考えをなさっていただくことが少いということを、まことに残念に思っております。つきましては、これらの点につきましても、基本法に織り込まれるよう、御配慮をいただきたいと存じます。

第四番目は、外材の輸入と、外材製品の輸入の抑制でございます。わが国の製材産業は、各種の需要のもとに、ただいまでは異常に発達を遂げたのでございまして。と申しますのは、設備の改善とか、いろいろなものが加えられまして、高度化されてきつたのであります。その反面、戦争中に乱伐されましたために、木材資源が減少の一途を辿つております。ために、外材の輸入によつて需給のバランスをとつております。よるな現状でございます。しかも、それが最近多量に輸入しなければならぬ状態下になることになっております。しかし、輸入されつつありますところの外材は、時期的にも、質的にも、不統一でありまして、特に最悪の外材が輸入されておることが多々あるのでござ

います。したがって、わが国の消費に向く適性品を生産することにつきましては、非常なる困難性を感じつつあるありさまでございます。これを改善し、そうして、円滑に外材輸入の適性化をおはかりいただきたいと思ひます。さらに、世界の先進国は自国の木材を、自国において製品として、わが国に輸出せんとする計画を進められております。近い将来においては、製品がわが国に輸入となつてあらわれることは明らかな事実になつてきております。かくなりましては、中小企業でありますわが国の製材業が、直ちに倒産をしなければなりませんので、社会的に見まして、ゆゆしき問題であらうと存じます。したがって、制限を加えていただくことと同時に、その輸入品に対しては、まことに僥越ではございませんけれども、関税を課していただくような処置をとつていただきたいことを懇願して、こうした事柄につきましても、基本法に織り込んでいただくことを、念願いたしてやまないものでございまして。

以上の四点を申し上げまして、私たちが林業関係者一千万人は、林業基本法の制定を一日千秋の思いで待つておるものでございまして。どうかすみやかに、本日御来県いただきまして各位におかれましては、すべてを超越して、わが国林業振興のために、すみやかに御決定されんことをお願い申し上げます。私の愚言を終わらしていただきます。

○座長(高見委員長) 次に、海瀬栄一郎君。

○海瀬栄一郎君 では、ただいまよりはじめさせていただきますことにいたします。

まず、このたび林業基本法案を、今国会において成立させるように、いろいろと御努力くださっていますところの諸先生方、本席にお出でいただきまして、その方々に対しまして、私たちは厚く御礼を申し上げます。なお、本日は非常に御多忙中にもかかわらず、せうと和歌山におきまして調査会を開催くださいます。直接私たち現地の方々の声をお聞き取りいただける機会をつくつていただきましたことにつきまして、地元林業経営者の一同を代表いたしまして、厚くお礼を申し上げます。たいと思つ次第でございます。

従来わが国の林業政策は、とかく国土保全、それから、資源保存政策、そういうものに偏したきらいがあるように思ひます。ところが、今回先生方の、林業を産業として発展させることについて、いかにしてこれが近代化をはかりうかとする、この法案ができたことが、私ども林業経営者として、規程のいかんを問はず、長年これを待つておったところでございまして、何よりの喜びとするところでございまして。

林業は、他の近代産業と異なりまして、その生産過程が著しく長期にわたるものでございます。そうして、その間にありまして、いい物を安くつくろうとするならば、その育成にたえず努力することが何よりも必要でございます。その点から見まして、この林業の発展と、その従事者の地位安定と、それから、向上をはかるためには、林業の憲法とも言わなければならぬ適切な基本法を早く確立していただくに、単に国だけでなくして、私たち

民間も相協力して、わが国のために、その目的を達成するように努力すること、何よりも肝要だと考えております。もつとも、この法案ができましたと言いましても、あすの日から直ぐ、それでは打って変わったような林業ができるのかというようなことは、それはとうてい無理なことでありまして、決して私たちが、そういうようなことは期待いたしていません。

さて、目下御審議いただいておりますところの法案を私たちが拝見いたしますと、どの案とも林業の発展を、何とかして早く強く促進しようとしておられます点は、私たちが深く敬意を表するところでございます。もちろん、われわれ林業の経営者は、林業のもつその特殊性、今さらこういふことは、申し上げなくてもわかっておりますが、その特殊性にかんがみまして、これが社会性、公益性の要求に応じながら、この現下の開放経済界におきまして、やはり国際競争に耐えて、国民経済の基礎的資材でございまして、この木材、その生産事業を今後何としまして引き継ぎ経営いたしまして、その生産性の向上をはかりながら、かつ、林業生産の拡大を遂行するために、この基本法案の趣旨にのっとりまして、産業としての林業経営を、さらに積極的に推進する覚悟をもっております。したがって私といたしましては、今国会においてぜひともこの基本法の成立することを切望いたしますとともに、はなはだ御無理なお願ひとは存じますが、このせつかくの今日皆様のお出でいただいた機会でございますので、もし、お差しつかえなければ、本席でも成立方をお約束いただいたら、何よりも私たちが安心

し、喜びとするところでございます。なお、進みましては、この基本法だけではなくして、これが関連立法の早期成立をも強く期待しているものでございます。その次に、その具体的施策をいたしますにつきまして、関連法律を御成立していただきますことにつきまして、特にお願いを申し上げたいことが数点ございます。

それは、まず第一に林政審議会に対する民間林業経営者が、多数参加できる機関としていただきたいということでございます。

第二に、林道網の画期的開設を促進していただきたいということ。

第三に、林業の再編制度を確立するとともに、事業体の法人化の促進をしていただきたいということ。

第四に、これは仮称でございますが、この際林業生産基盤拡充基金とでもいふようなものでも、ここに創設していただきまして、それによつてこの林業の拡大生産を推進していただく、この四点でございます。さて、これからこの諸点につきまして順次説明させていただきます。

まず、林政審議会でございますが、他の産業にありましては同じでございますけれども、特に林業にありましては具体的な施策をいたしますにつきまして、その林業の持ちます特殊性から、実情の正確な把握が何よりも大事なことは申すまでもないことでございます。しかしながら、残念ながら今までのこの種の審議会におきましては、とかく経験者として民間の経営担当者の参加が、十分でなかったというように思われるのであります。しかし、今回は産業立法というよりな事情

でございますので、林政審議会委員を御選定していただくにあたりましては、学識経験者として、民間林業経営者が、かなり相当数参加できまして、法制定の適確な正常化がなお一層可能ならしむるよう御配慮くださることをお願いいたします。

第二に、林道開発の画期的な促進と、補助率の大幅な引き上げをお願い申し上げます。林道開発のわが国の現状は、林道網の密度は今さら申すまでもないのでございまして、欧州先進林業国のそれと比較いたしますときに、わずかに十分の一に過ぎない、すこぶる貧弱な状態でございます。そうして、その十分の一という数字の中には、木馬道のようなものまでも含まれておるわけでございまして。愚言でございますが、私の家はここから約五十四キロ東南のほうにございまして、そこそこへ参りますのに、約二十キロの山道を車でやって来るんでございまして、その時間が驚くくらい一時間半かかります。そうして、あの三十四キロを一時間でやって来るわけでありまして。こういうことは後ほど申しますが、そういうような状態、それがわが国山村の道路でございます。この原因は何であるか、それはもちろん欧州の国々に比べて、わが国の地勢が非常に急峻だからでございます。また、雨が非常に多いでございます。そういうような関係から、石積みとか、擁壁とか申しまして、工事が非常に割高であることが一因ではございまして、うけれども、それ以上に従来公共投資がどうしても、先ほどから皆さんが申しておられましたように、都会に偏重いたしましたので、農山村に不十分であったという

ことによるのではなからうか。また、工事をいたすことにつきましても、常に相当額の地元負担金に悩まされ、しかも、その負担金たるや一時に支払う。しかも、これを償却するにつきましては相当の年月、短かくて十五年、長きは二十五年という償却年月日をそこ

に要せられておるのでございます。ことに、個人経営者の場合におきましては、そういうふうにして出しました経費を、実際に経費として税制上控除されることとがほとんどないようなありさまでございまして。このようなことが重なりまして、今日のようになつたのではなかつたかと思ひます。もし、現状のまま放置いたしましたならば、先ほどから皆さんのお話にありましたごとく、ただでさえ開いておられます都市と農山村民の所得格差、並びに生活条件の格差が、ますます大きくなりまして、やがては農山村民の激減になるという、重大な結果をこの際一層助長することになるのではないかと考えられる次第でございます。さらに、別の面から考えますと、現在わが国は、すでに年間四億ドル、それは輸入額の第三位に位置しますが、その四億ドル、邦価に換算いたしました千五百億円にも達するという外材を輸入いたしています。この数字は、ちょうど国有林の年間の生産高となり、しかも、その石数は千五百万立方メートルと推定いたします。この数字は、ちょうど国有林の一個年の生産高に相当するわけでございます。そのような、莫大な数字でございます。今この金額のほぼ四分に当る約十六億ドル、約十六億ドルを林道に投入いたしましたならば、林業生産基盤拡充基金と先ほど申し上げましたが、その活用と相まちまして、国内の林道網の

密度は、たちまち二倍に急増いたします。これによりまして国内材の生産は、たしかに飛躍的に向上するのでないかと思ひます。その結果は、やがては輸入材に相当する部分の大部分は、加工、輸出に振り向けることができまして、逆に外貨獲得に貢献するところが多いものと信じます。よつて、この際林道開発に對しますところの国家投資、並びにその条件をここに大幅に引き上げていただきます。外貨事情の好転と、私たち農山村民の生活の向上を期せられんことを切望する次第でございます。

第三に、政府案の第十一條にいわれております経営の近代化についてでございますが、それに関連しましては、私といたしましては、特に現在欠けております林業の体系制度の確立と、それから、先ほどから経営規模の拡大とか、いろいろ申されましたが、その一つの方法といたしまして、事業体の法人化等がまず先決要件ではないかと思うのでございまして。けれども、現行の税制下におきましては、この二つがとうてい実現不可能になっております。そういうことにする場合には、かなりのそこに障害があるわけでございまして。これら障害をぜひとも排除するように御努力いただきたいと思うのでございまして。次に、林業は本質的に生産基盤が非常に長期にわたつております。そうして、一生産期間の間に、平均二回の相続というものが普通統計上の常識でございます。そうして、その都度税金支払いのために、経営計画をやむなく破壊せざるを得ない状況でございます。このようなことでは、とうてい林業経営の近代化、経営の健全な発展とか、特に計画的な生産の向上というよりなことは、望めないと思うのでございま

この制度を少しく具体的に申し上げますと、この基金は特殊債券を発行いたしましたして、立木を売ったときの収入のごく一部をもつて、林業経営者にこの林業生産拡大準備金としてこの債券を買い入れさせまして、この資金にも政府において利子補給をした上、低利にして、そのような方々の林道建設とか、造林に利用させたらいかかかと存する次第でございます。このような基金制度は今新しいわけではございませんで、聞くところによりますと、スエデンやフランスというようにないわゆる西欧の林業先進国では、程度の差こそあ

て歓迎する気持は一ぱいです。

細部についてはいろいろございますので、逐次申し上げたいと思いますけれども、前提といたしまして、ある県で公園林道ができましたが、その公園林道は住民が以前から利用いたしており、小型乗用車ぐらいなら十分通れる広さを持った道路を拡張して、有料林道にしたわけでございますが、それ以来、急な患者ができて、お医者さんを迎えて来なければならぬというようなときにでも、また、配給米を運ぶトラックにも、タクシー代の三分の一に近いような高率な通行料が取られるよ

て、生産性の向上を阻害し、また山林住民の山林業を拒否しておる。そうして、それらの人たちの生活を圧迫しておる。そういった事実にもスを入ることなくして、また、山林住民が安心をして、文化的な生活を享受できるように、そういう態勢、具體的な施策を考えられない限り、人の問題を通じての林業の基本的な振興はあり得ないのではないか、私はそういうふうに考えます。

赤城農林大臣は、このたびの林業基本法案の提案に対して、林業労働者、山村住民の流出を憂えられております。また、林業従事者の所得の増大をはか

うころという意味ではございませんで、そういう姿勢にまず問題があるのではないか。こういう点は質問できないそうでございますけれども、私たちの立場で今後明らかにしてまいりたい、そういうふうに考えております。

政府案の一条乃至二条のことでございますが、一条では国土の保全のことは、あまり十分に考えられていないのではないか。自由的な考え方で処理されているのではないか。また、荒廃林でありますとか、瘠悪林を国によって積極的に開発しようと、公共利用にしようと、そういうことについても、

うとするのであれば、それは大きな間違いだ、まさかそんなことは考えておられないでしょうけれども、実例としてそういう考え方をお持ちの方がいらっしやるんですから、その点についても十分に御配慮いただきたいと思えます。また、大山林地主がいわゆるこれも反社会的に経営するのを放置いたしますれば、これもそのこと自体が生産性の向上を妨げるし、山村住民の福祉その他についても大きなマイナスになるのではないか、そういうった意味で、林業構造改革も十分お考えいただきたいと思えます。

第六号の林業労働に従事する者の養成確保、福祉の向上というところでございますけれども、ここで端的に政府案は林業労働者が流出してしまつて、だんだんとさびしくなつてくることを防止しようというふうに考えられておると思ふんですが、その点もまた後で十分述べてみたいと思ひます。

国有林の問題でございますけれども、これは十一号の問題とも絡むわけですが、まず四号の二項の中で、どうも現在盛んに唱えられておるいわゆる国有林の解放が、おつておるのではないかと、そういう疑念が持たれます。国有林の解放、あるいはやむを得ないかも知れません。そのことによつて、ほんとうにその付近の地域の住民の方々の福祉に、直接につながるものであれば、もちろん結構でございますけれども、しかし、今までの実例は大企業が優先をしてしまつて、いたなり、または、関係の高級官僚のいろいろなりわさの種になつた、そういう実例も日本中あちこちで聞くわけでございます。そういう点をなくすように、十分に姿勢を正していただきたい。

解放の問題でありまして、いわゆる立木処分、請負制度の推進、そういうこと、直営生産を念願をいたしております現地の国有林労働者の心からの願ひに反して、強硬に推進されようとしているというふうな私たちに聞かされておるわけでございますけれども、民主的な労使関係を林業の中にも打ち立てなければいけない、国はもちろんです、そういうことについて強力な施策を講じられる責任がある筈でございますけれども、そういう施策を進められることが、言い方は

おかしいですけれども、国有林労働者の雇用の安定などについて、もっと明確にしたいだけと、どうもおかしな感じがします。いわゆる国有林が赤字だ、赤字だということを言われておりますが、企業的な業務と、行政的な業務との、これは言葉は変でございまして、これは言葉は変でございまして、いわゆるドンブリ勘定といったものが原因しているのではないかと。国有林労働者の犠牲によつて、公共的な業務が続けられておるのではないかと、そういうふうな考えられる問題でございますけれども、そういうことを推進されることが、国によつて臨時工政策を進めておるというふうに見られても、仕方がないのではないかと、いろいろに考えます。

第五号の地方公共団体の問題です。ある県で聞いたことですが、林務当局が県有林を何とかして高く売るのが、県民に対する奉仕であるというふうな言明をされました。労働条件がどうであつても、そのときの県民が、ある地域の人が非常に大きな失業の不安にさいなまれておるに、そういうことを考える前に、少しでも高く売つて、少しでも多くの額を県的一般会計ないし特別会計の中に投入するにと、県有林の存在理由である、そういうふうな言明をされました。第五号をそういうふうな考え方で進められようとするならば、それは全く間違ひではないかと、そういうふうな考えます。

先ほど申し上げましたけれども、八条で毎年報告をされることになつておりますが、これと合わせて三十年、五十年という非常に長期間を必要とする林業でございますから、長期的な計画を立て、それも毎年報告されるのと同じように、また、社会政策にありまふように、国会に報告するだけでなしに、国会の審議を経る必要があるのではないかと、思ひます。

第九号の林道の開発の問題でございますが、冒頭に申し上げましたように、ああいうやり方で林道の開設を推進されるのであれば、私たちは、これは反対せざるを得ません。林道が眠つておる森林資源を新しく開発する、そういう任務を持つておることは十分にわかりませんが、それと合せて、それと同じく、山村住民の生活環境を向上させる面にも、積極的に貢献される姿勢をとつていただきたい、こういうふうにお願ひいたします。

第十五号の中に出てまいります木材輸入の問題でございますが、先ほどから多くの方々から御発言いただきましたし、また、国会でも生産に対する御質問の中で、今日お見えの半田先生から、いろいろ御心配があつたようでございます。輸入増によつて、非常に不安定な産業である林業製材業に大きな影響を与えておる、その影響が必ずしもいい影響ではないという事実があることに、はつきりとお目をつけていただきたいと思ひます。そういうことかから、今後輸入を進められるならば、輸入を進められなければならないという判断が正しいのであれば、輸入の計画にあつては有機的、弾力的な調整をはかつていただきたいと思います。また、右の問題に関連をいたしまして、輸入を進められるのであれば、日本の林産物の国際的な競争力をまづつくること

必要ではないか、このためにも一部の大山林地主によつて占有をせられておる、しかもそれが財産保持的に看板のようになり、大事にされておる。そういう山林の所有の形、管理の形、そういうところまで考えを及ぼしていただければよろしいと思ひます。お願いを申し上げます。木材企業の問題ですが、私管であります、地方の木材ボスの利益だけが追及される。そういうことで、零細製材業者などから苦情があることが、あつて、あつたことを除去するためにも、公営の木材市場を開設するというところに、踏み切つていただければ、お願い申し上げます。

十七号、十八号の問題でございますけれども、第四章では林業従事者を、林業経営に携わる者と、林業労働に携わる者、その二つに分けて取り上げておられるようですが、第十八号の林業労働に携わる者の問題でございます。ここにいろいろ書いておられますけれども、これだけでは政府も、国会も、また、私たちも心配をいたしております。林業労働者、山村住民の都会への流出、そういうことが防げないのではないかと、私ども、ここにあげておられますことは大事でございます。しかし、一方行き詰まる封建制、文化的な後進性、広範な意味での労働条件の劣悪さなどを排除して、山村の社会環境、生活環境をぜひ改善していただく、そういう林業の範疇だけでなしに、国が総力をあけて、いわゆる奥地山村振興の方策を進められない限り、十八号で企図されるものが空文に歸してしまふのではないかと、そういうふうな考えます。

私どもの県では、成人式をお盆にやるより仕方がない、そういうところがございます。一月十五日には、どつかへ勤めに出てしまつた人が歸つて参りません。お正月にも雪がたくさんありますから、歸つて参りません。お盆にはそろそろ涼みがてら、お墓参りに歸つて参ります。その機会をつかまえて、成人式をやろうじゃないか。奈良県だけでなくてどこにもあるような実態ではないかと思ひます。

最後に、十八号の社会保障の拡充等の問題でございますけれども、六年前に私たちは失業保険や、そのほかいろいろの問題について、中央に陳情に参りました。健康保険の問題についても陳情いたしました。ところが、当時の厚生大臣にこういふふうにお答えをいただきました。「私の県にも私の選挙区にも山林があつて、林業労働者がたくさんいるはずであるけれども、あなた方みたいに失業保険をよこせ、健康保険をよこせ、そういうことを今まで聞いたことはない。どうもおかしいじゃないか。何とか奈良県だけに、せつかく来たんだから、奈良県だけに、あなた方が言われるようなことが適用できるような、そういう方法をあなた方でも考えてみたらどうですか。」そういうふうな言ひがありました。六年前の政府のお考え、現在の政府のお考え、その間には大きな開きがあるというふうな確信をいたしますけれども、もし、そういう開きが六年の間にできてまいっていないのであれば、これははなはだ残念なことだと言わなければならぬと思ひます。

第四章の林業従事者というものを、政府案では林業経営に従事する者と、林業労働に従事する者、この二つに分けて考えておられるようでございます。その二つを包括して林業従事者と呼んでおられるようでございます。そういうことであれば、第二十条の後段にあります林業に関する団体の整備につき、林業に関する団体の中には、当然山林労働者の団体である労働組合も包含されるのではないかと、そういうことであり、そういうことについて、十分に整備について必要な施策を固く講じていただければ、これは非常にありがたいことだと思ひます。ぜひ、そういうふうにお願ひいたしたいと思ひます。もちろん、私たちは政府や、そのほかから、外からのお手伝いをいただくか、もしくは、組織の面ではお手伝いをいただくか、もしくは、一生懸命になつておりますけれども、二十条をそういうふうにはつきりと解釈をせられて、今後山林労働の自主性を真剣にやつていただくならば、これに過ぎることはございません。

昭和三十七年の三月に、森林法の一部改正案が出ましたけれども、そのときの衆議院農林水産委員会から出された付帯決議として、五番目に民有林労働者の安定的確保のため、労働条件の改善、社会保障制度の確立等、その福祉並びに所得の向上をはかること、六番目には、国有林事業の運営にあつては、直営生産を堅持し、従業員の身分の安定、労働条件の改善に努めること、七番目には、中央及び地方の森林審議会の委員については、広く人材の参加を求めること、森林計画制度の運

営を民主的にすること、というのがございまして、当時それを提案された委員の方の御発言によりまして、中央及び地方の森林審議会の委員について、広く人材の参加を求め、森林計画制度の運営を民主化すること、ということについては、たとえば、林業労働者でもって組織されておる団体の代表、あるいは小規模林業経営者の代表等を、現在の審議会の中に全然加えていないような人も、含めるようにしてもらいたいということが、付帯決議として出されておるのであります。はじめの、民有林労働者の問題、次の国有林労働者の直営生産の堅持による雇用の安定ということにつきまして、すでに触れたとおりでございますが、森林審議会の中にも、中央の林政審議会の中にも、三十七年三月に付帯決議として御確認をいただいたその精神を十分に生かしていただく措置を、一つ講じていただきたいということをお願い申し上げたいとともに、各都道府県の現在の森林審議会が三十七年三月のそういう付帯決議にもかかわらず、何ら改善されないで昔のままになつております。そういうことについても農林水産委員会、国会の方でもはつきりとメスをお入れいただければけっこうでございます。

以上、いろいろな点について申し上げましたけれども、日本の林業が当面しているいろいろな問題の解決には、具体的な点が示されていないだけでなくて、先ほどから触れましたように、かえつて後退させる心配もある程度あるように考えます。私は、政府案と民社の方から出されました案は大体同じだと思ひますが、社会党から出されて

おります森林基本法案につきまして、私が今申し上げましたような中で、林業新聞その他でも論ぜられておりますように、近似点がたくさんございまして、そういう意味で改めてあらわれない点も出てくるわけでございますが、比較をいたしましたところ、森林基本法案のほうは数等内容においてまさっている、そういうふうな考えます、ということを結論といたしまして、終りたいと思ひます。

○座長(高見委員長) 次に、沢本鎌造君。○沢本鎌造君 いろいろと御意見を承りました、一番最後に、今、奈良県の坂本さんの御意見の出されたところ、私たち労働者は、林業生産のなにより手として一方では、生活の安定といふこと、労働者の地位の向上、生活の安定といふことを織り込んでいただけておる法案で、これはまさに期待してやまなかつたものでございます。ところが、今こちらで申されたように、法案というものは、どの程度までの、私たちに解釈をしていいもんかということがあつたんです。その第一点として申し上げます、私は一協業労働者の代表でございますが、協業労働を行なうにいたしまして、協業労働そのものは、一定の地域内に経済的に引き合ふところの数量、その地域に所定の加工施設をするにことよつて、経済的にあるいは技術的に成り立つものでございまして、政府は、一番林業施策のうちの盲点であり、一番しにくい、言いかえすれば、足手まといになるという零細所有者の森林が、これが統計で見ますと、六〇%位あるそうです。それを、ま、

何とかして生かさなかつたならば、先ほどから申されたところの林業に關係を持つ者の恩恵というものは置き去りになる。そのために協業といふことを打ち出されておるものと考えますが、その協業の具体的なやり方については、あるいはここで私の駄弁かも知れませんが、政府の力で、損も得もなくやれといふことであれば、それはゆけるんですけれども、そういうもんじゃありません。それは、どうしても先ほど申し上げた技術的にも経済的にも、その間にあつてわれわれが労働賃をいただくにしましても、見のがすわけにはいかない。そのためには、まず協業を行なうべき全国林野に対して、その零細あるいは中小所有者のその森林形態、所有形態を、あるいは経営内容をそろえて、これで一つの基盤をつくる。これがなくては協業といふものはその上に伸びない。大きな山林家は協業以上に自分で事業をやつてございまして、協業の政府の目的にされてあるところは、小さい、ちらちらの蓄積も異なる、技術も異なる、経営内容も異なる、技術も異なる、それを伸ばしていきけるというところを望まれているものと思ひますが、協業そのものは文字で見ると、簡単なわけにはいかないと思ひます。そこで、この協業をする手段をつくるためには、現在国において行なわれているところの森林計画、これは一つの文書的なものではございまして、これを各所有者、経営者がまゝとめられるような方法、まゝとめてもらふような、この協業に協力してもらふといふことを、政府の力で押し進めていただくならば、先ほどから各公述人

が申されるように、産業としての林業は長期生産であつて、非常に他産業の列に並ぶのに大きな宿命的な、因縁的なものがあるといふことを私にしてみまして感ずるところでございます。この林業基本法をこしらえていただいたならば、国の一つの山の憲法である以上、この中へその協業の基盤策定について、地域の調整をしていきますことは、国の力ではなげればできない。長い間これをなし遂げてもらつて、その間に協業が伸びていくことになつたならば、この法案の目的であるところの協業の促進と、ひいては山村民、われわれ労働者の将来切実に生きていくところの道であらうと、こう考えますので、まず基盤の調整をしていただき、方法を強力に、施策計画を立てていただきたい。これが一点であります。

その次に、山村の近代化であります。これはまさに言ひあらわしの広汎なことはありまして、近代化とは一体何であるか。まあ、人がなくては何も進まない現在の中で、山村民が減つていく。他町村へあるいは工場へ出ていく状態は、近代化が成り立たないから、近代化が及んでないからだ。まず大きなウエイトを占めるのは、先ほどから申し上げましたところの所得の格差是正、都市山村の所得格差是正、これさえ進めば山村民の足どめができるかというように普通は考えられますが、この近代化と申します中には、われわれが何の不安もなく、将来の楽しみを持つてその山村に生きていけるようになること、それが近代化であらうと思ひます。その近代化に所得の格差だけを増大してもよろうただけ

では、山村にとどまらない。何かそこにも一つ物足りないところが私たちが山村において実際に感ずるのであります。その地域の近代化というものを一つ入れて、衣食住が安心してやられる中で、地域の近代化というものを一枚加えなければ、若い者は出てゆく。女が出ていったら男も出る、嫁さんが来たらおれはないというようになつて、後継者がどんどんなくなつていく。われわれの労働者の班のうちに、まだ青少年として将来を頼める者は一人もない。もうしかたなしに山村も事業をやる上においては、賃金をまず格差がないような方法にしてどうやらこつちやついて、その足どめをしてくれるわけですが、その足どめに困っているのは世帯根性を持った中年層、老年層が中心です。ある労働班においても六・七〇%までは中老若年でございます。そんな関係から申しますと、この近代化に対して、ただ所得の増大だけではとまらないというのを考えまして、まず近代化に協力をしていただきたい。

しからはその近代化と申しますと、これは抽象的に何になるか、まあ、いろいろ専門的に言われることはほとんどなことはあるか知りませんが、私らの感ずるのは、まず都会、あるいは相当人の寄っている部落、山村がとびとびして大きな声でわめいても隣りに聞こえんようなところに住んでいる住民、その間におけるその淋しさというものを除き、そうして、一人前の部落、あるいは楽しみをともにできるといふような地域の中で住めることが、近代化の生活だ、こつち簡単に考えておりますが、それには山村を出て来なければ、

それ、そういうことが今はできないというわけではない。まず第一点として、交通の便をはかつてもらつて、都市あるいは集落に居住して、この山村には仕事だけをしに行く、これができるためには、まず道路の拡充、運搬機関の整備というふうなもの、何か強力に進められて、山奥におつても下におるのと同じ気分だ。まさかの時には半時間、一時間で医者にも手を握ってもらえるんだというふうな所で住む、ある催しものがあるとなれば、今晩山の仕事を終わってちよつと行つてこようかというふうな便もあれば、それは道のできたことによつて、その奥まで近代化の血筋が通ることになる、こつち考えますので、近代化の一つとしては、道路を拡充させて、その道路の上を走る交通機関の整備、それをしるかもあまり料金の要るようなことではつまらない。まず相当のセーブをいたしまして、町の人はただで見せるんなら、こつちらへ出ていく交通費くらいはただにしても見せてもらえよう、あまり料金の要らないという機構をこしらえてやつていただきたい。それは近代化に伴う、近代化というこつち、山村を都市に引きつけるような役目を果たすと考えるのでございませう。

第二点としましては、山で寄り合つて話なんです、山村の労働力の老化というこつちは、もうそういうむづかしなことは言わないでもよい、どうも山の仕事ももうわれわれ一代きりだなあ、これからは若い者は出て行くし、だれも嫁の来てがないから、町へ行つて嫁もろつて、また苦勞したら田舎へ来るだろ、位なことを言つて、もう子

供を出しとくんだというふうなことで、親も承知、子も承知で、だんだん田舎は衰弱していつております。その残つたものの話では、何と言つてもわれわれは今後こつちで働ける間は働いて労働をもらつていくが、働けなくなつたらどうなるんだらう。憲法に保障されたことに対しての疑いも生じてくるわけなんです。ところが、そのうちに

はまず今は社会保障制度というものが非常に進めてくれてあるから、われわれも働ける間は働いて、働けなくなつたら何とか政府で食えるような方法にしてくれようかいと、まあ、最後はさびしい話になるわけなんです。まず私たちがしましては、そんな中で生きていくものでございまして、この基本法並びに基本法を肉づけるこつちの諸法規の完成、最悪の場合は社会保障制度でもって生きてゆける方法くらいが最後の詰と考へておるほどのまことにあわれな実態でございませう。どうか道路の整備と、その上を走る車の管理、しかもそれがあまり金のかからない、今も申しました、公団道路はせつかくでき

たが、これはどうも一般向きの利用にならないというふうな国の策ではもつてのほかにないか、かように考へておるわけでございます。私たちはこんな中に申しても、これには相当金がかかる。バスを運転しても相当に費用がかかるんだから、君らは賃金を払わなにかんというふうなことになる、そこ

に近代化に結びついて大きな隘路が出てくる、こつち考へます。

で、第三点としましては、賃金でございませう。いや賃金はどうでもよい、近代化がある山村は衰微しない、こつち申しますが、やはり賃金です。その賃金、これが今の事務化された木材界の中で、木材の企業者のおかげでわれわれは生きています。その生きていくわれわれが、木材が外材のために非常な不安を感じ、場合によっては、大事にしておる親方がたみさうだ、あるいは縮小しようというふうなことを耳にするたびに、まことに遺憾に思つてございませう。で、この外材に対しては、なるほど日本の国内の生産材が国内の需給の均衡にこたえられないから、外材が入れられることであり、まことにこつちうなことであると思ひますが、一面、われわれ林業企業者も考へていただきたい。外材が入るまでに、日本独自のひとり相場で、木材がほかの生産品に比べて非常な率でもつて高騰した。それにうちうちうてんになつたところに外材がきて、だんだん横ばい、下売りというふうなこつちうになつてきているので、その自由化になつて、おおよそ世界のレベルの売価に落ちつくものと考えるのでございませう。

その世界相場の材木価格の中で、われわれの賃金を考へてもらうのには、多少いろいろな企業利益などのことを考へていただいて、われわれにその尻をもつてくるようなことのないように、賃金に都市と均衡の取れないこつちのな

られないんだ、もうおれとこの製材工場はやめるんだ、……というふうなことから失業が目の前に下つてくるようなことは、一番命取りに考へ、恐怖を感じておるものでございませう。そういふ中で、外材で引き合はんのだからと言つて下つて、そんなら、それで働いておられるんかというふうなことであります。一定の賃金がなければ、所得がなければ、われわれ労働者は飢えるわけなんです。まことにやつかいな立場に追い込まれるんじやないかということが、木材価格の変動に非常に恐怖を感じておるわけでございます。

ちよつと、間へはさみまして申し上げましたが、その近代化の中に、労働者の安定生活、その中に、今の保障制度よりも一つお願いしたいことは、失業保険です。今、奈良県の坂本さんのお話では、奈良県では強力にこれを進めておられるように聞きました。かねてこのことを聞いた私たちは、去年の十一月に、本県の農山村の中堅青年層の研修会が県において催されました。道場が一週間立てこもりの研修を受けたわけなんです。そのときに、林政課長、知事を囲んでいろいろ話したところ、質問のときに、何とか質問をまとめて見ようというこつちでまとめたときに、「林業労働者の失業保険」といふのは、これはどうなるものか」と言つて質問をしました。ところが、それには、失業保険法の第八条の一項とかで、「その他の事業」になつて、「申請すれば、これは被保険者になれるんだ」、こつちういふお話でございませう。まことに法規そのものはできてあつてありがたいんですけども、申請をして入れてもらふというまでには

内材が安いから私たちの賃金が上げられないんだ、もうおれとこの製材工場はやめるんだ、……というふうなことから失業が目の前に下つてくるようなことは、一番命取りに考へ、恐怖を感じておるものでございませう。そういふ中で、外材で引き合はんのだからと言つて下つて、そんなら、それで働いておられるんかというふうなことであります。一定の賃金がなければ、所得がなければ、われわれ労働者は飢えるわけなんです。まことにやつかいな立場に追い込まれるんじやないかということが、木材価格の変動に非常に恐怖を感じておるわけでございます。

どういふことをしたらいいのか、そして、県下にその加入者、それに入る者はどれほどあるかと聞いてみましたところ、指折るほどではないわけではございます。これではどうもならないわけですね。われわれはせつかく失業保険法という法がありまして、その中にありや入れられるワケが少しすいてある。その中に入れてもらうのに申請をする方法がないものか、先進の奈良県は相当積極的に行っているらしいから、林政課長さん一つそれに骨折つか一つ骨を折ってください、ということをお願いして、その係員が出てきてあやこやという相談も一、二回受けましたが、まだそれに対する回答はきていません。それというのも林業労働者は、何かとその仕事の内容がそれに入れにくいといいますが、まあ絶対入れられない、植林事業なんかも、植栽なんかもあるらしいけれども、その他の事業のほうに造林なんかも入るんじゃないかと思えます。詳しいことは専門の人におまかせするといいたしまして、われわれ労働者といいたしましては、何も考えずに、そういうある法律を、それに恩典を受けさせてもらいたというのをただ一言つけ加えて、社会地域の近代化の、一つの安定した生活をするための骨になるように、この失業保険をわれわれに溶びせてくれるような法案をつくるようなことにはしてもらいたくない。これは奈良県だけというところではない、和歌山県にも現にその声がある、あるが、まだ聞いてもらえないという実情にございます。まことに残念に思います。力説していただきまして坂本さんに感謝いたします。

それから、以上は申し上げましたとおりでございますが、今後、国会でこの最初に申し上げました林業基本法というものの施業計画、これは、国有林は、私かつて国有林のことを少し教えてもらいましたが、国有林は、自分の土地で自分が計画を立てて自分が経営するのだから、まず経営は私から見れば、少ない和歌山県の国有林でございますが、うまくやってくれておると思っているわけですね。国有林労働者は、けつこうなもんだ、それには嫌があるかもわからん、というほどです。ところが国有林はその所有形態はまことにさきほど申し上げましたとおり区々でありまして、この施業基本計画が、さきほど申し上げましたように基盤ができておるといふことは、国有林の国有林に見えらうところの施業期間に相違じ、ひいては、国土の保全と、山村住民にも相通するということになるというところでございますので、この近代化に伴うこの地盤ならしは、全般的林業の振興に通ずることと思えます。また山村も近代化をし、山村の振興がおのずと副産的にその中に生まれてくることを期待しておるものでございます。これが国の立法によって、具体的に協業班のできる基盤をつくる方法をこしらえてもらえらうならば、まことに国有林の施業案は統一され、われわれの下に賃金をいただくものの永久の安心した基盤ができる。そこに林業基本法というものに大きな期待をかけておるものでございます。

どうか諸先生方の御努力によりまして、遅きに失する林業基本法をどうか通過させていだいて、山村民、われわれに通ずるところの悩みを解消していただくことをお願いして公述を終わらしていただく次第であります。

○座長(高見委員長) 以上で御意見の陳述は終わりました。

○座長(高見委員長) これより委員から質疑をいたしますが、委員の皆さまに申し上げておきます。ただいままでに私の手元へ質問をしたいという申し入れが七人ございますので、できるだけ質問は簡潔にお願いしたいと思っております。足鹿君から一つ……。

○足鹿委員 それでは、先ほど来、参事人の皆さんから貴重な御意見をお聞かせいただきました。たいへんありがたく拝聴いたしました。実は、皆さん突っ込んだ御意見をさらにお聞かせいただきたいと思っております。他の委員からもお尋ねがあらうと思いますが、たすで、御指名を申し上げます。半田良一参事人、横矢参事人、坂本参事人の御三方に私は若干お尋ねを申し上げます。思います。

半田参事人にお伺いをいたしたいと思っておりますが、また、横矢参事人にも同じ趣旨でございますので、御両氏からこも御答弁いただきますので、このでございますが、今回の林業基本法は、政府及び社会・民社両党からも提案がなされておりました、ごらんいたしておると思ひます。まあいづれにいたしまして、宣言立法でありまして、そのもの自体を食うわけにはまいらないことは先ほどの公述によつても明らかであります。つまりこれには関係立法を必要といたしたのであります。

で、それについて先日米、いろいろと有益な御意見をお聞かせいただいたわけでありまして、最も関連立法として急を要する問題としましては、政府においても、奥地開発道路整備促進法の検討もあり、奥地山村振興法の検討も行なわれておるよう聞いております。私どもも社会党をいたしまして、全部で十七の関連立法を計画予定しておるのであります。細かく申し上げることには避けますが、その中で一番問題になりますのは、半田参事人からお述べになりました、生産性の向上の問題に関連をして、土地利用区分による施策の推進の問題があらうかと思ひます。特に、国有林・民有林等の問題との関連が出てまいりまして、いいことはわかつておりますが、なかなか、これを具体的に推進するということについては、問題が多く横たわつておるのであります。これについて、特に半田参事人から、具体的な御意見を承ることができまして、お聞かせをいただきました。思ひます。

それから、労働力不足対策と人づくり対策についての御提案がございましたが、坂本参事人の御意見にもありましたように、労働力の不足対策と人づくり対策との問題は、表裏一体化するものであらうと思ひます。農村においても、さういふ点において、農村においてもなかなか労働力不足、一面においては、人づくり問題が難航しておる。山村においてはさらにむずかしい問題だと思ひます。これについて、林業の御構想がございまして、先ほど若干お触れになりましたので、先ほどが、さらに突っ込んだ御意見がございまして、承つておきたいと思ひます。この二点が半田参事人への私の主としてのお願いであります。

それから、横矢参事人に伺ひたいのは、特に、価格の安定を強調されました。私どももまったく同感であります。今度の政府基本法の構想によりまして、その価格安定のねらいが、やや明確を欠いておる点を御指摘になっておるようであります。私どもも同感であります。つまり、林業生産者としての価格安定は生産費所得補償方式に基づくものを御要望になつたようでありまして、さういふ点について、御算定に対する御意見がございました。ただ単に流通問題だけではこの問題は解決がつかないと思ひます。これは最近の農畜産物の価格が非常に暴落、あるいは動揺して、困つてゐる面がありまして、長期にわたる林業生産物については、特に価格安定の問題は重要かと存じます。その点について、具体的な御意見を承ることができま

ならば、お聞かせをいただきたいと思います。

なお、今後、組織上の問題として、森林組合と農協との調整の問題にお触れになつたようでありまして、それは、森林組合の現状は、行政区域ごとに統一合併の方向がまだ出ておらないように私どもも承知をいたしております。農協よりもだいたい遅れてゐるようには思ひますが、やはり経済力の分散、組織力の散逸を避けて、やはりある程度、規模を拡大していかなければ、役場のすみや、農協の片すみに看板をかけておる森林組合も相当受け得るわけでありまして、また堂々たる組合も一面にはございまして、やはり、組織力の強化ということが必要であり、

組織の分散は好ましくなく、思うのであります。そういう面では農協が一方大型化していく上において、どうこれらの調整をお考えになっておられますか、先ほどの御公述に聴かれておられましたので、その点の御構想を一つ承りたいと思います。

最後に、坂本参考人に伺いますが、全国山林労働組合を代表しての御発言であつたように思いますが、全国山林労働組合の組織の現状はどういう現状でございますか。都道府県における組織の現状は特にどうであるか。審議会に対して、昭和三十三年の森林法の一部改正の法律案につきまして、私から、自由民主党、日本社会党、民主社会党の共同提案にかかる附帯決議を提案いたしました際に、先ほど御指摘になりました。中央及び地方の森林審議会の委員については広く人材を各界に求め、森林計画制度の運営を民主的にすること」という条項を付し、特にこれについては、註釈を加えて、政府当局も承知しておるものであります。ただ問題は、先ほど御指摘になりましたように、全然、これについて、構成メンバーに加えておられないようなお話をございましたが、要求があつても加えておられないのか、また要求がないために、自然にこれが、先ほど御指摘になったような形になっておるのか、今後、これらの点については、附帯決議の実効というところは、行政的に可能な点をわれわれは指摘しているものであります。一事が万事でありますので、しかとその実情を承っておきたいと思ひます。いろいろとお尋ねをいたしたい点がござりますが、特に、その点について詳しく、坂本参考人からのお話

を聞かしていただければ幸いかと存じます。以上であります。

○半田良一君 ただいま御質問のありました点であります。まず第一に、土地利用区分の確定に関する問題でございます。これはきわめて重要であり、また、利用区分の科学的根拠に關しましては、研究上進んでいない点がござります。私も明確なる提案を持つておるわけではございませんが、現在の段階におきましては、国全体及びそれぞれの関係地域におきましての農業者及び林業者、そのほかの関係者を包括いたしましたの、たとえ審議会というふうなものを通じまして、そういうふうな組織をつくることによりまして、そこで、利用区分に關する方法を策定するというふうなことが考えられるのじやないかと思ひます。それ以上の具体的な点に關しましては考えておりません。

それから、第二の点の点でございますが、特に私は、中小企業の認可というものが現在まで林業に關しまして、技術的にある意味ではおくれおつた点に認めなければならぬと思ひますが、近年それが急に林業の高度化の方向に對してしまつても關心を高め、また経営力をふやしてきておることは事実であると思ひます。それに關し先ほどお話ししたとおりでございますが、林業技術の開発方向、そういうふうな経営に定着したような規格を持つていくという点と合わせまして、技術教育の点も考えなければならぬと思ひますが、特に人づくりという点に關しましては、ある程度長期的な見通しのもとに、先ほど坂本参考人からお話もございましたが、協業化の方向

へのさらに発展がある程度将来にも見通されるということをお願いいたします。それから、先ほどの協業化の推進力になり得るような形でそういう教育を進めることが必要ではないかと考えますが、それについての格別な具体的な提案というものは持つてございせん。

○谷垣委員 半田先生にお伺いします。先ほどの技術の開発の問題についてでございますが、私聞き落したのかも知れませんが、経営循環の中に定着する技術の開発という御発言があつたかのように思ひますが、そのことの意味をもう少しお聞かせ願ひたい点と、もう一つは、協業の推進をするあり方について、経営規模と言われまして、規模の拡大と言われまして、そういうお話がございました。当然、問題は協業であればそういうことですが、それをもう少し現状の中小の林業の現状に即しつ、どういふふうなことをしたらその中に含めていけるか、この二点を、先ほどの質問と連関がござりますので、お聞きをいたしたい。

○半田良一君 ただいまの第一の点につきましては、私は、農林家の経営循環の中へ定着しているというふうな申し上げたわけでございます。具体的に、中小企業の林業というものは、申すまでもなく、農家の一面においてはかなり営んでおるわけでございます。ところが、従来の林業技術というものは、概して、間断的に収入が入るような形で進められていたわけでございます。しかもそういうふうな間断的な作業方向のままで、進歩というものが考えられていたように思ひわけでございます。今後の方向といたしましては、

特に、農家を一方で営んでいる農林家が林業を担担、林業の重要な担当者であるという点に心がみまして、農家と林業の両面を通じて、労働力が合理的に消化されるような形、それに所得が継続的に獲得されるような形というふうな技術を考えるべきだといふふうに考えているわけでございます。

それから第二の協業の問題につきましては、これは、たとえば社会党の案によるものですが、政府案と違つた点かと思ひますが、私の感じといたしましては、いわゆる大規模生産の有利性というふうなことを追求することだけのための協業というものは少し先の話になるんじゃないかと考えております。そこで、現在さしたあたりの協業化というものは、むしろ土地所有の分散性を克服するといふための手段としてこれを推し進めていかなければならぬんじゃないかと思つております。しかたを、たとえば林道経費が経営内に定着して活用されるということ、ある程度技術が進んだ段階になつてまいりますと、そのときに、いわゆる大規模の有利なもの、を少しでも目標にするような意味での協業化というふうなことが必要になつてくるのではなからうかと考えております。この点に關しましては、林業基本法が、どの程度の恒久性をもつて考えられるかという点にも關連して、どう思ひわけでございますが、比較的近い将来と申しますか、当面の問題といたしましては、私は、土地所有の分散の克服というふうな点を現実的に考えております。

○横矢乾君 第一点の価格安定対策のことでございますが、この法案の中

に、「価格安定並びに流通及び確保の合理をはかること」と、いふふうに表示されております。この中に、われわれが心配するようないふことは、いふふうには考えているのだとは思ひますけれども、実際、今日、林業の近代化と申しますか、財産的に持つていける山を、経営者が近代経営をやつていく、産業としての近代化をはかろうとするならば、少なくとも山そのものの収支は、最終的にプラスでなければならぬことがたてまえでございます。ましてや零細な山林家に林地を拡大させる、ないしは協業させる、そしてそれに造林をさせ、技術を取り入れて経営をさせていくという最終的な目的は、所得がそこに残るものでなくてはならない。この価格安定というそのことの中に、そういうものがはつきりと具体的に何か将来にわたつて示していただきたい。ということはこの価格を生産者所得補償方式をもつて今日やっております。食糧法をやかく申されまされども、その米自体、農家が安心してつくれるというものは何かという、やはり価格が安定されているという、こと以外にないと思ひます。今日國が七割を持つておる山林の中で、原材料を自給できるといふことは國にとつても、個々の林産物というものはきわめて米以上に大きな資源だといふことも考えられると思ひます。価格安定対策といふものに対する考え方、もう少し、われわれ山村に住んで、今、高い苗木、高い肥料をややながらでも、この造林を進めていくとするものの将来の不安をなくする、胸をたたいて心配するなという価格安定対策といふものを出してほしい。これが考え

ておることです。一、問題
は、外材が今日のように押しまくつて
きまして、このことによつて山を伐り
止めにしておる。労働者は失業してお
る。これが本県における山間部の実情
でございます。このことをよく先生方
も一つ御了解をいただきたいと思いま
す。

それから、第二点の森林組合の問題
でございますが、農協が合併を促進し
て経営規模を拡大している現状で、森
林組合もまたともに合併を促進して経
営の範囲を拡大しようとして努力をし
てございます。しかし、遺憾ながら、
森林組合そのものの現在の組合員との
つながり関係等における内容が、拡大
をしましても、極端なことを申します
と、ゼロ・プラス・ゼロは幾つ集めて
もゼロなんです。そうした形が森林組
合の部分に現実にあるわけでございま
す。そこで、私は極端に申しますと、
どこかの地域にも森林組合があるなん
ていうこと自体がおかしいので、むしろ
平坦地・都会地等の森林組合などは組
合を必要としないんじゃないか。もち
ろん山村というものを中心にしまし
て、この地帯における森林組合が、
農業協同組合のごとく、地域組合とし
ての性格を十分に持つて、そして経済
活動をし、今後の構造改善事業のにな
い手になれる力をつけてやつて、そし
てで得べくんば——そうした山間地
帯においては、農業が十分の二であつ
て、林業が十分の八というウエイトを
占めている。所得の中でもそうです。
林業労働収入が農外収入のつまり大半
を占めておるんです。大部分を占めて
おる。しかもこれが八対十のごとき状
態にあるという現実でございます。

で、でき得ればそうした地帯の協同組
合は、森林協同組合であつて、むしろ
農業部門、森林部門あわせてやれる協
同体であつたほうが、将来の林業の政
策の実施の上においても大いに力にな
るんじゃないか。むしろあらゆる団体
が分立分散するという形を私は考へて
おりません。統合強化をするという考
え方で、何か法的にそうしたもので
きる段取りをしていただきたい。これ
が私の言ひ、いわゆる森林組合を農協
などと同一ようなやり方事業のやれる
基盤にそろえてほしいという理由なん
です。そろえれば合併ができる。むし
ろ、農協と森林組合が一体になった山
村地における地域協同組合というもの
の性格が強化される、こういう考へ方
でございます。また森林法の中では、
東京や北海道に住んでいまして、も地
域内に山林があれば組合員になれる、こ
うした組合員を含めての組合法とい
うことになりました。法的の扱いにつ
いては十分研究をしていただいて、何
かそうした面における森林組合のよう
な少組織の強化ができれば、より方法
にお願ひをしたい。これが私の考へて
おることです。

○坂本寿治君 足鹿さんの御質問は二
点でございますが、詳しく申し上げるよ
うにということでございますけれども、
も、あまり時間をとつてはいけな
いと思ひますから、やや、詳しく申し上
げます。

まず、全国の、主として民有林のこ
とをおっしゃつておるんだらうと思ひ
ますが、山林労働組合の組織の現状に
ついてということでございますけれども、
今年三月一日に徳島市で開き
ました西日本山林労働の第三回の定期

大会で、名称を「全国山林労組」とい
うふうに改めました。私はその副議長
でございますが、議長は、全林野の大
阪地本の山下委員長が議長に就任して
おられます。なぜ、名称を「全国」とい
うようなことに改めたかという点で
ございませうけれども、ことしの大会まで
は、民有林では大分県と四国地本の範
圍を中心にして、その三つをもつては
しめたように、和歌山県に昨年の三
月に県連ができた。徳島県と高知県に
も昨年の六月にできた。それができ
る前にはもちろん単位組合があつたわけ
でございます。それから九州には今の
ところまだ手がついておらないわけ
でございますが、山陰の各県、山陽の各
県、兵庫、三重県というやうなところ
にも単位組合がございまして、そ
ういったものを統轄をいたしてござい
ますが、その後、明らかにだんだんとなつ
てまいりました。静岡県の千頭
地方にも民有林の山林労組があつて、
しかも県の林務当局が非常な関心を寄
せておられる、また、静岡大学でもそ
ういった点についていろいろ基本的な
調査を進めておられる。そういうこと
が明らかになってまいりました。長野
県にもはつきりある。それからまた
ずっと北のほうでございますが、北海
道あたりでも民有林の、または道有林
の山林に携わる労働者の組織が徐々に
ではありますけれども組織化されつつ
あります。秋田県もその例外ではな
い。というやうなことがだんだん明ら
かになってまいり、しかも私たちとの
交流がこれもまた徐々にではあります
けれども、進んでまいりましたので、

名称を改めて、そういうやうなところ
にも、東日本の地域にも組織の拡大を
はかつていきたい、その理由などにつ
いては申し上げる必要もないかと思ひ
ますが、とにかくそういうことと進
めていきたいというやうなわけでござ
います。この中で、はじめにも申し上げ
ましたように、主として民有林労組に
ついての御質問だというやうな判断を
いたしまして、奈良県連の実態から申
し上げますが、奈良県連は昭和二十一
年に結成をいたしました。当時、吉野
地方、吉野地方だけでなくて、たとえ
ば奈良市の春日山の奥にあります民有
林に携わる人たちが、そういう人たちま
でも含めまして、一万一千何人という
組織でございます。しかしそれはいわ
ゆる戦争中の組織が名前だけをかえて
いうやうな実態でございまして、旧軍隊
の古い物でありますとかそういうもの
を配給してもらつた機関として存在価
値が認められていたにすぎないやうな
ものも包括されておりましたので、そ
ういったものも徐々に脱落をいたしま
して、現在は千五百ないし千七百位
しかおりませんけれども、まあ正味の
ところだけ残つた。しかもその正味と
申しますのは半田先生が先ほどからお
触れになりました専業としての山林労
務者が主体でございますけれども、農
業との兼業山林労働者も若干交つて
いる、そういう状態でございまして、昭和
三十五年の一月九日から単位組合
の大多數に日雇いの健康保険が適用せ
られ、去年の四月七日でしたか、国会
の審判の一、二年前に決めたか、いた
だいた失業保険法の一部改正によつて、
日雇労働者に対する給付の特例という

形で山林労働者に失業保険法が適用せ
られましたので、直ちにそれを八月一
日から適用しまして、今年の二月一日
から受給がはじまりました。ほかの県
ではこの二つの問題についてはまだ完
全には消化をしていただいていないや
うでございます。個々の組合の実態に
つきまして一々申し上げていたのでは
時間がかかりますので、これだけに省
略いたしておきます。あとで足鹿先生
には資料をお渡し申し上げたいと思ひ
ます。

和歌山県連でございますが、さきほ
ど申し上げましたように、去年の三月
にたしか白浜ででしたか結成をいたし
ました。県御当局の統計によりまし
て、当時、山林労働者は八千人と称せ
られておりましたけれども、なかなか奈
良県より地域が広く、また奈良県の
ように紀の川上流と、熊野川上流の森
林地帯が密集しているやうな地形的
な条件でなくて、有田川、日高川、古
座川というやうなあまり大きくない川
があり、その上流に林業地帯がある。
その地帯に参りますにも、コノ字型
と申しますか、Uの字型に、奥から海
岸まで帰つてきて、またさかのぼつて
いかなければいけないというやうなと
ころで、なかなか討究が進みませんで
すけれども、その中でも竜神村や十津
川村の人の組合が大きく古くいろいろ
の活動をしていただいております。
徳島県と高知県のことでございま
すが、私もおじゃまいたした。徳島
県の池田町に集まつて結成をいたしま
した。徳島県の県連には八組合、六百
五十人。その中では那珂川の上流にあ
ります入谷の六組合が結成をし、そこ
に五百人というところで主勢力は那珂川

上流で占められているような状態でございます。

高知県のはうでは山林労組が散在をいたしております。今のところまだ私の手元にある資料でははっきりとはつかんでおりません。

そのほか、三重県にも交流をいたしまして、奈良県に接する地方に主としてできつつあります。

兵庫県にありますが、山崎宮林署の奥のほうの山路町または波賀町、そういった所に組織がございます。

岡山県では、大佐町という所に労働組合という組合がございます。やっていたらいたしております。

鳥取県のはうでは智頭林業地帯のほうに昨年できました。

愛知県のはうには、さきほど申し上げませんでしたけれども、一番東のほうの端の佐久間に近い所で三百人位の組織が去年の十一月にできました。やや活発な動きを見せており、またそのほかの県下の山林地域に対しても、こ

こを出発点として呼びかけの手を広げていくことにいたしております。そのほかいろいろございまして、とにかく組織についてはそういったこと

でございまして、私たちが知る範囲では、元の西林協の範囲内では岡山県が一番賃金が低いのではないかと、一人前の荒くれ男の賃金が五百円だ、

そういうことも聞いております。これは、昨年の夏聞いたこととございまして、

けれども、若干上っておりますけれども、それでもなおかつ私たちが考える

と非常にびっくりするようなさうい

う低賃金で呻吟をしております労働者がおります。その労働者がしかも国有

林にもおるということを聞いております。

第二点の、森林審議会のメンバーに加つておられないとくずす言っているけれども、これは要求しないからではないかということとございまして、残念ながらそのとおりでございます。実は、三十七年の三月に足尾先生にいろいろお骨折りをいただきましたことに

つきましては、間接に第五項の国有林労働者の問題、第六項の国有林の施業生産を推進する問題、この二つについて、はつきりと付帯決議をつけてい

ただいたというのを聞かされたけれども、第七項の森林審議会そのほかの問題につきましては、参考人としての今日呼び出しを受けるための勉強

中にはじめてわかつたこととございまして、まことにその点は残念でございますが、申しわけないと思っております

が、そういうことはあります。なれども、私たちが不勉強でございまして、

けれども、今後はいろいろと直接に早くお教えをいただきたいというふうにお願いをいたしておきます。(笑)

それから、つけ加えますけれども、そういうことがございまして、場合に

は、委員会です。お骨折りをいただいたのでありますから、私たちが負

けないように努力をいたしまして、いろいろ県当局とも直ちに交渉をはじめ

たいと思っております。交渉の経過につきま

してはあとで報告いたしまして、お骨折りを、御助力をいただくことになら

うかとも思いますが、(笑)その節はよろしくお願いをいたしたいと思

どなたかはわかりませんが、大

体、県の町村長の代表の方、あるいは森林組合の代表の方にお答え願いたい

と思っております。その一つは、林業とい

ものを企業的に経営する場合の適正規模の問題ですが、和歌山県の場合は、

私たちの資料によると、林野の面積が非常に多い、三十五万五千歩という

ことになっていて、大体、全体の蓄積量は二千四百万立米、一年の成長量が

七十一万立米ということになっておるわけですが、この森林面積に比べて非

常にその蓄積も少ないし、年間の成長量も低いというところは、これは本県の

国有林の特徴があるのではないかと、こ

うふうに考えるわけですが、ですからこ

れは林業と違つて直ちに成長量をあげ

ることはできないと思つて、この林業といふものを農業と比較して、自

立経営あるいは専業という形で経営する

ためには、大体この適正規模というものを、どの位の面積において求めた

場合において可能であるかということについてお問い合わせをいたしたい。

第二点、この農業基本法にも林業の關係が出ておるわけですが、今度こ

の森林基本法あるいは林業基本法が審議されておるわけですが、農業と林業

という関連を、たとえば和歌山県・奈良県等の条件も同じだと思つて、農

業と林業が併用された経営というものが行なわれてきておるかということ、

この点が第二点です。それは、この和歌山県

の農業といふのは、水田が三万町歩、畑地が二万町歩、この五

万町歩を七万六千戸の農家が経営しておるわけですが、特にその所有形態は三

段歩未満の農家が全体の三〇%、三段

歩から五段歩までが二〇%というふう

なっているのですが、五段歩以下の農家は全体の半分以上ということに

なっているのです。しかも三段歩未満は全体の三〇%以上ということにな

ると、これはまあ純然たる大技術農であるということになるわけでありま

す。この零細な農業を経営している人たちが林業の経営というものにどうい

うふうな関連を持つておられるかというところ、そういう点に対して特徴にな

るような点を一つお聞かせ願いたいと思つて

思つて、それからもう一つは、これはまあ全国的に同様の傾向にあるわけですが、

国有林の場合は、大所有者の数が非常に少ないということ、零細所有者の数が

非常に多いということになるわけですが、大所有者の場合は、先ほども御

意見があつたとおり、財産保存的な考

えて十分この経営面において熱意を発揮しておらないという点があるわけ

です。ところが零細所有者の場合は、林業だけに依存しているがあまり所得があ

がらんとすることになる、特にこの際、大所有者の財産保存的な態度とい

うものを、いわゆるその森林といえども国土である以上、国民経済に寄与す

る方向に活用しなければならぬ。こ

かという事柄についてはもう資料は持っていないから、簡単にそう申すわけでもないが、そういうことで、たえず進めておるわけです。それから農業と林業との関係でございしますが、これも平坦地、海岸地帯における農家が林業というものをあわせておるといいます、これは山を持つておるのである、これは山のものが農家経営にプラスになるという事は、これはなかなか少ないと思う。しかし、一たび奥地に入りますと林業地帯というものは、農業収入というものはもうきわめて少ない。極端なことを言えば、もう年間の飯米をつくるのが精一ぱいで、しかもそのつくっている作目は米、麦作はほとんどないという位の地帯が多いのです。そのあとの農家の所得は何によるかという、シヤタケを栽培するとか、最近いろいろなことをして苦勞しておりますけれども、主体はやはり林業労働でございす。で、林業労働で植林あるいは撫育、伐採、搬出等の労働をしながら、年間所得を得ておる、で、この人たちの持つておる山林面積というのは、御承知のようにきわめて平均が低いのです。三町ないし五町です。こういうのはまだいいほうでございす。そこで私も農業というものはこういうこととで、結局、五町なり六町なりの零細な山林は、子供の嫁入りとか、入学とか、何かのときに処分をして使う、そのための山だという位で、先ほど先生のお話にございましたが、年々の所得の中で対象になるという経営は十分にできてないわけです。しかしこれから経営のしかたというものについては協業等、あるいは林地の拡大をしまして

てですね、せめて農業の中で飯米をつくる、自分の山を自分の労働賃金で生活をするがらでも、やはりそのことが将来差し引き残るといふ山の経営自体と山の考え方でございす、長期あるいは低利なやはり林地取得資金、撫育資金、そういうものは農家兼林家に流れてきたらですね、私はそういう面について希望が持てると思うんです。そしてこれがせめて一農家三十町歩が専業林家であるとして、せめて十町歩位の山を平均に経営させると、そして片一方で五段、六段の農地を持つというような農家ならば、一応安定した経営ができる、またできる公算が今後進んでくると、ま、こういうふうに信じておるわけにございす。

なお、大山林家の問題でございす。大山林家所有者が最近非常に研究をされて、経営を近代化的にやられておる。労使関係をうまくやつておられることは実情でございす。しかし私もまあおかつ将来にわたって山間に住んで、山を少なくしか持つてない者に、何とかもう少し山の経営規模を拡大させるためには、もう少し大山林家の山の部分をですね、分収林なり、いわゆる地上権の設定なりをしていただいても、それが地元の農家の経営山林としてみてもいいような部分までも、まず考えていただくといいことも願います。これをねばならぬ。また国有林等についてもこういう点については、私下げとも考へてはいたが、その反面先ほど申し上げましたように造林、撫育に要する長期、低利な融資をしていただいで、その融資をもつてまあ効率的に育ててゆく、栽培をしていく、つまり林業を、ただ単に今までのじゃなくて肥料もやり、管理もするいわゆる栽培をしていくような林業というものを進めていきたい。そういうためには長期低利の融資もあわせて考えていただかないと、たとえ部分林を設定してやろうという考え方が出ても、国有林の払い下げが出たとしても、やる農家自体のほうでは、自分の物にするという経営資金、資力というものはもうすでに今日ない、こう申してもいいと思うわけにございす。まあそういうことで、お答えとしては不十分かと思ひますので、また他の公述人から述べていただくことにいたします。

坂本新次郎君 たいだいま横矢参考人からのお答えで大体尽きると思ひますが、町村が四十四方町村でございす。その町村の全面積のうちで、七〇%以上の山林面積を持つております町村が、二十五ございす。その二十五の町村が、いわゆる山村の振興ということで苦勞をいたしております。今の御質問の、專業がどの程度あつたらできるかということにございす。これは、その町村によりまして、三十町歩あればよいというのもありまして、あるいは、その土地のいかんによりましては二十町歩でもよいのではないかと、これも考へられます。はつきりしたお答えはできかねる次第でございす。しかし、大体申し上げますと、專業のこの山林家というものは、県下のどの町村でも稀な数でございす。おもなものはこの農業と林業とを兼ねてやつておられますところの、いわゆるこの兼業農家、兼業林家でございす。ただしかし兼業でありますので、ただ

林業と農業だけでなくて、そのほかいろいろの副業をやっております。それでどうにかこうにか生活をしのいでいるというような現状でございす。たとえば、シヤタケとかあるいは谷川の水を利用してのワサビとか、あるいは、傾斜地を利用しての茶であるとか、あるいは近ごろ、リナロールと申しますが、芳樟というのをやって山地を利用するとかいうようなことをいたしまして、農家林家の収入をはかつていつておるわけにございす。そういうようなことでございすので、近ごろは、この耕地を放棄する者が山奥では多いのでございす。耕作権を放棄するよる現状でございす。都市へ都市へと自分の家を捨て、あるいはその耕地を捨てて出ていくというようにございす。これは、梅でもつくろふかというような現状でございす。それは、近所の人とか、あるいは親類縁者などがこれをやるというふうな実は離山離村の者が多うございす。で、町村の行政をいたしますにつきましても、非常に困つておるのが実情でございす。

それから、もう一つは、私、協業のことをさきほどちよつと申し上げたのでございすが、まあ、山林を持つておられる方で、何とかしてこの土地は、この地方に住んでおるところの者たちを何人か一つ貸してやつてくれんかというふうなことをいたしまして、林野庁の方がお出でくださったときに私も私何ったのでございすが、私の山村におきましては、この田舎でせつせと働いておられます者が、少しでも山に植えてつくりたいと言いが、しかし土地

がない、というふうな者のために、何とかしてそういうふうなことで、ごく零細なものでも寄つてたかつて一つこで植林をしようじやないかというところでありました。それに對する何らかの方法を得て、そうして十人なら十人、二十人なら二十人が寄つて、そうして協業で植林をし、あるいは下刈りをし、あるいは間伐をするというふうなことで、村に落ちつかせるようなことを考へていきたいものだということをお申し上げたのでございすが、そういうことで何とかして協業化をし、機械化をし、あるいはこのつくるというふうなことにしまして、山村におられる次第でございまして、ここで、きめ手はございせん。こうして山村をりっぱに開発していくのだ、発展させていくんだというきめ手がないことを、はなはだ遺憾に存じておる次第でございす。

森委員 海瀬さんにちよつとお伺ひしたいのですが、林道の問題につれて外材の問題の研究をしておられるわけですが、これを読んで見ますとですね、ま、外材がどの程度日本の国家に、貿易などに役割りを果たしておるのか。それでその林道をですね、政府の国家資金によつてつくり、根本的に生産をあげる、こういうことによつて、むしろこちらから輸出するよりむしろじやないか、こういうふうな考え方が、御承知のように、今後開放経済体制に向つていく中で、今おっしゃられるような方法だけで、外材との競争ができなければ、もつとその具体的な点について何かあればお伺ひしたいと思ひます。

○海瀨栄一郎君 回答いたします。

私、先ほどことが足りなかったのですが、現在の日本の道路網を見ましたときに、大抵、林道としてやっておりますのは、規格をいたしまして、幅員三メートルです。それがいいほうでございまして、二メートル位な林道が多いわけでありまして。したがって、それを利用いたします際に、非常に林道はありますけれども出材費に非常にかかっている。集材をするにつきましても、機械化が非常にむずかしい。集材しに入れるにつきましても解体をして入れなければならぬ、そういうような状態になっていくわけですから、そういうような状態でごいまして、もしそれを少なくとも四メートル五〇以上の林道に拡張いたしましたならば、そこへ大型のトラックが入るわけですから、そのトラックが入りましたならば非常にそれが積載量がふえて、同じ運び出すにつきましても、安く早く運び出されるわけですから、それで木材は御存知のように、その小さな道を出してきまして、一回それを落しまして車へ積みまして、石当りどうしても五十円ないし八十円かかっている、しかしそれは小さな道を出てきて今度はパタ公で出して、トラックに積んでいくことになる、もうそれだけで百五、六十円かかります。ですからそういうようにして道路の悪いということは、そういうような副次的な問題でもいろいろ問題がありますから、単に延長だけではございせん。拡張していただくならば、そこで生産性が上がってきまして、そしてそれだけ、上がっただけが、地元へももちろんよくなりますし、外貨の面においても競

争力が出てくるんじゃないか、そうしないです。今のような林道網のような状態でもございしたならば、いつまでたってもこの状態が解消できないんじゃないかということが一点でございまして。つまり、日本の今の林道の状況を見ますと、大抵、日本の林地は総数で二千五百万町歩でございまして。そのうちで人工林として利用可能な林地は、大体千二百萬町歩か千三百万町歩だと思えます。ところが現在の日本の人工林は七百万町歩でございまして。泣きどころは、相当有利なところがほかにあるわけですから。ところが残念ながらそこには林道がないわけですから。ことに今のようない林道はございせん。そしてその地帯にありましてのはブナ、いわゆる使えは使える潤葉樹がある。ところが道がないために、その木を伐って出そうとしたとしても、非常に高くつきまして、出材費が高つくまじして、逆算方式では山元には何も残らない、むしろ赤字になる状態でございます。そういうような状態でございます。ところが、最近、農林省のほうのどなたでしたか、ソ連のほうに参られました、日本へ帰ってこられた話では、ソ連におきましては針葉樹が非常に余っておるわけでございますが、向うでは内装材としてのベニヤ、それから修整材というものが非常に不足しておるわけですから、そういうものはむしろ向うというふうな点から申しまして、日本としては、そういうような潤葉樹を有利に利用いたしまして、輸出材に向う、要するものは要するとしてまたその反面にそういうもので外貨を獲得して

はどうか。ことに潤葉樹は最近のビル建築ブームによりまして、パルプ材としても相当価格さえよければ、歩どまりの点において有利になっておる。問題は結局林道の問題であります。現在ただ単に年間、これははつきりと存じませんが、先生方より御存知と思えますが、日本の林道に投入される金高は五十億円じやなかったかと思ふんですが、どんなものでしょうか。その位です。おそらく微々たる数字だと私は思うのでございまして、かりにそれを三倍にいたしまして、輸入材が割でございまして。それだけ投入いたしましても、今よりももう少しそういうものが有利に出てくるんじゃないか。やがては、人工林がでるのじゃないか。やがて、やがてそれは日本の国の生産性が上がってくるんじゃないか。そういう何かもう少し先の夢を見たい。そうすれば、そう悲観する必要はないじゃないか。たとえばこれはよその例でございまして、デンマークが、ヒレフスキーホルスタインではある一級の土地をなくしたわけでございます。そしてその時に非常にデンマークは苦境に立ちました。しかし国民政府が総力をあげまして、貴重な人間の力をもちまして、あのマンメーといわれる人工の土地をつくりました。それは決して肥沃な土地ではございせん。そこであのりっぱな農業国として栄えておるわけですから。やはりただ単に金をはたしてはいけません。山は、やはり林地というものは、近代化工場における機械設備だ、工場設備だと思えます。これを改良して有利に利用すれば、今までできなかったことも案外できるんじゃない

か。それは投資でございまして。しかし、やがてそれはみな生産としてふり返ってくるんじゃないか、というふうなことを考えると、いかにも、この四億ドルという外貨がもつたない。それはいろいろなイメージがある。しかし日本の今まで近代化産業で示したあの能力を活用しまして、何とかしてこの外貨を獲得できぬものであるか、ま、こういうふうにも思ふわけですから、どうぞそのような点でございまして、何とぞ先生方の御協力をお願いしたいと思ひます。

○稲富委員 簡単に御答弁を願います。それは、今の御意見の中に、半田参考人の御意見の中にもこの金融の問題は、ほかの産業より一番この循環度のおおきく利用度でございまして、これに対する融資は最も低利であり、長期でなければならぬと思ひますが、あなたが経験されておられる位の長期であり、どの位の低利にしたならば、妥当なこの林業として経営ができれば、こういう点がありまして一つこの際参考になり得ると思ひます。

もう一つのこと、時間がたつていずれ書面をくださつても結構であります。柏木参考人と半田参考人の御意見の中に、木材の流通機構の問題が非常に重要であるという御意見がありましたが、これを一つ、具体的にどういふことが流通機構にしたらいいかというふうな案がございまして、今日はいまもう時間がなくとも思ひますが、何かの機会にお教え願えれば非常に参考になると思ひますので、この点を柏木参考人と半田参考人にお聞きしたいと思ひます。

○半田良一君 回答申し上げます。はじめの運用資金の利子及び長期短期の問題でございまして、どの程度の低利ということについてははつきり出せないと思ひますが、大抵の林業の利回りは、人工林の場合であります。まず地価のとり方によって変わってまいりますが、まず六割ないしはその前後というところかと存じます。まあその当りに考えましてまあ受当な利回りが、受当な貸し付け利子がつくれるものと承るわけですから。たとえば、伐調資金の場合の四割というふうなものが一つの目安にもなるかと考えるわけでございます。

それから、これは林業の生産期間そのもの、たとえば植栽から主伐に至りますまでは、まあ四十年というふうな数字があがってくるわけでございます。が、今後、生産方法が集約化いたしてまいりますならば、たとえば、切り出す方法によつては、かなりの収入をあげていくということも期待されるのではないかと存じます。むしろ技術の開発につきましても、そういう方向を考へるべきかと思ひます。ですから、そのように考へてまいりますならば、一応二十年振替という位の線が考えられるのではなからうか。まあ、今全くその点につきましても十分研究しておるわけではございせんが、そういうふうな考へております次第でございまして、それから流通の問題につきましては、私いま、格別にまとめた案というものを持っておりません。森林組合の協同販売体制と、技術業者の協同組合組織との間での取り引きの合理化と

いう程度のことしか考えていないわけでございます。さらに機会がありましたら申し上げることにいたします。

○海瀬栄一郎君 私に對する御質問は金利と、今半田先生のお答にもあります。この金利の問題というのはこれは日本の近代産業のゆゆしい問題でございますが、ことに林業ではゆゆしいと申しますのは戦前でございますか、ウイン大学のワグナー教授がこちらに見えられたが、それで私質問したのでございます。それは何かと申しますと、開けはウインの辺は林道網が非常に発達しておる、それから撫育管理も相当濃厚にやっていると、それに労賃も非常に高いじゃないか、それでよくやってくれますね、その秘密を教えてください、こう申し上げました。討論をいたしました、話をいたしました。その時に、何と言いましたか、最後に、これは何か原因がある、先生のほうでは金利は幾らでございますか、こういうお話をしたのでございますが、これはいろいろ、場合によっていろいろあると申しますが、非常に安んじだそうでございます。場合によっては戦争のあとの乱伐のあとでございます。また、その復旧のために無利子であるというふうなことでございしました。そういうことでございまして、私ら経営者にとっては安いほどいいのでございますけれども、それにもおのずから程度がございますので、まあ、昔からよく言われますように、やはり三分とよく言われますが、まあその程度、三分程度が一番望ましいのではないか。それ以上の利回りになるか

も知れません。ある程度そこには妙味が企業としてなければならぬ。でもその程度にしていなければ、かなりの明い見通しがあるんじゃないかと思うのでございます。

それから次はこの期間の問題でございますが、これは一次林分、二次林分、三次林分によつてもちろん違ひます。一次林分の場合は早く濃密な手入れもいたします。密植いたしましたならば、間伐収入も上ってくる。ところが二次、三次となると、報告をもらいたただけたと思ひますが、尾鷲の林業のように、もう三次林分になりますと、非常に瘠悪化してまいります。そうして成長度も薄くなりまして、そして間伐収入が上がりませんが、二十五年ないし三十年。現状においてはそのような状況でございますので、そういうことを勘案していただきますと、まあ私らが希望をいたしますのは、二十五年ないし三十年の据置だ。そしてそれからやっていく。しかしそれ以上早くならんとすれば、やはり得ですから、要らん金利を払ふ必要がないんですから、それは自分らのものはぜひにという人について力を入れます。ただ、その施肥の技術についてもまだ未開拓でございます。こういう面は、特に林業技術というのは農業に比べておくれております。林業の試験研究機関に對する大幅な投資を今後特に皆さま方にお願ひをしておきたい。そして確立した技術のもとに譲りのない方策で、自信をもつてやれるような確たる方策を早くきめていただきます。この点についてよろしくお願ひをいたします。

○赤路委員 一点だけお願ひいたします。これは紀の川をはじめ川がたくさんあるんですが、一つこれ以上川の水を少なくしないようにお願ひをいたしたい。おわかり願ひすると思ひますが、それだけ言へば。

○座長(高見委員長) これにて質疑は終わりました。以上で本現地調査会を終了いたしますが、今回の派遣議員団を代表いたしまして、一言、ごあいさつを申し上げます。意見陳述者の方々におかれましては、貴重な御意見をお述べいただき、本審査に資するところきわめて大なるものがあつたと思ひます。厚くお礼を申し上げます。またこの会議開催のために、格段の御協力をいただきました和歌山県御当局をはじめ、地元関係団体、大阪営林局の方々に對しましても深甚の謝意を表する次第でございます。これにて散会いたします。午後一時五十分散会

第二班の現地調査会記録
一、期日及び場所
昭和三十九年六月二日(火)
札幌市(日本生命ビル内会議室)
二、案件
林業基本法案(内閣提出第一五二号)
森林基本法案(川俣清君外十二名提出、衆法第四〇号)
林業基本法案(稻富稔人君外一名提出、衆法第四四号)
三、出席者
(1) 派遣委員
團長(農林水産委員) 高見 三郎君(自民党)
林水産委員 長 高見 三郎君(自民党)

小山 長規君(同)
池田 清志君(同)
加藤 精二君(同)
足鹿 覺君(社会党)
角屋堅次郎君(同)
東海林 稔君(同)
中澤 茂一君(同)
本名 武君(自民党)
永井勝次郎君(社会党)
西村 関一君(同)
芳賀 貢君(同)
松浦 定義君(同)
小平 忠君(民社党)
政府側出席者
農林政務次官 丹羽 兵助君
林野庁林政部長 丸山 文雄君
意見陳述者
北海道大学農学部教授 小関 隆祺君
北海野労働組合 田村 武君
北海野評議会 長 田村 武君
北海道農業協同組合中央会参事 鈴木 善一君
北海道木材協会 副会長 伊藤 健夫君
北海道森林組合 連合会副会長 榎田 徳一君
北海道町村会副会長 小林栄三郎君

午前九時開会
○座長(高見委員長) それでは、これより現地調査会を開催いたします。申し合わせによりまして、私がこの会議の座長をつとめますので、よろしくお願ひいたします。まず、私から派遣委員を代表して、一言ごあいさつ申し上げます。

この会議におきましては、内閣提出にかかる林業基本法案、社会党所属議員の提出にかかる森林基本法案及び民主社会党所属議員の提出にかかる林業基本法案について、各界の代表者の御意見を伺うことになっておりますが、御意見を述べいただく前に、この会議の開催の趣旨並びに会議の運営方針等について申し上げておきたいと存じます。

まず、この会議は、先ほど申し上げました三法案の審査の参考にするために衆議院農林水産委員会が成規の手続によつて、和歌山県、北海道において、それぞれの現地の御意見をうかがうために開催されるに至つたものであります。

各法律案につきましては、いずれも林業の発展に伴い、今後のあるべき方向あるいはその基本施策を明示し、もつてわが国林業の推進をはかりとするものであります。今国会における重要議案であります。したがって、各議案の提出後、本会議における趣旨の説明及び質疑の後、農林水産委員会に付託され、目下鋭意審査中のものであります。

御意見を陳述される方々には、本日は御多忙中のところ、この会議に御出席くださいまして、まことにありがとうございます。以上の趣旨をおくみ取りくださいます。それぞれの立場から忌憚のない御意見を述べいただきますようお願いいたします。

それでは、まず本日の出席者を御紹介申し上げます。私が衆議院農林水産委員長の高見三郎でございます。私の右側に小山長規君、本名武君、池田清志君、加藤精二

君、自由民主党の委員であります。左側に日本社会党の足鹿寛君、芳賀貢君、中澤茂一君、東海林稔君、角屋堅次郎君、西村関一君、永井勝次郎君、松浦定義君、これが日本社会党の議員の方であります。なお、右側に民主社会党の小平忠君、

以上でございます。

次に、本日の各界を代表して意見を述べていただく方を御紹介申し上げます。

山林労働者代表、全林野労働組合北海道評議会議長田村武君、農業代表、北海道農業協同組合中央会参事鈴木善一君、林産代表、北海道木材協会副会長伊藤健夫君、森林代表、北海道森林組合連合会副会長横田徳一君、町村長代表、北海道町村会副会長小林栄三郎君、学識経験者として北海道大学教授小関隆君、

以上の方々でございます。

次に、出席されております方々にかじめ申し上げておきます。

この会議の運営につきましては、会議開催要領を理事会において決定いたしましたので、衆議院における委員会の運営についての議事規則、議事手続に準拠して行なうことにいたしております。

つきましては、議事の整理、秩序の保持等は座長であります私が行うものといたし、傍聴人につきましても、報道の任に当たられる方々、その他の方で特に座長の許可を得た方々のみこの会場にお入りになっておりますわけでございます。傍聴の方々も御了承の上静粛にお願い申し上げます。

なお、念のために申し上げますが、発言をされる方々は、必ず座長

の許しを得て発言をしていただくようお願いいたします。

また、この会議は説明会ではございませんので、御意見を陳述される方から委員に対しての質疑はできないことになっておりますので、あらかじめ御承知をお願いいたします。

次に、会議の順序を簡単に申し上げますと、各意見陳述者から順次御意見を述べいただき、そのあとで委員の側から質疑が行なわれることになろうかと思っております。

したがって、時間の関係上お一人お一人十分程度にお願いをいたします。

また、発言の順序は座長においてきめさせていただきます。

それでは、まず学識経験者として小関隆君。小関先生、十分と申し上げましたが、十五分ぐらいになりましたので、もう一つでございますからどうぞ……。

○小関隆君 時間があまりございませんので、簡単に御意見だけ申し上げます。

お手元に意見が配付されておると思いますが、まず一番最初に、林業基本問題という問題の設定の仕方というところで、この基本法との関連についてお話ししたいと思います。

私は、林業の基本的な問題は何かというところについては、実はまだ十分わかっていないのではないかと感じを持っております。これは私だけじゃなく、私たちのように林業経済の研究をやっている者の中で、これこそ林業の基本問題だというような定説というものはむしろないのじゃないかと思っております。そういう意味で、林業基

本法あるいは林業基本法ということは、の使い方には若干の疑問を持っております。

たとえば、林業基本問題が数年前に提出されたときに、木材の需給問題というものが非常に問題になりました。そこで、需要はどんどん伸びていく、それにもかかわらず供給がそれに追いつかないというふうな状況の中で、木材の需給問題を解決することが基本問題ではないかという議論が行なわれました。

この点に関連して考えてみますと、確かに国内生産による木材の供給というものは不可能でございますけれども、しかし、外国との開放経済の中へ入ってまいりますと、木材の需給問題というのは、ほんとうに林業の基本問題になるかどうかというところでは、少し長期的に見ると、そうではなかったのじゃないか、基本的な問題の一つではあったけれども、それに限られる問題ではなかったという感じが現在いたしております。

たとえば、林業所得という観点から見ましても、確かにいろいろな矛盾がございますけれども、林業を経営している人間の大部分が農民であるという観点に立つて、林業自体でもって農民の所得という問題を十分に解決することができないのじゃないか。そういう観点からいいますと、最初から林業所得問題というものは重大な問題ではあるけれども、日本の林業にとって基本的な問題であったかどうかというところについては非常に疑問を持つわけでございます。

そこで、基本問題の取り扱い方でございませうけれども、これは、たとえば

高度成長経済の中において、国内で木材の供給が十分に行なわれないという日本の高度成長を阻害する要因に林業がなるんじゃないか。したがって、林業の生産力を高める必要があるのじゃないかというふうな観点からの基本問題のとりえ方があるのではないかと思っております。それはさっきも言いましたように、需給問題に端のあらわれた問題に言えると思います。

それからもう一つは、林業生産を行なうという人々、林業従事者ということばで表現されているわけでございませうけれども、そういう人々たちの生活を全体として向上させなければならぬ、所得を高めなければならぬという観点からの問題があります。この点から言いますと、端的に言いますと、木材価格が高いほうがいいということになります。

しかし、もう一つ全体の消費者の立場から考えますと、必ずしも木材の価格が高ければいいという問題ではない。やっぱり安いに越したことはないという問題がございます。ですから、生産者の立場、あるいは消費者の立場、あるいはもっと大きな資本の立場というふうな観点から考えたときに、基本問題が全体として一致するということは考えられない。むしろ矛盾した存在として出てくるのが当然ではないかというふうに考えております。

したがって、私は林業基本問題というものを長期に検討するということとは非常に大切だとは思いますが、これも、立法の形で基本問題を持ち出さるというところは非常にむずかしいというふうに考えております。

また、提案されました三つの法案を讀ませていただきましたが、私が感じたことは、基本法という名前が出ておりますけれども、実際は現状からそんなに離れていない、現状の矛盾を調整するという性格でございます。でありますけれども、矛盾を調整するという範囲であって、むしろ現状に即した林業の振興政策というものがあつたわけでもないんじゃないかというふうに考えています。

ただ、掲げられている事項は、いずれも目標といえますか、そういうふうなものも掲げられておいて、これはそういうふうなことがあつたわけではたいてい行政手段を採用する場合に非常に有効な推進力になることは疑いを入れないわけではございませんけれども、それにはおのずから限界があるというところを考えた方がいいと思っております。しかし、限界があるから何もやらなでもないというわけには、もちろんいかなるわけでも、基本法ができた以上は、それに見合うような実行手段が十分に用意されなければいけないのじゃないか。法案を讀ませていただいた感じでは、たいへんけっこうであるけれども、一体実際は何をやってくれんのだろというふうな感じをみんながもつんじゃないかと思っております。そういう意味で、法律が成立いたしまして、そして実際の段階に入つたときに行政手段がそれに伴うかどうかという

ことのほうがむしろ問題であつて、私としては、うたれた目標に沿つて十分な実施手段があるいは行政手段が用意されることを、特に要望いたしたいと思つておられます。

農業基本法というものは数年前にできておられますけれども、農業基本法を説きおろしたくありません。私たちがたいへんけつこうだと思つたのですけれども、実際に農政の中でとられた手段といふものはいろいろございまして、農業基本法が日本農業の構造を根本的に変えたといふふうには、実は理解できない。むしろ社会全体の、たとえば、労働力流出といふような別な条件が農業をゆり動かしているものであつて、そのゆり動かされた農業がその面でも農業基本法をつくつて調整されているか、消化されているかといふと、必ずしも調整されていないのじゃないかといふふうに私は見ています。わけても、そういう観点から、法案が成立しない前からいふことを言うのは何でございませうけれども、うたれたことができないだけ実効のある、効果のある行政措置が伴つて施行される、そのことがいまだ一番望まれるのではないかと、いふふうに考えておるわけでございます。それが基本問題と基本法に対する全般的な考え方でございます。

それからもう一つ、中へ入るといろいろございませうけれども、特に、重点的に二つの点だけ、そこに書いてありますように、林業生産の担い手といふものに對する考え方を申し上げます。それからもう一つは、林業資本の生産性、あまり使われないことばのようですけれども、そのことが非常に重要で

に、大規模であればなるほど原価が安くなる、飛躍的に安くなる、非常に能率が高くなるというのではないわけですが、林業といふものは、規模を拡大することによる有利性といふものはほかの産業に比べて非常に小さい。そういうことがまず一つ問題になる。もちろん大規模林業は大規模林業として十分特徴を持った経営がされなければならぬと思つておられます。その方向に進むべきだと思つておられます。大規模が小規模経営を駆逐してしまつていふような考え方は現実問題として成立しないのではないかと、いふふうには考えます。そういう意味で大規模経営とともに小規模の経営、これは家族的な経営、これは家族経営の林業といふことは従来言われておられますけれども、そういうような経営はよかれあしからぬ非常に長い期間日本林業の中に残存しているのではないかと、いふふうには存しているのではないかと、いふふうには、やはり小規模なら小規模林業の中の有利な運営といふものを考えていかなければならぬ。それを大規模林業と小規模林業のウエイトをどっちを高くするかといふようなことではないに、やっぱり、残っているものは見守つていかなければならぬのじゃないかと思つておられます。その中で、小規模経営があまりにも零細である場合には非常に能率が悪い、意味がないのではないかと、経営規模を拡大したいといふ考え方でございます。この点について

は、もつともな考え方です。できれば拡大したらいと思つておられます。しかし、私有財産の独占性といふものを認める資本主義社会においてほかの人の所有のものをおれによこせと簡単にいきませんし、また、伝えられるところの制り引きといふ形も簡単にいくものでもないと思つておられます。私としてはそのどちらか重視してはいけなないのじゃないか、いふふうには考えます。それは林業の総生産を高めるとか、あるいは生産性を高めるといふような観点からいっても、私は必ずしも大規模経営が有利だとは思われないし、あるいは大規模が不利だとは思つておられません。けれども、決定的な影響は及ぼさないといふふうには考えます。

それともう一つは、林業の範囲を離れて林業に従事するところの人たちの生活を考えた場合に、社会的な問題として、やはり片一方を切り捨てるといふわけにはいかなないのじゃないか、その点をばつたりしていただきたい、行政の運営の面ではつきりしていただきたい、いふふうには考えるわけでございます。

それから、それと関連いたしまして、森林所有者の非常に多くの人たちが農業と二重にやつておられる農家でございまして、この人たちは農業と林業によつて一つの独立の家計をもつておられます。ある程度の所得規模をもつておられるわけでございます。その場合に農業基本法はどちらかと言いますと、林業をめぐつた形、耕種農業と畜産でもつて自立農家をつくつていくという動きも出ておられます。しかし、私は、ある地域、たとえば山村地帯の非常に森林の多いような地帯におきましては、農業構造改善のような考え方、たとえば、樹木を考へるという考え方、もつていふと思つておられます。その場合には林業は農業に對して従属的な立場を持つわけでございますけれども、そ

う経営もあつていいんじゃないか、全面的にそうなるということではなしに、そういう場所もあるし、そういう時期もあるのではないかと、いふふうにも重要視していただきたいといふふうに考えるわけでございます。

それから、同じく担い手に関連いたしまして、素材生産業について若干申し上げたいと思つておられます。

基本法の中では林業といふものと、それから、本来の林業といふものについてかなり書いておられますけれども、その間をつなぐところの素材生産業については、林業のほりに含まれていないと考へますけれども、あまり積極的なあれができていない。素材生産業については、北海道の場合には素材生産業の事業者といふのがほとんどございませう。これは、ほとんどが製材工場であるとか、あるいは所有者みずから素材生産するとか、あるいは諸負に出してやつてるとか、いふ形で行なわれておられますけれども、私は、素材に關する面では、大規模による有利性といふものは十分出てくる、植栽林業、育成林業ではなしに、實際的な林業の面で素材生産について大規模の有利性といふものが当然出てくる、あるいは生産の有利性も出てくる、いふふうには見ておられます。これは、採伐すべきではなく、むしろ育てるものではないかといふふうに考へておられます。

加工という面と、それから素材生産という問題、たとえば製材業を考へてみるとわかると思つておられます。非常に違う性質のものでございまして、あるいはまた、育林業といふものと素材生産もかなり違う性質のものでございまして、いふものは将来は社会的な分

業という方向に向って進むだろう、また進むべきであるというふうに考えております。

それから、同じように林業生産の担い手として国有林を考へる必要があると思ふのですけれども、国有林は、農業構造改善あるいは林業構造改善のために活用することがたいへん問題になっておりますけれども、私は、国有林については企業会計制度の原則を採用して現在運営されておりますけれども、これは趣旨そのものとしてたいへんけっこうなんですけれども、その中に、たとえば畜産あるいは保安林というようなものをたいへんたくさんかかえておる。保安林臨時措置法などにおいて保安林の改良をすいぶんやっておりますし、それからみずから従来から持っております。そういうような公益的な面を負担しておるわけでございます。この点はやはり切り離す、あるいは勘定科目として切り離すこともけっこうでございますけれども、切り離さなければ国有林としての企業性というものを確立していかないのじゃないか、そういうふうに考えておりますけれども、切り離して林業として確立することが重要だと思ふます。

それから、ちよつと飛びましたけれども、活用の問題につきましては、私は、一般論として国有林開放を論ずるのは間違ひではないかと思つております。それは地域的に、場所的に問題になることである。ある地域、ある場所において、その地域の全体の経済の中で、林業はどういうふうな位置づけられるか、あるいは農業はどういうふうな位置づけられるか、その中で国有林はどういう役割を果すかというふうな

観点からこそ問題にされるべきであつて、全国的な観点からは問題にされない。かりに、農業構造改善なり林業構造改善の中に、国有林を開放するとか活用するとかというのを全面的に推し進める場合には、片手落ちになるのではないかと申しますのは、大所有の内地農山村でございまして、これは大面積所有の山がございまして、これはある意味では、その地域に行きますと、国有林と同じような性格をもつて地元住民の農業的な利用、あるいは林業的な利用をしている例がございまして、こちらのほうはこれとして、国有林だから簡単に開放できるんだというところで着手するのは非常に不合理ではないか。日本全体の林業構造改善問題として、国有林問題は地域的な問題にすぎないというふうに、ちよつと誇張でございますけれども、そういうふうなことを考へております。もちろん、その範囲の中で農業活用あるいは林業活用を十分なされることは、これは当然だと思ふます。そういう意味でこの趣旨に反対ではございませぬけれども、地域的な問題として、これは軽視するのじゃないか、重要視する必要がある。全国的なだけが問題じゃないのじゃないか、そういうふうに考へております。

それから、ちよつと時間が超過しておるようでございますけれども、最後に、林業資本の生産性という点について申し上げたいと思ふます。

これは、いろいろな問題が林業の中にございまして、林業全体を通じて一番問題なのは、実は林業に投下されている資本が非常に少ない。端的に言いますと、社会全体の資本の量というものが一定しておるわけですから、

でも、その中で林業のために投下される資本が少ないということが一番大きな問題じゃないか。それは林業の総生産力を高める原因になっておりますし、それから、生産性を高めることもできない原因になっているというふうに見えているわけです。それは大きな経営も小さな経営もその点では変わらない、対面積当たりの資本の投下量、あるいは労働の投下量というものを計算した場合に、大きいほうが多いか、小さいほうが少ないか、それは必ずしもはつきりしたことはわかりませんが、それから、その中で労働の生産性というものがどちらが高いかというところは必ずしも証明できないと思ふます。全体として、やはり大きいのも小さいのもひつくるめて、資本が不足なんだということが非常に重要な問題だというふうに考へます。その原因はいろいろございまして、一つは林業に投下された資本の能率が非常に悪いということ、林業生産の一つの基本的な特徴でございまして、資本の生産性が低い、そういうことではなにか、つまり収益が低いということばで代表してもよろしいと思ふますけれども、そういう問題として林業がある。したがって、ほかの産業、ほかの部門に投下される資本が林業のほうに移動してこない。林業自体の中で蓄積される資本も林業の中へ再投下されず、林業以外のところに流れ出ていく。たとえば山に木を植えるよりも、ニコニコ投資をしたほうがいかうとか、ビルを建てたほうがいかうとかいうケースが現に行なわれておる。宅地業者なんかも、すいぶん山林所有者が山林の中から利益を出して経営しているという

人がいるということを開いております。それは収益性が低いからだということなんです。そういうことが一番問題なわけです。それで、林業の一番短期的にも長期的にも思ふのですけれども、大事な、重要な問題は林業に対して資本が流入してくるような政策をすることが必要である。それがたとえば補助金という形でももちろんけっこうでございますけれども、いろいろな形で林業に流入してくるような政策をとる必要がある。そういうふうな考えを必要とする。特に林業資本が収益性を高めること、生産性を高めるような社会投資が必要なんじゃないかというふうに考へます。

一例をあげますと、これは一つの例でございますけれども、林道というふうなもの、これは林道というものは道路でございまして、森林の中についているだけのものではないです。この道路がもしも公道のような形で、社会投資の形で普及していったならば、林業の収益性あるいは林業資本の生産性というものが非常に高まってくることは間違ひない。山村の地域振興もございまして、森林に投下された資本の生産性を飛躍的に高める社会投資ではないかというふうに考へます。これは一つの例でございますが、そういうふうに、私は将来直接投資されるやり方と、資本の収益性を高め、あるいは生産性を高める間接的な投資、社会投資としていろいろな形で投資がなされる。それが林業基本法ができてきた場合に集中的にとられるべき重要な行政手段、あるいは行政目標ではないかというふうに考へております。(拍手)

○座長(高見委員長) ありがとうございます。それでは、次に田村武君。

○田村武君 私は全林野労働組合の北海道評議会議長として、きょうのこの林業基本法の審議のための現地調査会に参考人として御招聘をいただきまして、林業関係の労働者を代表して意見を申し述べ、機会を得ましたことを心から感謝申し上げます。

林業基本法を制定し、森林の持つ公益的、経済的意義を具体的に明らかにして、国家百年の大計として林業経営に対する国の施策の大綱を国民の前に明らかにすることは、私たちも多年にわたって提唱してまいりましたところでございます。今国会において具体的審議の段階に至りましたことは、私たちたいへん喜びとするところでございます。

しかしながら、この基本法が政府提案の林業基本法案、日本社会党所属の先生方の提案された森林基本法案、民主社会党所属の先生方の提案された林業基本法案の三法案として別個に提案され、御審議に入られてゐるのでありますので、私は北海道の林業に従事する労働者としての立場で、以下若干の意見を申し述べさせていただきます。

初めに御了承いただきたいわけですが、連絡の手違いから、お手元に差し上げてあります陳述要旨、これと私の話の内容が異なります。この点をあらかじめお許しをちょうだいしたいと思います。

まず、私は、基本法において森林の持つ国民生活上の位置づけを明らかにし、これに基づいて森林に対する国の

施策の大綱をできるだけ具体的に示されるべきであると考えます。すなわち、森林が国土の保全、国民の保健、及び国民経済において果すべき重要な使命を考へるときに、林業経営の基本理念は、いかにしたら森林の持つ幾多の効用が国民に享受せ得るかということを中心としなければならぬと考えるのであります。

第二は、森林の持つ公益的機能と経済的機能の調整の点から考えまして、現在の原始的森林所有権に基づく林業経営で、施策の目標たる国土の保全、国民保健を中心とする公益的機能と木材の持続的供給など、国民経済上重要な使命を果し得るかという点、それは不可能と考へざるを得ないのであります。

したがって、森林は国が管理し、林業は国営を基本として、国民の福祉と林業労働者の生活の安定的向上をはかること、木材の持続的供給を目的とすべきと考えます。

第三は、国有林の意義と使命を具体的に率直に国民の前に示す必要があると考えます。したがって、基本法の中にこの点をできるだけ詳細に規定すべきだと思ひます。国有林は本来国民共有の財産であり、その利益は国民すべてが享受できるように運営されなければならぬのであります。現在でも森林としての公益的使命はその全部を国有林において背負っていると言つても過言ではないと思ひます。北海道の場合でも全国有林面積三百九万町歩のうち、保安林として四十八万六千町歩、自然公園等として四十六万八千町歩、実に全面積の三分の一はこれらの用に供せられておるのであります。

しかしながら、一方経済的利用の面からながめると、決して国民全体の利益に奉仕しているとは言えないと思ひます。地元民の利用、あるいは地元民の公共利用等にきわめて冷淡であり、木材の売り買い等においては、地元民の中小業者等の保護、育成なども制約があり、紙、パルプ等利益にのみ奉仕しているがごとく印象を与えております。このような実情を地元山村民は肌で感じていると思ひます。したがって、国有林を怨嗟する声も強まり、国有林設定当時の因果関係も合わせて、東北、南九州等を中心に国有林開放の声が非常に大きくなつてきたものと考へられます。この問題については、時間の制約等もございまして、省略をさせていただきますけれども、ともあれ、国有林の公益的使命、並びに林業の持つ経済的脆弱性を乗り越えて国民経済の発展に寄与すべき重要な国有林の基本的意義を国民の前に明確にすると同時に、国有林経営も国民のこの負担に十分にこたへ得るようには質改善をする必要があると考へております。

第四に、私は、国有林野営の基本的態度について意見を申し上げたいと思ひます。

現在、国有林の経営は国有林野営規程に準拠しているものであります。が、経営規程によると、経営の目的は国土の保護、その他国民福祉の増進をはかることを旨として、経営の方針は森林基本計画に従ひ経営を推進すべきことが定められております。しかるに、この基本計画は全く財政的裏づけがないのでございまして、一時的な政治経済情勢の変動等のしわ寄せを受け

けて無原則的に変更を余儀なくされるのが多々見受けられるのでございします。もちろん、経済変動の中で国有林野営の経営計画が超然としていられるものではないことは当然とも言えます。しかし、林業の特殊性、特に生産の非常な長期性ということから、他の産業のように、長期の展望に大きな影響を与えずに臨機の措置をとるということが不可能に近いのであります。結局、一時的な変更は、それがきわめて部分的なものであつても、全体的長期計画を根柢から破壊する結果になるおそれがあると考えるのであります。したがって、林業の特殊性というものを十分御検討いただきまして、生きている経済の変動あるいは政治情勢の変化によつて基本計画を無原則の変更をなし得ないよう、財政的裏づけを含めて基本法において明らかにする必要がありますと考へるのであります。

なお、国有林野営の目的を完遂し、公益的機能を果たすために、特別に要する経費及び国有林野営以外の林業の振興及び地域産業の振興等、林野行政に要する経費などは、国の一般財政資金をもつて充当することが必要であると考えます。

第五に、林業労働者の生活の安定と向上について申し上げたいのでございします。

私は、現在日本の全労働者の中で林業労働者は恵まれない環境の中で最もきびしい労働に従事している者はないと考へます。しかし、これらのほとんどは季節労働者であり、賃金は地場賃金という名において、すべてが労働力の需給関係のみで決定されるといふ全く前近代的な賃金形態といふ

は、他のいずれの産業にも見られないところと考へます。林業を現在の原始的形態から近代産業に脱皮、発展させるためには、何をおいても林業労働者に明るい生活の展望を与え、林業を魅力ある職場にすること以外にないと思ひます。こういう観点から、私は、林業の中で最も進んでいる、というよりは、進んでいなければならない国営企業である国有林労働者の実態を申し上げたいと思ひます。

まず、雇用を期間別に見てみますと、いわゆる定員内職員を除きまして、約七万の現場作業員が国有林に雇用されているわけと考へます。けれども、このうちの通年雇用のいわゆる常用作業員と称する者は一万一千五百、定用作業員といふ六カ月ないし十一カ月の雇用の者が三万八千五百、このほかに月雇といふ一ヶ月更新の雇用期限で六カ月ないし八カ月の雇用されている者が一万八千三百、八カ月以上の雇用を受けている月雇の作業員が四千二百、四カ月以上六カ月未満の者が一万一千、三カ月以下のものが五千、合計七万、こういうような内容でありまして、国有林野営の実質的な担い手である現場の基幹作業員のほとんどが、このような不安定な他産業における臨時雇用の雇用であるということがわかつていただけたらと思ひます。

次に、この人たちの賃金について申し上げますと、主要職種の昭和三十八年四月から十二月までの全国平均について調べてみますと、造林手が一日七百十三円、育苗手、苗をつくる人でありまして、四百十六円、土工が七百三十二円、炊事手四百九十六円、集材手

千三百三十九円、集材機運転手八百五十円、こういう状態でありまして、これを月収に換算してみますと、土工で月一万七千五百円、育苗手においては一万一千円程度にしかありません。他産業においては、中小企業といへども中学卒の初任給は一万円を越えるというような現状のもので、この実態を見るときに全く矛盾とする以外にないと思ひます。こういうような実態では、いかに純朴な林業労働者といへども職場に魅力を感じて勤労意欲に燃えるというわけにいきかねると思ひます。私たちがこのような状態を改善し、人間としての人並みの生活を要求して努力してまいつたのでございしますけれども、進歩は遅々として歩みにも及ばないのが現状であります。

しかも、林野庁当局においては、こういう時代の趨勢に逆行して、労働条件の切り下げや請負事業の積極的導入などますます職場を不安におとしめるような動きが顕著にあらわれてきているというところは、これまで重要な問題であります。この基本法の中には林業従事者の福祉の向上ということを大きく取り上げられていようございしますけれども、私たちはさらに明確な表現を期待をいたしますと同時に、関連法案として日本社会党所属議員の方から提案をされております国有林労働者の雇用安定に関する法律案の並行審議を特にお願い申し上げます。最もしばらくの間、国有林の労働者にしてこのような状態でありまして、全く組織化されていない公有林、私有林労働者の労働条件については推して知るべきであります。

しょう。さらに、私有林等の林業労働者には失業保険の適用すら除外されており、何とぞ御出席の諸先生方の御努力を賜りまして、一番条件の悪い者がいつでも損をして泣き寝入れをしなければならぬ、こういう状態をぜひとも改善していただきたいと存じます。

六番目に労働に関する諸法律の完全適用についてお願い申し上げます。

失業保険については、すでに申し上げましたが、私たち労働者の命を守るというために制定されており、また労働基準法においても、私たち林業労働者には基準法その骨格であり、労働時間と休日、休暇の規定を適用除外としておるのであります。このことは、基準法制定当時の状況、現在の林業の技術的革新あるいは時代の進歩等々、林業労働者をこれらの労働基準法のほんとうの中心的部分を適用除外する何の理由が存在するでございましょう。私たちは、林業を真に近代産業に脱皮させるための安全管理の面を含めて労働基準法の完全適用について、早急に結論を出していただきたいと存じます。

なお、労働賃金の中間搾取を禁じた職業安定法の規定につきましても、原始的形態をとっており、林業の雇用関係の中にまだ根深く温存していることも見逃すことができません。世間周知のことであるが、黙認されているのが現状であります。これらの諸点の改善、あわせて林業の近代的労働管理、近代的労働関係の確立の一日も早くんことをこいねがうわけでございます。

以上、私は、林業労働者の立場から、基本法に対する期待と意見を申し上げておきます。三案についていろいろと検討させていただきまして、社会党の提案をしております森林基本法が私たちの期待に一番こたえてくれるものと考えられます。したがって、この社会党案を中心にいたしまして、林業労働者の生活の安定、向上を出発点として、林業が国民全体の福祉の向上を約束し得る近代的経営の基盤を確立する施策の大綱を明らかにし、私たちの危惧を払拭していただきますよう諸先生方の慎重な御審議をお願いいたします。私の意見の陳述を終わらせていただきます。(拍手)

○座長(高見委員長) 鈴木さん、どうぞ。鈴木善一君、私は、農業経営の関連において意見を申し上げます。最初に総体的な意見を申し上げます。最後に五点左右具体的な問題を申し上げます。

農業の構造改善事業進展に伴いまして、経営規模の拡大のホープとして国有林野の開放、活用の促進に対する農民の要望が全国的に高まっております。本道におきましても、国有林野が全地域の四〇%にも及ぶ三百九万ヘクタールに達していることもあって、これが開放、活用促進に対してはとりわけ強い要望を持っております。国におきましても、昨年次官通達をもって農業構造改善のための国有林の活用に関する方針を明らかにしたが、この通達には、国有財産及び国有林野法などの規制もあって、国有林を農業的に活用することについてはあまりにも制約が多過ぎるのであります。このため、現在国会に提出され、本日ここに提示された林業基本法案の内容については、われわれとしてもきわめて重大な関心を持たざるを得ないのであります。もとより、この法案は林業の基本的な生産促進をはかることを目的とするものであります。本道における林業経営者は、現在三十三万五千名であります。であります。が、林業の専業経営者は、現在三百一十名にすぎません。すべて農山村地帯における農業経営者が兼業の形で行なわれているのが実態であります。林業生産振興と農業経済の安定とは密接不可分の関係にあります。しかも、わが国産業の伸張をはかるため、農業構造の中で畜産部門を高度成長させることが要求されておりますが、特に本道といたしましては、酪農の振興が最大の急務であつて、酪農経営において飼養の多頭化とともに、飼料の需給の安定と合理化が生産性向上の大きな条件であります。このため、国有林等を農地または草地として一その高度活用をはかる必要があらわれます。

このように、特に本道においては林業生産と農業生産は密接不可分の関係もあり、林地の利用促進にあつては、農林双方の生産振興をはかるという観点から高度活用を進めるという配慮を十分はからねばならないのであります。本法案におきましても、このような点を十分配慮願いたいのであります。また酪農生産振興上、農業協同組合または農業生産法人などによる牧野経営の必要あることにかんがみ、本法案にこのことについて配慮をいただきたいのであります。

また、これら次官通達にしても、この林業基本法案にいたしましても、林野の活用をはかることについて、単に利用地域圏を設定することに基調を置いておりますが、主要収益圏を設定するのみでは、真に林野の農地または草地の高度利用は期しないのであります。したがって、前述の内容を強く取り入れることが困難な場合には、次の諸事項を内容とする農業者の国有林野活用に関する立法措置を確立いたしまして、林業の生産振興と農用地拡大の相互調整を考慮し、これを的確に運用することを強く要望いたしますのであります。

第四点は、農業構造改善の必要上、道有林並びに民有林を提供する場合において、その代替地の必要がある場合には、これを国有林から提供できるように規定を設けてほしいのであります。

最後に、政府の付属機関として林政審議会を設置し、法律の施行に関する重要事項を調査、審議し、所管大臣の諮問に応ずるとともに、審議会の構成の中に農林関係団体の代表を入れた構成とするようお願いいたしますのであります。

きわめて簡単ではありますが、以上で意見を終わります。(拍手)

○座長(高見委員長) 伊藤健夫君。伊藤健夫君、私は、木材関係の立場から、若干意見を申し上げさせていただきます。最初に、目下の急迫した林業事情からいたしまして、基本法の必要性を痛感しているものでございまして、この法案は林業振興に對してきわめて重要な法案でございまして、他に優先して御審議をいただきます、本国会において成立されますことをお願いいたします。

意見の第一点といたしましては、法案における林業の範囲の明確化の問題でございます。従来の資源政策を基調とした林業政策を不十分として、新たな角度から産業としての林業の振興のために、それぞれ基本法が出されたのであります。このような産業政策への転換の原因は主として大きく変化した木材事情にあるのでありまして、林業の生産性を拡大し、増大し、他産業との格差を是正することが大きなねらいであります。この法案の趣旨には全く私は同感であります。法案には生産政

策と需給及び価格の安定、流通、加工に關しましてそれぞれ取り上げられておりますが、法案から受ける感じは、林業の範圍に林産物の加工、流通等の業態が包含されているという点が不明確のように受け取れます。この点を審議の過程におきまして十分に御審議をいただきまして、明確にしていただきたいと存するのでございます。林業を經濟事業として振興するためには、林業の生産と林産物の流通を重要な柱として、林業を担当する事業を総合して基本方策を講ずることが肝要であります。それゆゑ、林業の範圍は、林業の種苗の育成から森林育成、木材の伐出、林産物の加工、流通等の状態に至るまで、それぞれ事業が密接に關連して有機的に一環をなすことにその特性があるのであります。従来の資源育成に重点を置かれた政策のみでは林業が産業としての真の力強い進展が見られなかつたのは、このような広い意味での林業を対象とすることに不明確な点があつたのもその一原因ではなかつたかと考えます。

第二点は、林業行政の強化刷新の問題であります。木材業界はそのほとんどが中小企業者であります。また、業界は諸種の悪条件のもとに打開すべき幾多の問題と真剣に取り組み、林業の一環としての安定発展に努力をしておりますが、国がこれまで木材業に對し見るべき発展策、助成策を取つた事例があつたてごいまいしょうか、また、どれだけの国の予算措置がされたではありませんか、ほとんど皆無に近いのではないかと思います。昨年林業信用基金が創設され、保証制度が発足されたのであります。民間出資は予期以

上の出資を見たのであります。これを見ましても、木材業界がいかに国の施策を待望しているかがわかると存するのであります。これまでの木材関係は行政の谷間にあるとか、行政の孤児であるとかいわれております。今回の基本法の成立を機に林野行政の中に林産行政の本来の姿を明確にし、強化刷新することが、今日わが国が当面してありますむずかしい林業事情を解決する道であると存するのであります。

第三点は、北海道の木材事情と国有林とに關連する事項であります。北海道の木材林産業の特徴といたしましては、その原料の大部分が国有林、道有林の供給に依存してあります。供給量は今後漸減の傾向にございまして、また業界の構造は造材、製材、パルプ、合板、坑木、繊維板等の多様な業種があり、しかも、企業規模が大小小存在し、いわゆる複雑構造を呈してあります。これをいかに調和し、ともに振興するか問題でございまして、そのうちでも、特に製材業に關しましては、工場敷、施設ともに多く、原料不足のため、原木入手の過当競争をいたすに繰り返し、その他の悪条件のため、日増しに経営状態が悪化の傾向を呈し、それぞれ経営の不安にさらされている現状でございまして、製材工場の長期安定方向については、特に業界自体でも委員会を設け、工場の整備、近代化に對する方策を検討いたしております。業界自体も真剣であります。国、道の施策に待つ面も多いのであります。このようないま事情であります。転換期にあると存する木材業界は、今次の基本法の制定により關連して施策される措

置に大きな期待を寄せているのであります。次に、当面施策を要する問題点につき、その項目を申し上げます。第一は、木材生産事業の合理化であります。第二は、木材需給の調整。第三は、木材価格の安定。第四は、木材流通の改善。第五は、木材金融制度の確立。第六は、経営の改善、近代化。第七は、輸送の円滑化。第八は、木材高度加工に對する試験、研究機關の拡充。第九は、労務の確保、労務災害の排除、防除、技術者の養成訓練機關の設置。第十は、林産物輸出の振興。第十一は、外材輸入、木材団地計画の促進。第十二は、木材規格の簡單化と検査の促進。第十三は、木材団体強化とその助成策。

等でございます。詳しいことは時間の關係上省略いたしますが、幾多の問題を含み、この林業基本法による關連した施策を待望いたす次第でございまして、なお、国有林に關連する事項につき二、三申し述べ、御検討をいただきたいと思ひます。その一つは、經濟的に經營する国有林野は、當然今次の基本法案の趣旨によつて運営されると思ひのであります。が、經濟林を主とした企業經營する面の業務は公社等の特殊法人に移行し、生産性の向上と能率化の形態を検討することが必要な時期ではないかと考えます。第二は、木材の需給と価格の安定のための役割は、本道の場合は国有林の機能を十分發揮すれば、きわめて効果的な結果が期待できるものであります。これらに對し經營方針を明確にし、弾力的な措置をとるようになされたいのであります。第三は、国有林の森林資源の育成事業は一段と積極的措置をとるべきものと思ひます。国有林が木材原料の供給源として果たす役割はきわめて大きいわけでありまして、近年は供給の漸減の傾向にございまして、これは過去の大水害による資源の喪失のための結果もありまして、北方の土地利用からも森林の合理的經營はきわめて適合していることを示して、世界の北方諸国の現況がこれを示してあります。この際、当面の經營収支にあまり拘泥せず、森林資源の維持、培養、造成には積極的な投資を行ない、將來完全に原料供給源となることを期待するのでございまして、第四は、国有林野の整備活用問題でございまして、最近、国有林野の開放が各地で叫ばれております。国土の高度利用の上から必要な国有林野の整備活用することに異議のあるものではございせん。しかし、過去の本道における林野開放による開拓地の造成や林野整理の結果を見ますと、広大な未利用牧野の原始状態が残された例がきわめて多いのであります。今後は十分慎重を期し、前輪を踏まぬことが肝要と考えます。第四点は、木材関係団体法の制定に關することでございます。林業を經濟事業として発展させるためには、當然

木材関係団体の整備強化をはかることが肝要でございまして。現在、協同組合がおりますが、真にその活動の実績をあげている組合は、残念ながら少ない現状でございまして。とは言へ、孤立した単独企業の発展には限度があると思ひます。どうしても同業種の協同体による企業活動により大きく産業としての力を發揮して、他産業との格差を是正し、經濟のいい手になるには、その業種の実情と円滑に適合し、かつ近代感覚を持った団体の組織とその育成助成策が必要でございまして。林業団体法を今回の基本法の關連法として制定すべきであると考えるのでございまして。この団体を中心として諸政策を推進することにより、林業は産業としての伸張を具現し、森林組合と相關連して、農業、水産業、畜産業とともに國の基幹産業となるものと信ずるのでございまして。第五点は、林道の積極的開設促進の問題でございまして。申すまでもなく、林道というものの拡充完備は林業の前提条件であります。もちろん、林地資源の完全搬出をいたしまして、原料の供給源を補うことが、利用面で刻下の急務ではあります。現在、はきわめて多目的効用となつております。したがって、國家的積極的な投資が必要でございまして。林業政策の最重要基本政策として取り上げていただきたいと存するのでございまして。以上、簡単に申しましたが、繰り返し基本法の制定を優先的にお願い申し上げて、私のつたない意見を終わらせていただきます。(拍手)

○座長(高見委員長) 次に榎田徳一君。

○榎田徳一君 私は北海道森林組合連合会の意見を申し述べたいと存じます。

これまでのわが国の林業は、森林法一本によって規定し、運営されてまいったのでありますが、森林法は、国土保全、水源涵養保育等、森林の公益政策性を重視し、森林計画も主として資源政策の観点から立案された面が強く、いわゆる森林というものを対象とした法律で、林業の立場に立った、経済政策に視点を置いた、いわば人を対象とした法律とは言えなかつたと思つてございします。しかるに、林業はその固有の性格とも言うべき生産の長期性や、林業経営の多くは零細な規模であり、また一般に生産基盤がきわめて脆弱でございまして、他産業に比べて著しく不利な条件に置かれております。

最近の国民経済の目ざましい発展により飛躍的に増大した木材需要に対応できないうばかりでなく、開放経済体制下における外材輸入のインパクトと農山村からの労働力の流出、生産の諸資材の高騰等生産をめぐる大きな情勢の変化によりまして、林業者の経営意欲が非常に低下してまいりまして、造林面積のごときは全般に減退の傾向にあるのでありまして、このままでは林業の正常な発展は期しがたい現況となつてまいつたことは、皆さますでに御承知のとおりであります。

そこで、森林組合系統におきましては、昭和三十四年の農林漁業基本問題調査会の発足当初から、従来とられてきた資源政策を推進するのでは十分でなく、今日の産業、経済、社会構造の

一大変革に即応した産業としての林業の確立及び林業従事者の所得等地位の向上を目的とした基本政策の新しい目標を示すところの基本法制定が刻下の急務であることを、政府に対ししは要請するとともに、関係団体と相提携いたしまして世論の喚起につとめてまいつたのであります。そして、われわれはすでに機熟したと見ました昨年の十月に、第七回森林組合全国大会におきまして林業基本政策の確立について要望決議を行ない、その後、関係方面と接触を密にして極力系統の意思を反映せしめることに全力を傾けたのでございします。また、さらに一月三十日には、全国都道府県森林組合連合会

長会議を開催いたしまして、林業の産業的發展を期して、真に林業生産者の立場に立った基本政策を確立されたい旨を決議し、関係方面へ強く要望いたしましたのであります。また、去る四月十三日には全国森林組合代表者大会を開き、林業は、農業、漁業と同様第一次産業としての特質を有しており、まず、育林より素材生産までの一貫した過程に施策の基調を置き、林業経営の合理化と安定によつて林業従事者の所得が十分確保されるよう具体的新施策を考慮するとともに、山村の環境の整備改善により、広く山村住民の福祉の向上を期すべきであるとの系統の総意を結集し、それぞれ関係筋へ再度要望いたした次第でございします。

幸いに、このたび当局において林業基本法を策定し、本国会に上程されましたことは、むしろおそきに失したきらいはあったとは言へ、全国林業者の待望久しかっただけに、われわれとい

たしましてまことに欣快にたえないところでありまして、関係各位の御労苦に対し衷心より賛意を表するものであります。

なおまた、日本社会党、民社党でも林業に重大関心を示され、それぞれ独自の基本法案を上程して林業発展に多くの示唆を与えていただきましたことは、まことに感謝にたえない次第であります。しこうして、法案の内容を見ますのに、かなりわれわれの要望を取り入れ、産業立法としての性格を打ち出し、構造改善及び生産増強による林業の安定的発展と林業従事者の所得を増大して、経済的、社会的地位の向上に資することを最大目標とし、そのため

の諸施策を講ずるにあつては、国及び地方公共団体はその責任において必要な法制上、財政上等の適切な措置を総合的に講じなければならぬと規定しており、さらに、国有林野事業についても林業政策上の確かな位置づけを行っており、その基本的あり方を明らかにしております。なかなか見るべきものも少なくないと思つたのでありますが、ただ全体を通じて見まして、林業と関連産業の区分が明確を欠き、何として生産者中心の焦点がぼけており、価格の安定に対する考え方も不徹底ではつきりしないうらみがあると思つたのであります。しかし、ともかく本法案は宣言法でもあり、多少の不安はありますものの、いまやわが林業界のすべてを基本法待ちの姿で、一日の延引も許されない状態でありまして、今後の関係法律の制定の際に十分われわれの意のあるところを御審議願ひ、特段の配慮がなされることを深く期待いたしまして、このまま本法案が国会においてぜひとも可決成立しますよう、こ

ころでありまして、関係各位の御労苦に対し衷心より賛意を表するものであります。

の際、委員の先生方のさらに一段の御努力を本道十三万林業者を代表いたしまして衷心より懇請申し上げ、簡単ではございしますが、私の陳述を終わらしていただきます。(拍手)

○座長(高見委員長) ありがとうございます。

最後に小林栄三郎君。

○小林栄三郎君 私は、北海道町村会を代表いたしまして、町村の立場から先生方に陳情申し上げたいと考えるわけでありまして、

私たち町村は、経営者の身近におり、その生産のいない手でもあろうかと考える。したがって、経営の合理化と近代的発展に強い関心を持つておるものでございします。町村長の立場といたしましては常に念願いたしておりましたことは、地域住民の生活の安定と社会福祉の充実であります。したがって、私たちの基本的な念願は、その生産性の向上を通じ、地域住民の所得の安定と格差の是正であります。林業についても強くこの点に思いをはせておるのであります。したがって、これが実現を期するのには、どうしても林業構造改善事業を採択いたさなければならぬと信ずるのであります。以下、この林業構造改善事業の目的を達成するの重要な私が考えております数項について陳情申し上げます。思ひます。

林業構造改善の問題、これは、新聞紙上等において林業基本法を制定いたし、この基本法と同様に、構造改善事業を実施されようとしております。私たち数年前に農業基本法が制定されまして、農業構造改善事業が実施をいたされました。しかし、この農業構造改

善事業実施において幾多の問題に私たちがぶつかったのであります。したがって、林業基本法が制定されまして、林業構造改善を実施するという段階におきましては、これらを参照をいたしまして、慎重に、効果的に実施すべきことだと私は信ずるのであります。したがって、うち、数項申し上げまして、事業実施にあたりまして御配慮をお願いしたいと思います。

事業の実施にあたりましては、いろいろな林業資金の導入を見ることが存じますが、事業実施者が資金の重圧によつて事業の中断を見、苦しみを増すというやうなことであつてはならない。いやしくも林業の長期性に見合う合理的な資金を導入するということに思いをいたされたいと思つたのであります。

次は、林業は、今日大企業は別でありますけれども、大体において家族的に、あるいは公共的に実施されてきたというところは、先生方御承知のとおりであります。したがって、事業実施にあつては、実施者の自主的な計画に基づいて、決して押しつけがましいものであつてはならないということとでございします。

次は、実施すべき地域というものとそれ以外の地域との関係をよく調査をいたしまして、調和のとれるものでなければなりません。実施される、そのことにおいて他に害を及ぼすやうなことであつてはならないと考えるのであります。

第四番目に、木材価格の安定でございします。私申し上げるまでもございしません。植栽から生産に至るまで、実に数十年と言へば語弊がございしますが、

二十数年の長きにわたって物心両面にわたって、この生産から苦勞をいたしてまいっておるのであります。したがって、林業構造改善事業の中には、この価格の安定というものについて十分なお見込みを必要とするものであります。

さて、構造改善につきましまして、経営の面につきましましていささか申し上げたいと思います。

まず、先ほど申し上げましたように、ほとんどが私有林の零細性を持つておるところのものが多くのであります。したがって、能力、労働もまたことに少なく、かような経営であります。したがって、これらのものに対して活用することの思いをいたさなければならぬと思つておられます。すなわち、農地法に基づくところの転用の制限というものを緩和すると同時に、国有林野の部分林に対しまして、この融資の道を講じまして、これら零細な経営者に対して、十分なる援助をいたしたい、こう考えております。

次は、生産基盤の問題でございます。まず、林業と申しますれば、林道の開設は最も急務であらうと考えるのであります。この問題につきましましては後ほど申し上げることにいたしまして、構造改善にとつて重要な問題は、拡大造林にいたしまして、林道小圃地にいたしまして、林道、これらに積極的な開発が行なわれますよう、十分な資金導入の措置を講じていたきたいと存するものであります。

次は、資本の整備をいたしまして、高度化するといふ問題であります。大企業

業は別にいたしまして、現実の中小の企業者は原始的な林業を脱皮することができないのであります。これは、林業機械あるいは林業施設というようなものを導入いたしまして、生産されることに高度化の財政措置を講じていたきたい、かように考えておるのであります。

最も遺憾に存じますことは、樹苗の早期の育成でございます。一回植えますと、これが二十年、二十五年をたたなければ生産されたものから所得をあげるということが困難でございます。私は、早期の樹苗を育成いたしまして、すなわち、二十年を十年に短縮する、こういうようなことが私は林業経営を近代化する道である、かように考えております。国におきましては、わが北海道におきましても、林業技術はだんだん進められておるのであります。いまもってカラマツが一、二番短期なものであるというよう技術であるとするならば、隔靴掻痒の感を有するものであります。これに對しまして、技術的に私はしっかりと御研究を願つて、地域住民の所得増大に寄与するようにお願い申し上げたいと思つております。

次は、労働力の不足でございます。私は協業を推進したいと考えておるのであります。協業によりまして、林業の機械化の利用をいたしまして、あるいは改善事業の中にそれを取り入めるのには、私は森林組合こそが最も大事な機会だと考えておるのであります。しかるに、今日の森林組合はわずかにその経営をたどつておるといふような姿にすぎません。かような状態であつてはならぬのであります。私

は、この林業の基本法ができ、構造改善をやらうとするならば、協業の推進と同時に、森林組合というものを強化をして、そうして特段の森林組合に対する御配慮をいたしたい、こう思ひます。これが林業構造改善に対する問題であります。

次は、林道の問題でございます。林道事業の積極的な実施は林業生産基盤の整備に直接つながるものであり、その果たすべき役割は私が申し上げるまでもございせん。先生方特に御承知のとおりでございます。北海道におきましては、公道、林道ともにその密度は非常に低いのでございます。私は、北海道のために申し上げたいと思ひますが、これらの問題は産業格差のための非常な隘路となつております。公道はまあ、林道においてもそのとおりであります。すなわち、公道について全国平均からながめますならば、一ヘクタールあたり国の平均は二五・九メートルの公道を持つております。しかるに、北海道は、面積にいたしまして、平均が六・九五メートルの公道しか持つていないといふことでございます。これを考えてみまするときに、全国の四分の一にすぎないといふ実情でございます。さらにこの公道といふものが平たん地が多くて、山地には少ないといふこと、いかに山林、森林の事業をやつておる人たちの苦勞が多いか、これもまた林道で私は見たいと思ひますが、全国平均が三・〇八メートルになつております。ところが、北海道の平均は一・二七メートルであります。そのうちの公有林が一・六九メートル、私有林は二・〇五メートルにすぎないのであります。い

かに本道の林業家がこの林道というのに対して苦勞をしておるかといふことを先生方にお認め願ひまして、すなわち、林業生産の基盤を整備することはもちろんでありますけれども、林道に対する整備、これらに対するところの融資の道を講じまして、あわせて高率な補助を北海道に対してはお願ひをいたし、財政措置をお願いをいたす次第でございます。

次は、公有林の問題でございます。自分が町村長をやつておりますから、公有林のことを申し上げることはなほ口にはばつたのであります。したがって、公有林が私有林に対して大きな役割を持つておるといふことを御承知をお願いいたします。北海道の市町村林は二十六万八千ヘクタールでございます。私有林は七十七万ヘクタールの一六・四割の面積を占めておるものがあります。現在、公有林は道庁の計画による経営計画を上回るだけの造林実績をあげておるのであります。すなわち、われわれ町村は公有林に対するところの一つの手にいたしまして、今後の公有林経営については積極的にその近代化をはかつて林業の増産に邁進したい、かように考えておるのであります。すなわち、公有林につきましましては、林道の融資といふものが非常に少ないのでございます。起債を求めようといはしても、なかなか自治省により押えられ、したがって、特別に林業に対するところのワクといふものがございせん。私は、先生にお願ひを申し上げます。北海道には林業経営をいたします町村の起債に對しましては、特別ワクを設けまして、本道林業の発達にお骨折りをい

ただきたい、かように考えておるわけでありました。

次は、国有林の問題であります。重要な構造改善事業の成果を期するためには、国有林の活用を積極的に私は促進しなければならぬと思つておるのであります。で、林業の農業構造改善事業において、市町村の計画に基づいたものは、すべて国有林がこれに協力をして活用するといふことでもあります。国有林野については、その市町村を対象として活用をはかる、国有林それ自体ばかりでなく、すなわち、民間の林業でありまして、あるいは公有林でありまして、これらと合せて国有林の経営という問題について私はお考えをお願いいたします。その一つといたしまして、市町村道と林道に隣接しておる個所におきまして造林地以外の平坦地であるならば、これをすべからず市町村に経営をゆだねる、こういうような考え方が私は至当ではないかと思ひます。あるいはまた、牧野採草地等に必要ない、いわゆる農業構造改善を進めてまいります上に必要ない国有林は、すべからず市町村の公有林といたしまして、これをそれぞれの共用林といたすこともよろしいでしょう。制限林といたすこともよろしいでしょう。が、ある程度の制限を加へることも、これはやむを得ないといはしまして、真に本道林業の発達をはからうとするのには、国有林はそこまでお考え願ひたいと思つておるのであります。さらにまた細用の私有林にかこまれておる国有林は、すべからず権利を放棄する。維持をされておるところのまん中の国有林は、これを市町村にまかしまして経営させるといふことが、私は非常に大き

な役割りになるのではないかと考えておるのではありません。もちろん、治山治水対策等についても強化については特段の御配慮をいただきたいのでありますが、大きな面積を持つておる国有林を真に生かしていくということが大事な問題だと、かように考えるわけであります。

以上、林業に対しますところの基本的な私の考え方を申し上げたのであります。町村の立場から、地区住民の考え方から申し上げますならば、林業に対します限り、今日まで立法化されたものがございません。まあ森林法といふものがございすけれども、直接われわれに関係するところの法律といふものはございません。ここに、私は、すべからず林業の基本的な政策を立てられる上におきまして、この法律をすみやかに立法化されまして、われわれ国民に、林業に対しますところの恩恵を与えていただきたい。

以上、申し上げまして、時間が長くなりますから、簡単に、省略させていただきます。ありがとうございます。

○座長(高見委員長) 以上で御意見の陳述は終わりました。

○座長(高見委員長) これより委員から質疑をいたします。足鹿君

○足鹿委員 若干の質疑を皆さんにいたしたいのでありますが、他の同僚委員からもそれぞれあるかと思いますが、私は、主として田村さん、鈴木さん、小関さんに、できれば横田さんにもお伺いしたいと思ひます。

今回の林業基本法並びに社会、民社両党から出ております法案、つまり三法案を先刻来御検討いただき、その問題点について、特に皆さんから御指摘いただいたわけでありまして、今回の政府の林業基本法案の特徴とでもいいますか、それは農業基本法と比較してみまして、若干趣を異にしております点が二つ三つあると思ひのであります。この点について伺いたい。

第一は、政策の目標について、林業の増大を政策の目標にうたつておられます。また、そのことは一体何を意味するのか、私もまだ十分審議に入っておりませんので、審議の過程を通じて明らかにしたいと思つておりますが、たとえば、所得政策の面におきまして、林業従事者の所得の増大をはかるというのをいっておるにもかかわらず、農業基本法は農業従事者の所得が増大して、他産業従事者と均衡する生活を営むことができることを目的としておると第一条で規定しておるにもかかわりませう、政府林業基本法案は単に所得の増大をはかること規定しておるのみであります。これは、当然、政策の目標を明らかにする意味からは農業法と同様な規定が必要ではないかと考えますが、小関さんなり、森連の横田さんなり、この点については特に伺つておきたいと思ひます。

なお、先ほど、横田さんはこのまま法案の成立を望むという意味の御趣旨の御発言がありました。私がいま指摘いたしましたように、相当問題点が政策の目標の点についてもあると思ひのであります。やはり最大公約数を得て大きく修正を必要とするのではないかと私も考えておりますが、その点等についても御所見を承りたい。特にこれに関連をいたしまして、資源立法から産業立法への方向を今度の基本法は持つておるといふ点は、各参考人から共通して御指摘になりました。それから、林業が産業として成り立つためには、林産物の価格の問題が当然出てくると思ひのであります。主要農畜産物については、不十分なが米については生産費・所得補償方式があり、また、葉たばこについては適正な収益を得させるための価格決定、国が明確に算定方式を示しておるものもあるのではありません。そういう点と比較いたしまして、もし、他産業との所得の均衡、あるいは林業としての所得の増大をはかるとするならば、価格政策といふものは林産物等については基本的にとらえるべきかといったような点についても、小関参考人の御意見を承りたいと思ひます。

それから、いま一点御両氏に伺いたいのは、先ほど小関参考人からも御指摘がございましたが、他の方々からもございましたが、関連立法の点であります。本法は、宣言立法であつて、関連立法を伴わない限り、そのこと自体が直ちに成果をあげることは困難と言わねばなりません。したがつて、政府にも関連法の考えがあり、私も社会党は十四の関連立法を考えておることは御承知のとおりであります。そこで問題になりますのは、現在、山村において発生しております問題、すなわち、山地と他地域との格差、人口流出等の問題は、経済、産業、文化等にわたつて、もろもろの原因について生じておる国の全般的な経済政策あるいは福祉政策、あるいは地域振興政策の対象となるべきものであると思はれるのであります。

そこで、林業基本法の視点として、問題の所在は異なつて、むしろ、地域の総合開発の視点に立つ点が強調されなければならぬという論もあるのではありません。私もそういう意見を一面持つておりますが、しかしながら、いままで申し上げましたように、林業の振興発展の前提要件としての山村社会の環境の整備から始まる総合的な山村振興に対する対策が緊要であらうかと思はれるのであります。その点について、小関及び横田両参考人に御所見を承つておきたいと思ひのであります。

それから、これは田村参考人と鈴木参考人にお伺いをいたしたのであります。先ほど、国有林のあり方について、両参考人から相異なるような御意見が開陳されたように聞きました。このあたりは、たゞいまお手元に、衆議院の農林水産委員会調査室からお配りをいたしました資料をごらんいただきますと、三党の、政府及び社会、民社党の比較が出ておられます。で、政府の林業基本法は、「国有林野の所在する地域における林業構造の改善に資するため積極的その活用を図るようとするものとする」ときわめて簡単に触れておるだけですが、その点について、社会党、民社党の両案はもっとこれを掘り下げて規定しておるのであります。たとえば社会党の場合、「国有林野事業の使命の達成に支障を及ぼさない範囲内において、当該地域における林業者の林業経営の規模拡大に資

するため、その者に国有林野を使用させることによりその活用を図る等必要な施策を講ずるものとする」法第十条であります。こういうふうに相当明確に規定しておるのであります。そういう点で、相当最近国有林野の開放問題が別な角度からも論じられておりますが、国有林の開放のみをもつてしては、国土の高度利用という立場からは、政策としての目的は達成できないと思ひのであります。そういう点から、民有林等についてどのようにお考えになつておいでになりますか、特に、鈴木参考人に伺つておきたいのであります。国土の高度利用の観点から、立地条件に応じた利用方法を十分検討して開放すべきであると私も考えております。この点は、小関参考人の御意見と大体意見の一致を見ておると思ひますが、ただ単に構造改善事業であるといふだけのことで売り渡すといふことでは、これはほんとうの目的は達成できないではないか。特に戦後の国有林の開放の多くが未墾地開放等ではないか行なわれましたが、しかし、所期の目的を果たしてどの程度達成したのかという点については、相当疑問があるし、現実にその矛盾は明らかにしておると思ひのであります。そういう点等について、特に田村参考人の御意見を伺つておきたいと思ひのであります。

それから、ついででありますので、先ほど、木材関係は伊藤さんでございします。伊藤さんの御意見、いろいろ有益な御意見なり、御要望があつたように思ひますが、木材の加工部面等に対するいろいろな盛りだくさんな御要望がございましたが、木材加工部門

するたため、その者に国有林野を使用させることによりその活用を図る等必要な施策を講ずるものとする」法第十条であります。こういうふうに相当明確に規定しておるのであります。そういう点で、相当最近国有林野の開放問題が別な角度からも論じられておりますが、国有林の開放のみをもつてしては、国土の高度利用という立場からは、政策としての目的は達成できないと思ひのであります。そういう点から、民有林等についてどのようにお考えになつておいでになりますか、特に、鈴木参考人に伺つておきたいのであります。国土の高度利用の観点から、立地条件に応じた利用方法を十分検討して開放すべきであると私も考えております。この点は、小関参考人の御意見と大体意見の一致を見ておると思ひますが、ただ単に構造改善事業であるといふだけのことで売り渡すといふことでは、これはほんとうの目的は達成できないではないか。特に戦後の国有林の開放の多くが未墾地開放等ではないか行なわれましたが、しかし、所期の目的を果たしてどの程度達成したのかという点については、相当疑問があるし、現実にその矛盾は明らかにしておると思ひのであります。そういう点等について、特に田村参考人の御意見を伺つておきたいと思ひのであります。

で大きな比重を有する製材業は、木材の商品価値を高めるものとして、役割りがきわめて大きいことは御指摘のとおりでありまして、製材産業の健全な発展、木材需給及び価格の安定、木材取引の合理化、林業の振興に及ぼすところはきわめて大きいと思ひます。この点私どもも同感でございます。製材産業の現状は大体が中小企業であり、自己資本も少ない単純作業のために、製材単価に占める原木代の割合が大きい。最近特に原木の値上り、需給の逼迫、それに基づく輸入材の増大というふうな、いろいろな経営上苦しい問題が出てきておりまして、この点は、林業従事者の所得の安定をはかると思ひ、いわゆる林産物価格の安定をはからねばならない。原木は高いほどよろしい、しかし、木材加工部門からは原木はできるだけ安いほうがよろしいと、相矛盾したものをこの法案において解決するということは、なかなかこれはむずかしい問題であろうかと思ひ、その点について、さういふ点について具体的な提案がございまして、ならば、この際お聞かせをいただければ幸ひかと思ひます。

私の伺ひたいのは以上でございます。○小関隆禎君 私に御質問ありました点、三点だと思ひますが、第一点の林業従事者の所得の問題でございまして、けれども、農業のほうでは、確かに他産業と均衡のとれた所得というものを目標に掲げております。林業の場合、さういふことが載せられなかった理由としては、たとへば、説明書とか新聞に報道されたものとか何とか読みますと、林業に従事してゐる人たちの多くは農民であつて、農業と林業とあわせ

て行なつてゐると、その場合の林業所得と農業所得が合はつて農家の所得といふことになる。さういふ意味で、林業でもって他産業との均衡のとれた社会的な水準に達する所得を達成するといふことは、ひとつうたいにくいのだと、こゝは正確でありませぬけれども、さういふようなことが言われておるわけですね。私はその点では確かにさうだと思ひます。ただ、少数でございまして、林業だけでも、生計を営んでゐる林家というふうなものもあるわけですね。さういふ人たちに對しては、当然僕は、やっぱり他産業と均衡のとれたといふべきか、社会的な水準の所得が具体的に目標になるんじやないかというふうな考えです。表現するかどうかは別といたしまして、それから、林業従事者の中に非常に多数の林業労働者が含まれておるわけでもございまして、この林業労働者についても、専業労働者と兼業労働者とございまして、なかなかむずかしいのでございまして、賃金の高さというものはどうやって定めるかという問題がございまして、われわれのほうから言いますと、社会的な水準の賃金の高さというものがございまして、林業労働者というものはいろいろ種類がございまして、たいへん筋肉的に強い労働というものがございまして、これも、さういふ社会的な水準という、これははつきりいたしません、そこまで賃金を与えるような林業経営というものがなされるべきだといふのが、具体的に法律を実施の段階に移したときの目標になるのではないかと、兼業労働者の問題はこれは兼業労働者の形でいつまで続くか、それは兼業単独

としてなるか、あるいは林業経営者あるいは農業経営者に分化していくかといふような、さういふ分かれ方があると思ひますけれども、非常に言いにくいのではないかと、林業だけでやつておるのじやないわけですから、表現としてはしにくい。しかし、やはり雇用を安定していくといふこと、林業労働者の場合は、専業労働者はもちろんさうですけれども、兼業の場合は雇用の安定といふことが条件になつて、その中である水準の賃金を得るような施策が必要でないかというふうに考えます。それから第二点の、林産物価格政策でございまして、これは大変むずかしいこととございまして、農業のようないかなる価格維持政策、あるいは生産費の補償政策といふものが林業の場合には大変とりにくいのではないかと考へております。しかし、それ以外の方、たとえば、これは思ひつきかもしれませんが、ある機関をこしらへて木材をプールする役割を果たさせる、高いときには放出し、安いときには買い入れるというふうな機関がある、さういふ価格政策が必要だといふことは申すまでもないと思ひます。自然に放置するわけにはいかないのじやないかというふうに考へるわけですね。ただ問題なのは、消費者の立場と生産者の立場は、これはお米の場合にはもちろんさうですけれども、木材の場合も問題になるわけですね。さういふ場合に、従来やつぱり市場価格から木材の立木の価格が途中の運搬費から逆算される形式でやられております。理論的にある程度必然的なこととすけれ

ども、そのために立木生産費を補償しないという問題が出てくると思ひます。その点についてどの程度の高さになれば補償するかといふ計算のやり方はいろいろあるでございまして、さういふ高きまで引き上げていく政策といふものが、やはり現在の段階では必要でないか。これはただ地代として土地所有者にだけ吸収されるという可能性はございまして、その点は別な手段を講じて、林業従事者全体について価格の向上といふものの恩恵が入るようにならうと思ひます。大変具体的にむずかしいことだと思ひます。さういふようなことではいか考へられないのではないかと思ひます。

第三点の、山村社会の環境整備といふことだと思ひますけれども、これは私たちが基本の立場から、林業の生産性が非常に低いから、生産性が高まるような政策をとるべきではないかといふことを申し上げてきておるのです。さういふことも含めまして、山村といふ地域社会における経済あるいは社会問題その他いろいろな生活問題について、環境をよくするといふ具体的な施策といふものは必要ではないかと思ひます。しかし、必要ではないかと思ひますけれども、具体的に立法化してやる場合、やはり、さつきも言ひましたように、具對策としてはいろいろな問題が法律の中に實際規定として表現することがむずかしいと思ひます。さういふので、行政の運営といふことにおそらくゆだねられるのじやないか、その際に、やつぱり国の財政の大きさ、地方の財政の大きさ、あるいは国民全

体の資本の大ききと云つてもいいと思ひますけれども、さういふものと関連で、なかなか山村に對して具体的な施策が浸透していくといふ条件がございまして、やりにくいといふわけですね。具体的な実施規定をいろいろ法律の中に盛り込むといふお話がありまして、しかし、何よりも一番大切なのは、山村において林業が収益性の高い産業になるということが必要だと思ひます。そのために環境整備だといふことかもしれませぬけれども、また、逆に言えば林業の生産が高くなれば、山村の環境がよくなるというところは言えるわけで、生産性を高めるような社会投資が必要でないかと思ひます。代表的なものには、さつきも申し述べたように林道投資だと思ひますが、林道という形にとらわれることなく、国の道路政策として強く進めるべきではないか、このように考えます。

○楠田徳一君 生産の増大は何を意味するかといふようなことであります。が、北海道の民有林を見ますと、生産力を十分發揮してないといふことが言えるのじやないかと思ひますが、最近の統計によりますと、蓄積でも民有林は一町歩当たり百立方メートルに満たない。しかし、道有林、国有林は三百ないし四百立方メートルある。こゝういふたやうなことで、森林の姿がもう正常でない。これを育林操作を効率的にやりまして、そして、持てる土地の生産力を十分發揮さすといふことのために、どうして国が施策をその方面に向かつていろいろな助成の道を講じてもらつて、少なくとも年々収入できる、あるいは二、三年に一回は収穫がある、こゝういふたやうな計画的な、しかも資産を

ふやしていくというやり方でない、産業として発展していかなければいか、こういうふうに思うわけです。どうしても、もう少し蓄積を少なくとも国有林や道有林に近いものにまず持つていくという施策をしていただきたいと思ひます。

それから、山村の環境整備ですがこれは、最近のように非常に経済、文化が進んでまいりましたけれども、山村には及んでいない。及んでおるのは非常に少ない。したがって、そこに生活する人たちが十分なそういう経済社会の進歩の恩恵を受けていない。それが何によるかというところ、北海道の、先ほども指摘されました道路の問題が非常に多いと思うのであります。林業経営をする上からいきましても、道路は人間のからだにたとえれば、血管みたいなものであって、どうしても必要なわけでございますが、その中でも、国道ないしは道道、町村道と続いてずっと一貫した道路の整備が必要で、そういった基幹林道については、少なくとも、動脈に匹敵するものは国ないしは道の全額負担によって道路を開設していただきたい。道路が十分発達しますれば、文化の恩恵にも浴し、それらのことが山村にも及び、環境が整備されて、そして安定した生活ができる、また百年の大計である林業のような長期生産にも腰を落ちつけてやれる環境になるのではないか、こういうようなことが考えられるのではないかと思います。その点をよろしくお願いいたします。

それから、価格の問題でございますが、北海道は、特に道有林、国有林が大部分を占めて、ほとんどが独占企業

というような姿でありまして、木材相場というものは、この払い下げいかん

よって影響されております。それにより維持されておると考えてもいいんじゃないかと思いますが、民有林も非常な影響を受けるわけでございまして、国有林の払い下げにある程度の調節を今後考えてもらわねと、木材価格が下ったとかあるいは上ったとか、こういうことでこぼだけを直すというところでなしに、民有林の企業採算を考えて、国有林、道有林の調節作用を十分機能を発揮していただきたい、その中でも、特に国有林の特別企業会計をしいておって、しかもそれが弾力性が非常に乏しい、観念の収支均衡をはかるのみであるということで、たとえ木材価格が下っても伐採を続けなければならぬ、また上った場合でもやはり計画

どおりの作業を続けていく、こういっ
たようなことでは民有林は非常に影響
が大きいのであります。しかも道有
林、国有林の量が圧倒的に多いので
すから、どうしても民間はそれにゆがめ
られるということでありまして、これ
が逆に言えば、内地府県よりも北海道
のほうが、消流なんかのそういう需給
調節ないしは価格の調節機能を発揮
しようと思えば一番しやすい所であ
りますから、民有林のことも考えまし
て、そういうった政策をとっていただ
きたい、かように思われます。よろし
くお願いいたします。

○足鹿委員　このままの成立を望むと
いうお話ですが、問題点は、いま小関さ
んからもやはり実体規定を必要とする
ところは規定すべきであるという御意
見がございました。先刻、このまま早

期成立を望むというのですが、それ
でよろしいのでしょうか。

○**柳田徳一君** 實際の具體的な關連法において十分その点を明らかにしていただければいいんじゃないかと思っております。とにかくいま一番われわれが待望しておるのは、この国会にどうしても成立さしていただきたい、あまり多くの希望を持ち出し過ぎて、これで流れるようなことがありますと、これはまたいつのことかと思うので、したがって、多少の不満はがまんして、ひとつどうしても通していただきたい、こういうことでございます。

○**鈴木善一君** 私に対する質問は、民有林の關係だけですか。

○**足鹿委員** いや、国有林のあり方と国土の高度利用の観点、農業との關係。

○鈴木善一君　いまの国有林野の払い下げの問題については、国土の保全から最小限のものは残して、それ以外のものは農業構造改善事業のため払い下げをしてほしい。もう一つの関連といまして、国有林あるいは公有林の問題についても、その地域における農業構造改善上必要なものは開放してほしい。と申しますのは、北海道の現在の農業経営規模ではどうしても理想的な近代化は困難であろう、当然、経営規模の拡大が迫ってきておるわけであります。そういうような面からそのように考えたのでございます。国有林、民有林でそのように開放したという場合において必要な措置として、さらにこれらの地帯に対しては、国有林を開放して、やはり林業の育成をやるべきじゃないかと、このように考えております。

○田村武君 私は、先ほども申し上げましたけれども、森林の持つ公益的な

機能さらに経済的な機能というものを、その調和の中で国民全体がその効用を享受するという立場から考えますと、これはどうしても林業といふものは、国営国営といふものがその究極の目標でなければならぬ、こういう考え方を持っておるわけでありました。したがって、その面からも、現在の国有林開放というようない動きについては反対の立場を表明するわけでありましたけれども、しかし、ただ単にそういう基本的なことで申し上げておるわけではございません。で、まず、林業を分けまして、一つ、土地生産業、ここだけをとらえてみますと、農業と林業というのは基盤を同じくしておる産業と考へざるを得ないと思うのです。そう

いうことから考えますと、国土の高度利用、こういう点から考えますならば、原始的な土地の所有権、こういうものから離れて、ほんとうに国家的見地、国民の見地から、この国土の利用区分というものを考え直さねばならないということになるのではなからうかと考えるわけであります。しかしながら、そこには私権というものが存在するわけでありまして、これをいまの社会体制の中で極度に制限をするということとは望み得ないことかもしれません。そこで、それでは次善の策として考えてみまして、国の所有する国有林をほんとうに言うところの国有林開放によってその地域住民がその恩恵に浴することができるのであらうかどうか、しかも、そのことが国民全体の目から見て受け入れられるような内容のものであるのかどうかということがこの問題の

言われておるようであります。そういう点で、その詳細を知りたいと思つても、国民はわからない。まことに遺憾だと思ひます。

また、知り得る限りにおいて、いろいろと調査いたしてみましたところ、昭和二十三年から三十三年までの間に開拓用地として取得された面積は七十六万八千町歩程度のものであります。このうち、国有地は四十五万九千町歩ほどでありまして、そのうちの国有林野から所屬がえをいたしましたものは、約十二万九千町歩のものであります。こゝういふことで開拓用地として所屬がえといふことになつたわけでありまして、昭和二十年から三十三年の間に、四万一千六百戸ほどが入植をした。しかしながら、この間、大体三十三年までの間に離農する者も非常に多く、入植戸数の約三三%に当たる一万三千戸ほどが離農しておる。しかしながら、その定着率といふのは六八%程度で、その面から見ると、案外いいように見えるわけでありまして、ところが、三十四年以降現在までに、この状態といふものがさらに相当悪化しておる。しかも、定着したとはいへども、定着したように見える開拓農家が、その農家としての経営内容等々は、これはまことにお話にならぬ、いわゆる貧農以下のものといふのが多いといふことも言われておるところであります。しかも、この入植した以外の、そのまゝ未利用牧地、あるいは荒廃原野として放置されているものも、その面積は非常に広大であるようでありまして、そういう点についても、あ

まり詳細に私どもが知り得る状態にはならないわけでありまして。それから、国有林野整備臨時措置法による整備は、約六万三千町歩のものでありますけれども、これもすでに整備が行なわれて、所有権が町村にいつて、その代金すら決済が終らないうちに、もうすでに山林資本家のほうに所有が移つていったとか、あるいは、直ちにその立ち木だけが切つて利用されてしまつて、学校になつたとか、水道になつたとか、こゝういふような例のほうに非常に多いようであります。いまに至るまで、その町村の固有財産としてのいわゆる機能を十分果たしてゐるというものは、数がきわめて少ないやうであります。その面からとらえてみると、まあ、学校になつた、水道になつたといつてもいいではないか、これはその町村の住民の福祉に直接つながつておる、いいではないか、それはそれとおりであります。しかしながら、それは国有林のもつ国家的使命、こゝういふものをそこなわない程度に行なわれるといふことであるならば、これはまた別でありますけれども、しかし、こゝういふいわゆる有効に利用し得る国有林を地方公共団体の財産として与えるといふようなことが、国有林の経営をそこなわないといふことには私にはならないと思ひます。と同時に、こゝういふ地方公共団体に対する財政補てんといふのは、国の一般財政計画において十分行なわれるべきものであつて、これが国有林野の開拓といふ形ではなされるというの、きわめてごまかしではないか。いつてもこの原始産業である国有林といふようなものにしわ寄せがくる。ひいては、国有林に働く

労働者の生活がいつまでたつても安定しない、賃金も上がらない、こゝういふ結果になつて、悪循環をしておるといふように私は考えるわけでありまして。町村合併促進法、新市町村建設促進法に基づいて処分されたものは、約七万町歩のものであります。これにつきましても、現在に至る充り払つた林地の状況といふものは、緊急開拓あるいは国有林野整備、こゝういふようなものにおいて行なわれたものと大差がないものでないかと、こゝうに考えるわけでありまして。

そこで、北海道における国有林の開拓の問題であります。現状を見ればわかりますように、里山には太政官時代に取得されまして、仕組みが決定された民有の山林がずうとあるわけでありまして。これはもうきわめて平たんな飛行場になるような所が広大に連なつておるわけでありまして。しかも、鉄道沿線から一キロ、二キロといふような立地条件の所にこれがずうとあるわけでありまして。そこから数キロ、数十キロと離れた奥に国有林がある。その中間が開拓地として昔から人がいさされておるわけでありまして。ほんとうにクマカシカ、こゝういふもの、しかないような山奥を緊急開拓として国有林を開放する、こゝういふことで、こゝういふものが成り立つわけがないというところは、目に見えておるにかかわらず、行なわれておる。また、いまも行なわれようとするならば、これは全く過去のあやまちといふものをいままた繰り返すようなことになるわけでありまして、この点は、ほんとうに慎重に御検討いただかなければならない問題だと思ひます。

それから、私たちは、何が何でも国有林の開拓というやうなことに絶対反対という立場をとるものではない。ほんとうに地域住民が農業構造改善事業等々のために利用し、また活用して、それが地域住民の、ひいては国民全体の利益になるといふやうなものについて、反対するなんていう考えは毛頭ないのであります。しかしながら、こゝういふ点で考えますならば、現在の国有林野法の中にあります部分林、あるいは共用林野という制度の活用、これこそ、地域農民の福祉を直接向上させることに一番近道だといふことを信じておるわけでありまして。

○伊藤健夫君 私に對する御質問は、森林所有者が充り払い価格とそれを賣り受ける木材業者との間に、価格に矛盾があるのではないかと、問題ではないかと思ひますが、木材業、特に、製材業から申せば、製品の価格を十分考慮した原料価格であつてほしいといふのが希望ではございませんか。しかし、いろいろ考えますといふと、根本的な考えとしては、やはり、木材の需給のバランスといふものをまずしっかりとすること、これが前提でございます。また、森林所有者側におきましては、幾多の改善事項があるのではな

ないか。たとえば、林道の問題とか、あるいは公益関係のものをただ単に森林所有者だけの負担にするとか、こゝういふ問題をもつと違つて負担したらどうかといふやうな面、森林所有者のほうにもいろいろな考え方、あるいはやり方があるのではないかと思ひます。また、木材業界におきましては、企業を合理化するとか、近代化するとか、いろいろな問題が施策をされなけ

ればならぬ。コストの切り下げの問題もあると思ひます。

要するに、木材業と言ひ、原料を供給する森林所有者と言ひ、それだけで産業をやるわけではなくて、私どもの考え方としては、森林所有者も、それを活用する、販売する者も一緒になつて、最終需要者である国民に必要な品を適期に適当な安定した価格で供給するといふ同じ立場に立つて仕事をしたいと、企業を振興させていくんだといふ考え方に立つております。

したがひまして、今回の基本法におきましても、私たちは、こゝういふことを考へて、あえて加工あるいは流通の問題もその法案の中に入れていたでいいて、産業としての振興をとともにやうていく。そのことが、結局製材業者であるとか、あるいは森林所有者といふことではなくて、国民の福祉と言ひます。か、経済振興と言ひますが、こゝういふものに役立つのではないか。それを同じ立場でやらなければ、やはりパラパラにやつてはいけいではないか。

しかし、この問題は、そう簡単に片づくものではないと思ひます。こゝういふのは、どの社会にも、やはり経済企業におきましては、一番重要なのは価格問題でございます。とはいへ、これは簡単に解決するものではないと思ひます。おそろく将来に向かつて、価格をどうするかといふことがお互ひに考え方を合して、相争ひなり、あるいは論争しながら、安定線を見つけていくといふのが実情ではないかと思ひます。

したがひまして、この基本法からいろいろ導き出される施策の中には、やはり両者を入れた価格の審議会が、そ

いったような、何と申しますか、お互いの意見だけを主張しないで、公正な面から国民の最終需要者の立場も考えた価格が一体どこにあるべきかというふうなことを審議する機関等も必要ではないかと思ひます。そういうことをやることによって、この産業としての大きな意味の林業基本法が生きてくるのではないかと、いろいろな考え方を持っておるのでございまして、木材業界からいへば、一番先に述べましたような点が主張されますけれども、大きく考えますと、やはりそういうことが全体としての林業の振興ではないかというふうに考えますので、御了承を得たいと思ひます。

○角屋委員 ただいま関係参考人からそれぞれの立場から、皆さまの御意見を求めております三法案について、貴重な御意見を御聞かせいただいたわけでありまして、この際、数点についてお伺いしたいと思ひます。

私は、林業政策上の問題というものは、申し上げるまでもなく、日本の場合で言へば、国土の七割を占めておる山の問題をどう国民的な視野から従来の問題があればそれを検討して、さらに国民経済全体の立場から前進させるかというのを考えることが必要だと思ひます。特に開放経済体制の中で木材の需給というものを考えます場合に、残念ながら、今日の状況では、日本の木材需要というものは、相当に上向きであり、それを国内生産では十分カバーできないという現状にあることは御承知のとおりであります。また、田村参考人、その他からも述べられましたように、やはり、山は下流地帯の耕地と違って、治山、治水、こういう

単に林業関係者だけではない、一般国民に公共的に非常に影響のある大きな役割りを果たしておる点も、これもやはり忘れてはならないというふうに思ひます。したがって、林業基本法あるいは森林基本法というものを考えるにあたりまして、やはりいさし申しました公共的な意味における山の治山治水、さらに、資源開発あるいは国民福祉というふうな点等をいかに地域的にも、あるいは全体としても調和させてやるか、こういうことが必要だと思ひます。

そこで、まず、学者であられる小関先生にお伺いしたいのであります。今日、歴史的ないろいろな経過を経た国有林があり、道有林があり、私有林があり、しかも、私有林の場合で言へば、零細なものが非常に多い。一方においては、大山林地主といわれるような巨大な山を持つておる者もある。しかも、巨大な山を持つておる階層の中には、もちろん、国民経済に寄与するために、企業の経営ということに熱心に研究し、また努力しておられる人々もありますけれども、相当部分は財産保有的な性格を持つておる。今日の木材需要の中で、国民経済に寄与するという意味において、十分な役割りを果たしていない、こういう問題もかかえておるわけでありまして。

私は、山の問題は、今日特に農業にも多くの問題をかかえ、あるいは山間部にも多くの問題をかかえておる中で、今後、開放経済体制の中で、国土総合開発という観点から、山以外のものに利用することが、国民経済全体の立場から必要であるというものについては、これは、国有林であれ、公有林であれ、あるいは私有林であれ、地域住民のために、これをやはり活用していくというところは積極的に考えていかねければならぬ。それは農牧林の混合経営であれ、何であれ、そういうものについては十分考えていく必要があると思ひますが、問題は、林業経営という立場から山を山として経営していく場合に、山の持つ、いま言った公共的な面、資源開発の面から見て、今後の構造政策というものをどういうふうに進展させていくべき役割り、あるいは公有林の受け持つべき位置づけ、あるいは私有林の中で、特に大山林地主、あるいは零細な経営というふうなものをどういうふうに進展させていくことが必要なのか。将来のやはり長い展望の中においては、個人的な経営を主とするような方向にいくのか。あるいは公有林、国有林の公的な性格のものを発展させていくのが林業全体として望ましいのであるか。こういう将来の方向の問題については、つまり、山以外の利用の問題については、国土総合開発の観点から、今後ともやはり考えるべきものは積極的に考えるという立場を保持しながら、林業経営という面から見ると、将来の発展の方向というものはどういうふうに進展させていく必要があるのか。私は、むしろ、そういう点については、いわゆる林業政策としての公共性、資源開発、しかも、資源開発という場合には、やはり、計画生産という面から見て、何と言つても、やはり公共的な性格が伸びてこなければならぬじゃないか、こういう感じを持つわけでありまして、これらの点につ

いて、まず、学者の立場から小関先生の御意見を承りたいと思ひます。

○小関隆雄君 たいへんむずかしい問題を御質問いただきました。困惑しておりますが、将来の林野所有というものがどういう方向に発展すべきであるかというお尋ねのようでございまして、けれども、お話をあれでは、公益的な機能、それから計画生産というふうな観点から言へば、公的な所有ないしは経営が望ましい方向ではないかというふうな御意見をお持ちのように思ひわけでございます。

それは、非常に主観的と言つと語弊がございまして、価値判断の入ったある考え方の上に立つた上で、そういう考え方が出てくるのでございまして、全く別な立場をとると、また全く別なことになるんじゃないかと思ひます。

私は、各経営形態というものが、お話をいたしましたように、歴史的な経過の中でつくられた歴史的な所産であるということをごまかす確認しなければならぬ。それからもう一つは、資本主義社会の中における私権の問題であります。これはもちろん、公益のために、制限はある程度受けなければならぬ、そのためにまを維持する場合、ここで極端なケースとして森林を全部国有化して、国有林野として経営すべきだというふうな考え方は、ちょっと相当な飛躍ではないかというふうに考える。それは、社会主義社会になつた場合、共產主義社会のような事態が前提された場合はまた別でございまして、けれども、資本主義社会で私権を尊重しなければならぬという立場の中で、そういう

方向での政策というものはとり得ないのではないか。とるべきだとか、とるべきでないとかというところではなしに、とり得ないのではないかと、いろいろに考えているわけではあります。

で、お話を、公共的な使命、公益のための機能を果たすべき使命、あるいは計画生産——元来、林業は計画生産すべきものでございまして、そういう意味で、あるいはまた、大森林所有者が売り惜しみをすると、高度成長のブレーキになっているというふうな見方も一部にございまして、けれども、そういう意味から、森林所有というものを公的なものにしていったらいいじゃないかという考えも含まれていいると思ひますけれども、かりに、そういうことが認められたとしても、私権を制限してやつていくということは、事実問題として非常にむずかしい。資本主義体制の中における国有林、森林所有というものはどういふものであるかというところは、ここで理解できない。かりに、そういう方向へ進もうとしても、革命的な手段がなければならぬじゃないか。これは全森林を補償して、いきなり買上げるなんていうことにならぬと、どうにもならない問題です。これは御質問の趣旨とたいへん離れた極端な議論でございまして、けれども、そういうようなことが、国有化にしろ、公有化にしろ、必然的にいつてくる問題。ですから、私は、歴史的な所産であるところのこの所有形態は、よきにつけ、あしきにつけ、その大幅に変更できない、われわれが生きている年代、十年、二十年、三十年というふうな先を考えたら、どんな世の

とえば營林局長が一年か二年でもつてもうやめてしまふとか、あるいは林野庁の長官が三年ごとに交代するとか、そういうことは、一般の企業経営においては考えられないことだと思ひます。経営担当者が全くその場その場の、ことばは悪いと思ひますけれども、その場その場の腰かけと言ひますが、一つのたどる道といふことで、ただ機械的にボンボンボン行ひ、こゝういふことで、植えてからほんとうに何十年もたたなければ収獲し得ない長期的な林業経営といふものの中で、ほんとうにこれに情熱を傾けて、ほんとうに生死を賭してこの事業の発展といふものに寄与する熱意が出てくるのかどうか、これはきわめて疑問だと思ひます。だから、結局、またことは悪くなつて恐縮でございしますけれども、まあ、どうせ先は一年、二年、その間大過なく、だれで

そういう点をいろいろ考えまして、財政的な面、そういうような行政的な面、あるいは行政機構の面、人事管理の面等々、これはひっきりょう給与等の待遇の問題にも関連するのであります。しょうけれども、そういう点を企業的な視点から解決すること、勇気をもつてそういう点を解決すること、そのことこそ喫緊の要事でありまして、これをただ組織をいじって公社にしたらいとか、ああやたらいいとかということ、これはあらゆる企業において未期の症状というものであらう、こう考えるわけです。(笑聲)

森林関係については、森林組合として全面的な指導の立場にあられるわけですが、この機会に、むしろ、直接関係はあるのですけれども、ある意味でしたいと思います。

○**国土委員 樺田参考人**にお伺いいた

それから、林業労働力という問題は、農業の場合もそうでありますけれども、若手の中堅的なエネルギーというものが、農山漁村から年々町へ都会へと放出されていっておる趨勢にあるかと思ひます。そういう点で山林労働者、これは国有林、公有林、私有林を問わず、山林労働者の労働力確保という点が、今日の北海道の場合にどういう状況にあるのか。また、その場合に、国有林あるいは公有林、私有林を通じて、特に樺田さんの場合は、私有林の場合の賃金、労働条件、こういうものは、今日大体においてどういう現状にあるのか。こういう点についてもお触れを願ひたいと思ひます。まず、この二点について。

ように——いまでは、森林組合に入っておいても一回植えて、その次に森林組合のごやつかいになるのは十年も十五年もあとに一回といったようなことでは、組合意識も喪失し、産業としての確立ということはむずかしいと思います。どうしても北海道では、少なくともそういうことを考えますと、一年に一回の収入が一町歩ぐらいを期待するとしても、二十町歩以上、三十町歩、できれば五十町歩ぐらいを目標にやるのがいいんじゃないかと思うのであります。その際に、一番困ることは、どこから森林を得るかということでありますけれども、これは、いま道庁で農家林の造成を大きな施策として取り上げられて、推進されておるわけでありまして、これに期待を持っておるのでありますけれども、その資金の手当などが不十分である。その成果を十分にあげることがいま行き届んでおるように思っておるわけであります。

それから、国有林の活用等も期待しておるのでありますけれども、これは、国有林は、民有林、それから公有林、その奥にあるのが普通であります。

それから、協業の問題であります。が、共有の形にする、経営を共同でやるということについては、どうもまだその方面の十分なる訓練もできていないというのでありましょうか、あるいはやる人たちのお互いの家庭の事情といいますが、人員構成、そういうったものから見て、なかなかやりにくい。したがって、作業を共同でやるということが一番いいんじゃないかと思っております。あるいは森林組合に経営を委託して、造林なども造林作業を委託するという方法がいいんじゃないかと思う。そうして、森林組合に勤務班を置きまして、年間を通じてそれらの仕事をやっていく、こういう方向もいんじゃないかと思っております。

その場合に、一番困ることは、造林の資金融資にいたしましたも、二十年据え置ききの三十九年、これは制度があります。その活用をだいぶんはかっておりますけれども、金利は毎年払う、こういうことであります。ところが、森林収入がないのに金利を払うといふことは非常に困難でありまして、でき得ますならば、森林収入があり出でたら、金利を一括払うといったよ

るな融資条件の改善をはかっていただければ、森林組合が委託を受けて、そうして、造林なり、あるいは保育なり、いろいろな作業を共同でやっていると、こういうようなことは可能じゃないか、こういうふうに思います。

それから、労働力の問題でございすが、これは、山林人口が年々減つておるといふことで、全国的な傾向でございまして、非常に困つておるといふのが多いわけでありまして、家族経営的なものが多くありますから、農家の余剰労働力を使つてやると、これでどうやらやつておるわけでありまして、

ただ、ここで機械化の問題であります。これは政府においてその援助をしていただいております。機械化が進みますというところ、あるところで調べたのでありますけれども、いままでの林業労働には非常に高年令の人が多かった。四十五、五十以上の人が主として働いておつた。ところが、機械を使ひますと、下刈りの機械とか、あるいは植穴を掘るとか、その他集材機を使うとか、こういった機械を導入することによつて、労働に出てくる者が三十代の者が多くなつた。こういったやうなことで明るい希望を持っておるわけでありまして、ただ、この機械についても、もう少し選択させていただきまして、どういふ機械——いまのところでは、セツト方式といつて、要らない機械も買わなければ補助がいただけぬというやうなことになるおそれがありますけれども、選択を自由にさせていただいて、その作業その作業に合った機械を購入することについても援助をいただければ、これもある程度の明るい見通

しがある、こういうふうに考えております。

○角屋委員 鈴木さんと田村さんに、鈴木さんは御承知かと思ひますが、

今度の土地改良法の一部改正を通じて、土地改良の中に、いわゆる採草放牧地関係、これを土地改良法の中に組み入れる、そして、これから土地改良については、土地改良事業の長期計画といふものを立てる、大体十年、前期五カ年、後期五カ年というふうな、さきにきめこまかい分け方も注文しておりましたが、いずれにしても、そういふ中で、国土総合開発の観点から、山を農業場にするという場合の一つの成長財であるといわれておる畜産関係に利用する、そういう観点から見ると、これは先ほど楠田さんも言われましたように、またほかの参考人からも出ておりますように、国有林といふ問題の提起は片手落ちであつて、やはりそういう観点から見れば、公有林、私有林たるを問はず、考へていかなければならぬ。非常に安易に問題を提起しておる感じがあつて、むしろ、地域産業の実態から見れば、これは関係するそれぞの形態はありましようけれども、そういうものを対象にした計画、特に北海道の場合は、畜産は今後非常に困難な問題を国際的には含みましようかと思ふ。そういう立場から、長期計画といふ中で、北海道の畜産関係の山手の利用といふ問題をさらに御意見があればお聞かせ願ひたい、こういうふうに思ひます。

それから、田村参考人に最後にお伺ひしたいのでありますけれども、冒頭に申し上げましたように、国有林が、

今後とも治山治水あるいは資源開発といふふうな点から、果たさなければならぬ役割りから見て、特に資源の開発といふ面では、今日の木材の国内需給といふ点から見ても、過伐にわたつてはならないと思ひますけれども、しかし、国有林がそういう点で木材需給になつていかなければならぬ。そういう観点からいへば、最近の国有林の場合に、あくまでもそういう面を十分に果たし得る直営生産といふものを柱にしながらいかなければならぬかと思ひますけれども、最近の林野庁の考え方は請負導入といふことが相当に入つてくる形勢にあるわけでありまして、やはり木材需給に對して国有林が果たさなければならぬ役割りから見て、大きな役割りといふものは、直営生産で果たし得る、またもしかりに、そういう点で若干季節的に余力があるならば、公有林、民有林の指導、助成にも当たつていくといふやうな積極的なかまといふものが、私は必要ではないかといふふうにお尋ねしたのでありますが、いろいろお尋ねしたいことはたくさんありますけれども、この点だけをお尋ねします。

最後に、伊藤さんにも、この際、木材の開発でありますので、北海道の需給関係を見ますといふと、やはり、全国的にそうであります。外材に依存する比率は、ある程度——ある程度といふよりも、相当な比率を占めると思ひます。何かお聞きしますといふと、アメリカのはうに知事あるいは林務部長が行つておるのも、そういう外材輸入の問題に關連しておるとかという話であります。外材輸入といふものの受け

とめ方、あるいは外材輸入をする場合のこれに對する第一線関係者としての意見といふふうなものがあれば、お聞きしておきたいと思ひます。

○芳賀委員 關連して、鈴木さんにちよつとお尋ねしておきます。

国有林開放の御意見のようですが、農業との関係で開放を求めるときは、農業と必要なのか。これがいま全国的な開放運動のいづれかといふことになつておる。ですから、立木は要らない、土地をもちつて農地の造成あるいは草地造成の要に供するといふことが、農業拡大の線に沿つたものである。土地は要らない、立木だけ開放という形でもらへばそれでいい、そういう御趣旨であるか。この点を明確に言つてもらいたいと思ひます。

具体的な点になります。農用地が足りないから国有林を開放して造成すべきであるといふことであれば、これはいまの制度においても、国が直轄で、直営で農地を造成して、でき上がったものを農用地として農業者に利用させるという道は、現在、政府の施策が後退しておるから不十分であります。国自体においても、農地を造成させて、それを農業者が農業の面に利用するほうがよいのではないかと、意見が一つ出ているわけですが、この点は希望するの、しないのか。

それから、北海道の畜産農業を拡大するために、飼料資源が北海道においても不足しておるわけですから、飼料資源の開発あるいは確保が必要であるからして、その給源地を国有林の開放に求めるといふことであれば、これは、今年の国会で土地改良法の改正の

場合においても、今度は草地の造成あるいは改良等についても、いままではやりませんでした。今度は直営事業として取り上げるということが、方針としてきまつておるわけですが、ですから、国有林を対象にして、草地の造成あるいは放牧地を造成するということであれば、農家が自分で造成をやるよりも、むしろ、現在の制度の中では、国有林と共用契約を結んで、そうして、国が主体になつて草地の改良造成、あるいは放牧地の場合には、国有林の特別会計において、共用林の契約に基づいて、基幹施設といふものは、これは国がやつて、そうして、共用の形で農家に高度に利用してもらふことになつておるわけであつて、この点は、どうして山をもちつたわけばうまくないといふ考えかどうか、その点であります。

それからもう一つは、農業基本法の第二十一条では、林野の農業的利用といふことがうたはれておるわけですが、それがありませんからして、今度の各党の三案の基本法においても、これを受けて、農業の改善事業の拡大等については、林業あるいは林野との関係において、これを有効利用するといふことになつておつて、思想は農業基本法から発想しておるわけですが、その場合、林業的に利用するといふことであれば、所有権の移転でなくとも、国有林との間に、部分林契約を結んで、地元農民が国有林における造林の作業とか、あるいは収益の配分といふやうなことで、りっぱに権利の移動を伴わなくて林業的な収益をあげる道といふものは、国有林の共有財産の中に実現できるという道があるわけ

です。

それからもう一つは、和歌山県の調査会のときに出た意見は、これはむしろ国有林開放ということではなくて、巨大な少数の民有林所有者の林地というものは、財産保持的に放置されている場合が多い。そうして一方においては、多数の零細林地の所有者というものが困窮している。ですから、この大所有者と零細所有者の結合、あるいは農業と林業とのそれぞれ零細経営の中における有機的な解決というのを考えた場合に、国有林の場合には、明らかに道があるが、民有林の場合には、むしろ、巨大な私有林所有者に対して、あるいは公有林もそうありますが、地元農民が分取契約を結んで、そうして、私有林あるいは公有林の育林、あるいは収穫に至るまで、継続的な作業というものを進めて、そうして、主役に入った場合には分取する、こういう道もあるわけですね。ですから、こういうことが方法としていろいろあるわけですから、単に保安林関係だけを除いて、すべて国有林を開放すると言っても、これはなかなか簡単にはいかないと思う。御意見としては十分承っております。

以上述べた点と、もう一つは、公有林あるいは私有林を農地に開放した場合は、それにかわるものとして、国有林をその農地に利用された公有林、私有林の所有者に与えるべきだという御意見については、これは問題があると思うわけですね。

現在においても、保安林として必要な公有林、私有林の場合は、それは国が指定して、どうしても話し合いがつかない場合には、強権で保安林としての指定、あるいは経営を行なうわけですが、その場合には、指定された

公有林あるいは私有林と国有林との間における交換というものができるとは、そういう場合には、公益の目的で交換するわけですからして、私有林の価値の五倍以内において国有林との交換ができるわけですが、私益の目的で私有林と国有林との交換ということ、これは、国民の財産として国民一般から考えても、なかなか承知できない点でないかと考えるわけですね。

鈴木さんは、農政の北海道における指導者ですが、林政の面に対しては、中央会長の高橋君の代理で来られたので、いささか準備不十分な点もあろうが、これは重大な点なんですね。他の五人の参考人の皆さんに比べると、あなたの考えは異色を放っておられるわけですから、これらの点について、この機会に率直な御意見を聞かせてもらいたいと思うわけですね。

○鈴木善一君 それでは、いまのお二人の委員の御質問に対してお答え申し上げます。

私も日本の食糧事情を見ますと、非常に暗たんたるものがあるんじゃないか。かつて、河野大臣のときには、食糧制度の廃止等も提唱いたしました。が、もう今日では、端境期において食糧が欠乏しておる。外米を四十万トン入れなければならぬというふうな情勢、これは単に米を見て、日本の食糧事情が完ぺきだと考えた錯覚じゃないかと思う。日本のお米の生産量ぐらゐのものの畑作農産物、麦、トウキビ、大豆、砂糖、あるいは雑豆、こういうようなものが輸入されて、国内の食糧をどうやらまかなっておられるわけであり。さらに、最近、日本の国民の食糧構造が変わりまして、だんだん畜産

食糧をとるような方向に向かっておる。こういうような面から考えますと、北海道こそは日本の食糧の基地であると私も考えております。

そういう面から、さつき第一番の質問がありました土地改良法の改正によつて、これらの草地の改良をやるといふことは、非常に重要な問題だと思ひます。従来、日本の畑作振興政策を実際に提唱いたしました、そのような農業基盤を整備するような施設はやっておりません。有線放送をやったとか、何か奥のほうに倉庫を建てたとか、このようなことで新農村が終わつております。いまの農業構造改善についても、その地域の住民全体が将来発展するようになつていかなつておられません。北海道の段階でも、町村の一部落ぐらゐであります。このようなことで日本の食糧事情が解決できるかどうか、非常に重要な問題であります。

少なくとも現在八百萬トンの食糧を確保しなければ、日本の食糧需給は困難であります。こういう面から酪農や畜産を入れますと、畜産の発展は非常に重要であらう。国民の食生活もそういう方向に向かつておる。こういう点では、今度土地改良法の改正によつて、これらが単に農民が草地改良をするのではなくて、一〇〇パーセントの費用でもって草地改良すべきじゃないか。なおまた、現在の畜産の地域的情勢では、畜産物が非常にコスト高であつて、これは将来海外との価格の対抗ができ得ないと思ひます。農業基本法にはきかれてまいりました。書いておられますが、実際にはまだ一つも行なわれておりません。農民の生産性が上がると、それをカットしようとい

うような官庁の考え方があります。米にいたしましても、大豆にいたしましても、でん粉にいたしましても、乳価にいたしましても、そのような措置をとつております。法律はたいへんうまく、上手にできておりますけれども、実際に行政はそれに伴っていない。これが今日農民を経済不安におとしつけておる大きな要素だと思ひます。他産業との格差をなくして、農民を他産業と同じような生活をさせる、こういうことを言つておりますが、そのことはまだ全然できておりません。

今日の林業関係でも、私はそういうことが言えると思ひます。単に木材の増産政策である。先ほど出ましたように、林業に対する労働者の収入が安い。しかし、それを他産業並みの労働者と同じような生活に持つていくようなことはやられておりません。こういうふうな考え方では、先ほどいろいろ御意見がありました、そのしわ寄せが農民にくるわけがあります。でありますから、兼業の農業者は、さううだつたが上がらない。ただ、国内に林産物を多く生産するだけだと思ひます。こういう点では、この問題についても、もっと皆さん方の考え方を十分にに入れて、林業をやる農民がほんとうに生活できるようにお願いいたします。

○芳賀委員 鈴木さん、私の聞いてゐるのは……

○鈴木善一君 それから、国有林野の払い下げの問題であります、あくまでも私も言つておるのは、府県とは違ひます。農家の耕地面積、経営規模拡大のための必要ないわゆる農地の造成をいたしたい、あるいはまた、畜産をもつと振興するためのいわゆる草

地の造成をいたしたい、こういうような考え方があります。したがつて、木材をもちろむということが目的ではなくて、農地にいたしたい、こういうような考え方があります。

さらにまた、公有林や民有林に対して、それらの農業構造改善に使用した場合はどうするかという問題であります。その場合には、おそらく民有や公有の場合には、国有林の成果があつておるんじゃないかと見ておられます。計数的にはまだ調べておりませんが、そのように聞き及んでおります。したがつて、これらの公有林、民有林が農業構造改善のために開放された場合は、その代替を国有林にひとつ肩がわりしていただきたい。

それからもう一点は、実際問題として、国有林がある場合に、奥地に民有林や公有林がある場合があるわけですね。そういうような場合におきましては、それをやはり代替するような方法を講じていただきたい、このように考えておるわけがあります。

農家のために国有林を全面的に開放せとはあくまでも言つておりません。国有林自体が農用地にならない所もあります。

先ほど、田村参考人から戦後の開拓問題が出ましたが、私は、開放問題よりも、いわゆる開拓の方針が誤つておつたんじゃないか。道内における農家、あるいは道内の農家の二、三男に開放したならば、ああいうような結果にならなかつたんじゃないか。そのことがきょう論ぜられておりますが、私は、農業面から見ますと、そういうような従来の戦後開拓というものは、農業に全然経験のない者を持つて

きた。道内にはずいぶん二、三男対策
あるいは従来の農家の農用地規模の拡
大、こういうことを要請したのであり
ますが、そのことが全部、国有林を払
い下げちゃいかぬ、国有地を払い下げ
ちゃいかぬというような議論にはなら
ぬのじやなからうかと思ふわけであ
ります。

以上で終わります。

○伊藤健夫君 私への御質問は、外材
輸入の問題だと思ひます。

本道の場合、今後、木材原料の供給が
漸減の傾向にあるということは明らか
になりました。一方、需要は、経済の
伸長とともに、上がってくる逆の現象
もございまして、本州ほどではござい
ませんが、本道の場合も、外材の
輸入によって需給を調整しなければなら
ぬという実情でございまして。現在、
南方材、あるいは北洋材等が入って
おります。これは、あくまでも需給の調
整という考えから輸入を考えており
ます。しかし、それに付随するいろい
ろな施設が、まだ不備なものでござ
いますので、適量の輸入とともに、そ
の関係施設の拡充ということも考えな
ければならぬというふうに考えてお
ります。

現在、知事等がアラスカ方面に参り
まして、アラスカ材の輸入について
のお話もいろいろございまして、私
の承つておるところでは、まだ調査
の段階にございまして、どの程度の具
体性があるかということ、私として
は存じておりません。ただ、問題は、
輸入と申しまして、やはり、本道の
木材のコスト、価格、そういうものと
の関連もございまして、輸入というこ
とも簡単な問題ではございませ

ので、やはり、この問題は、道内の木
材事情とにらみ合わせて進めていくべ
き問題であるというふうに考えており
ます。

なお、つけ加えますと、本道の木材
資源は、いままではいわゆる木材の豊
庫というふうに考えられておりました
けれども、現状はなかなか苦しいので
ございまして、いわゆる簡単な増伐と
いうような問題も、私どもの立場から
申しまして、いろいろな影響がござ
いますので、その大量にはできない事
情にございまして、やはり、外材の
輸入という問題は、北海道におきまし
ても、重要な問題として取り上げられ
ておるという状態でございまして、
御了承願ひたいと思ひます。

○田村武君 角屋先生の先ほどの御質
問でございまして、国有林における直
営生産の問題と木材資源の開発、奥地
林地の開発というようなことを中心に
お話がございましたけれども、私ども
が国有林事業を直営でやってもいい
たい、こういうことを全面に出して主
張いたしておりますのは、林業の近代
化、近代産業への発展という問題を、
まず林業労働者の雇用の固定的安定、
ここから出発させてもらいたい、こ
ういふことが主張の要点であります。

そういうことから申しまして、国有
林野事業を直営でもって実施しない
で、請負業者に請け負わすというこ
とになってまいりますと、労務の固定、
安定化という問題が非常にそなわれ
るわけでありまして、もちろん、同じ国
の事業でありながら、経営主体が片方
は国の直営、片方は私企業の請け負
いということになるわけでありまして、
請け負いに付した場合には、林業全体

の発展ということよりも、企業として
の収益追求ということがどうしても先
に立ちます。そういうことであります
から、その仕事の成果というものは、
国が考えております直営事業を行な
ない、直営生産事業を行なうという目
的にはそぐわない面がたまたま出て
くる、こういうふうになると思ひます。

そういう点から、私たちは、いろいろ
な制約のあるということも十分に承知
いたしておるわけでありまして、けれ
ども、可能な限り、国有林野事業は国
の直営、労務の直用、こういう形でも
てやっていたら、これが林業労働者
の生活の飛躍的な向上というものに直
接つながる。それを出発点として、林
業経営全体が展開していくということ
になると思ひます。

○本名委員 時間がだいぶ経過いた
しまして、重ねてお尋ねするのは恐縮
であります、しばらくごしんぼうい
ただきたいと思ひます。

本日は、非常に貴重な御意見を各参
考人から承りまして、今後われわれの
審議の上に役立ちますことを心から感
謝いたしております。

ありますが、経営規模は拡大の有利性
を認めない、認めないではなく、非常
に少ないという御意見がありました。

さらに、その規模に関連いたしまし
て、森林経営の近代化や合理化、ある
いは将来の発展を期するためには、大
小の規模にも関連して、一体どのよう
な特色がそれぞれにあるためにこのよ
うな所論がなされたかという点につ
いてお尋ねをいたしたいと思ひます。

私に對するお答えは、どうかイ
エス、ノー程度に簡単にでござい
ます。

それからもう一つは、素材生産事業
については、逆に大規模経営に有利性
があるというところをおっしゃったので
ありますが、有利性があるとするなら
ば、あくまでも従来の資本主義体制下
における個人の創意と努力にまかせ
て、経営形態はそのままであつてい
いかどうかということでありまして、
さらにまた、その間における小規模
経営者の林業生産者に対しては、一体
どういふ組織経営形態というものを想
起なさつて、こういうふうな御発言
なさつたか、有利性の点から御発言
したかという点についてお伺いた
したいと思ひます。

国有林の経営については、国会はか
りでなく、皆さま方も非常に関心を
持っておられるために、いろいろな御
発言があったと思ひますが、冒頭御陳
述のときには、私は、少なくともお二人
の御意見は相反するように伺つたので
ありますが、後ほどの委員の質問に對
しまして伺つておりました、ちょっと
わからないところがあるので、これは
イエス、ノーでございまして、お
二人から御意見を承りたいと思ひま
す。

伊藤参考人は、国有林の今日の特別
会計における経営というものの欠陥を
御指摘なさつたその欠陥は、主として
需給、流通の面からして改善されるべ
きじゃないかという御意見だと私は拝
聴いたしましたのでありますが、それなら
ば、現在の特別会計の中で一具体的
にどういふ欠陥があるのかということ
の御指摘をいただきたいのであります
が、先ほどの御意見で大体推察いた
すことにいたしまして、その結果が、た
とえば、特殊法人、公社のような組織
に切りかえるべきだという御意見があ
りました。御承知のとおり、公社は、
少なくとも現在の財政法上から考えま
すと、相当の欠陥が生じてくると思
ひます。私は、必ずしも公社論に賛成す
るものでもなければ、反対するもので
もありません。その反対しない理由
は、特別会計がこのままで経営がなさ
れるということには大きな疑問を持つ
一人であります。けれども、公社論と
特に御指摘なさつた点は、一体どうい
う利点からであるか、その点を簡単に
伺いたいと思ひます。

田村参考人は、冒頭におきまして、
一般会計の中で、むしろ、積極的に、

前向きで、国の責任で国有林野経営をなすべきだという御開陳があったのであります。後刻におきましては、それが、いまの特別会計はむしろ一般会計的な運営がなされておる、たとえば林野の歳計剰余金というものは、林野自体が自由に使えないという欠陥がある、こういう点は、一般会計的な運営であるからいかに。ここに私は、前段のお話と後段のお話とちよつと理解しにくい点があるのでありますが、ただ、お答えいただきたいことは、今日の特別会計の経営というものが、田村参考人のお考えでは、合理化すべき点があるかどうか、不合理があるかどうか、欠陥があるかないか。おそろく欠陥をお認めになったから、財政措置の上から、あるいは人の上からも欠陥があると御指摘になったのでありましようが、それならば、どういふ姿にすることが理想であるか、お考えの具体的なことを伺いたい。と申しますことは、初めに御発言があったように、一般会計で一切の責任を負うべきだと解釈していいの。それとも、一般会計では不合理であるから、公社論も賛成いたしかねるけれども、一体特別会計はどういうふうにしたらいのか。もし具体的なお考えがあったらお聞かせいだきたい。と同時に、現在の特別会計による国有林の経営というものに幾多の欠陥、不合理があるということをお認めになつていらつしやると解釈してよろしいかどうか、伺いたいと思います。

その次は、この三法案に盛り込まれておきます共通点の大事なところは、やはり林業を通じて林業の総生産を上げる、総生産を拡大するということ、さらにまた、林業の生産性を向上するということが、どの法案にもうたつてあるわけでありま。しかし、生産性を上げるということについては、ひとり林業ばかりではございませんが、特に林業におきましては、いかに機械化され、近代化されたと言つても、労働力というものを無視し、切り離して考えることは絶対にできないと思うのであります。そうなつてまいりますと、私は、この総生産を上げる、生産性を向上するという点に対する経営者、所有者のみならず、労働者の方々のこれに対する心がまえと申しますか、覚悟と申しますか、これが非常に大事な点になつてくることは、ひとり林業ばかりではありませんが、特に林業においては、欠くことのできない問題であらうと思ひます。

ただ、田村参考人のお考えは、私が申し上げるまでもなく、雇用安定を前提として、労働優位のお立場からお考えになることは当然であると思ひます。私は、その点について、十分ではないかと思ひますが、共鳴いたします。しかし、労働優位というところが、企業全体の上には生産性を上げ、総生産の足を上げるということの関連において、一体どういふふうにお考えになるかを承りたいと思ひます。もし、御指摘のよう欠陥があるとするならば、私は、むしろ、林業そのものの持つ投資効果あるいは収益率の低下というところの問題があつて、働かれる方々にこの基本法をつくつて、それらの問題を解決したいというふうに考へて、特に他法には見られないほど労働に關することはをあらわにこちらに使つてい

わけでありま。その点について、簡単に御意見を承りたいと思ひます。なお、国有林に關連いたしまして、政府案の中の第四條に指摘してありますとおり、今日うるさいわゆる開放論については、われわれとしても、国有林の活用について、ただいま制度化するための準備をいたしております。後日また御批判をいただきたいと思ひます。

最後に、私は、林道について、特に小林参考人に伺いたいと思ひます。先ほど来、他の参考人からも林業の生産基盤を整備する必要があると訴へられたのであります。その中でも、特に、林道の整備については、御指摘のとおり全く同感であります。同感であります。が、やまいたしますと、林業における林道と、御要請なされるいわゆる社会福祉のために、あるいは地域格差解消のために主張される道路とに關連して、非常に大きな問題が起きてくると思ひます。すなわち、投資効果があがらない林業に対して道路をつくるためには、むしろ、それは、地域開発の上から、あるいは林道の性格を転換して、一般道路、一般産業道路ないしは経済道路として、公共事業費をもつて林道を開発すべきであるという意味が当然出てくると思ひます。その關係と林業そのものの発展のための林道との關係は、ややもしますと、混同されまして、あたかも、公共事業に切りかえることによつて、財政の投入が拡大されるという錯覚に立つたときに、はたして林道としてのうほんとうの使命に阻害がないかどうか、欠陥が生じないかどうかという点について、経験ある小林参考

人から御意見を承りたいと思ひわけでありま。

以上、数点について伺うわけでありま。が、きよりは時間を超過してまことに恐縮でございますが、簡潔にひとつお答えいただきたいと思ひます。

○小関隆謙君 経営規模の問題でございますが、簡単に申し上げたために、たいへん誤解の点もあつたかと思ひますが、またさらに簡単にということですから、たいへんむずかしいのですけれども、林業の場合に、生産の過程で自然力というものが果たす役割りが大きいわけですから、生産期が長いということもござい。それからもう一つは、自然の条件に非常に制約されるということもござい。そういうようなことから言ひまして、経営規模を拡大することの有利性というものは、計画化されるということ、あるいは収入の継続が保証されるということ、そういう点に有利性は当然出てくると思ひます。けれども、生産性を高める、単位の能率が上がるというようなことは、それほど大きな有利性というものは認められないのじゃないかというのが私の考え方でございます。たとえば、季節性の克服なんということも、そう簡単にできないというようなことでもござい。それから、機械を導入しても、地形その他の關係で、機械の操作がものすごく悪い。

それで、適正規模ということばはお使いにならなかつたのですが、適正規模に關連して、私は、林業の特徴というものは、いろいろな規模の経営ができるということ、大きな経営なら大きい経営なりの経営ができる、小さい経営なら小さい経営なりの経営ができるんだというところにあるのじゃないかと思ひ。そういう意味で、私は、今後、大規模経営も小規模経営も長く残つていくのだから、それぞれ大事にしなればいけないのじゃないかということをお申し上げたわけ。關連して申し上げますと、適正規模というのは、簡単に出てこないのじゃないかというのが結論でございます。素材生産にしても、大規模生産は、小規模林業に比べてずっと有利になりま。けれども、そのにない手をどうするかというところですけれども、これは、現在、いろいろなことを兼業したりしているのですけれども、兼業の形で素材生産をやつてゐる造材業者の方がおるわけ。そういうった経営の中から、機動性のある、資本設備をもつた素材生産の専業者を育てるべきだと考へる。小規模経営の素材生産の場合には、森林組合が中心になつて、小規模の不備をカバーしていく以外にないのじゃないかというふうに通つてゐるわけ。す。

○田村武君 ます、最初の御指摘でございますが、私の意見陳述のときに申し上げたことが、一般会計をもつて行なうべきでないかというふうにお受け取りになられたということもござい。私のことは足らずのためにそういうふうな誤解を生じたものと考へます。

私、意見陳述のときに申し上げましたのは、国有林野事業の重要な目的の一つであるところの公益的機能を果たすべき特別に要する経費及び国有林以外の林業の振興及び林野行政に要する経費などは、国の一般財政資金をもつて充当することが妥当ではないか、こ

らいう意味で申し上げておりますので、この点、一般会計を愛宕とするという考え方はありません。一般林政協力というような経費は、一般財政資金を繰り入れるべきじゃないか、こういう趣旨でございます。

それから、いまの特別会計制度の中に欠陥は多々あるかと、こういうことでございますが、それについては、端的にたくさんある、こう申し上げていいと思います。

それから、林業総生産の増大の問題であります。これにつきましては、私どももこれを直接的に生産性の向上、こう結びつけてもけっこうでございますが、総生産の増大ということについては、私どもも何ら異議を唱えるつもりはございません。もちろん、私どもも一体となってそういうような努力をするという考えを持っておるわけであります。ただ、問題は、その総生産の増大の中で、労働者に対する還元というものがどういう形で出てくるか、この辺が基本的なものの考え方の問題にならうかと思っております。

それから、企業経営の中における労働分野の優位性という点に立脚しての議論の展開、こういうことであります。私ども、労働組合、労働者を代表する立場では当然だと思っております。しかしながら、現在の社会体制の中であるいは諸種の情勢の中で、まず、労働あつて企業経営というふうな考え方を持っておるのでは決してございませんので、これは経営、労働、両者一体となつてやはり生活の向上をはかつていかなければならぬ。こういう点についてはまことに同感であります。以上で終わります。

○伊藤健夫君 公社ということばを、しかも具体的なことを申し上げずに私が使いましたものですから、たいへん重要視されて、いろいろな御質問を受けたのでございますけれども、私自身がいま公社にしなければならぬとか、そういう意味では決してございませんで、ちよつとことばが足りませんけれども、現在の国有林野の経営を見ますと、いわゆる独自性が強く出過ぎておつて、生産性の向上とか能率化という問題をもっと強く出すやり方を考えるべきではないかという意味合いのことでございますので、御了承を得たいと思ひます。

○小林栄三郎君 林道と言わず、公道と言わず、全く少ないことは、先生もお認めになつておられるようであります。昨年四月に、衆議院におきましては、奥地等開発道路臨時措置法案を御提案になつたということを私承つたのであります。しかも、本名先生は、その委員の一人かと思ひます。私は、諸先生にこの臨時措置法案に御賛成を願つて、少なくとも本国会において通過をいたされ、北海道がその恩恵に浴するようになりお願ひ申し上げたいと思ひるのであります。奥地の産業道路とは、林道はもちろんのこと、あるいは国道と言わず、開発道路と言わずであります。それから、開発道路は、御承知のとおり、一〇〇パーセント国が支出をいたしております。しかしながら、それが選択には国がちよつとちよつといたしておるようであります。したがつて、本道のごとき奥地におきましては、このような臨時措置法によつて、本道の奥地の開発をはかるということは最も重要な問題でございます。どうか、さらに、奥地

等の振興措置法案につきましては、きょうおいでの諸先生の御賛成を得たい、かように考えておる次第であります。よろしくどうぞお願いいたします。

○座長(高見委員長) これにて質疑は終わりました。

以上で、本現地調査会を終了いたしますが、この際、派遣委員団を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

意見陳述者におかれましては、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただき、本案審査の参考に資するところきわめて大なるものがあつたと存じます。

また、本会開催のため、格段の御協力をいただきました北海道庁、地元関係団体並びに札幌、旭川両管林局に対しまして、深甚の謝意を表する次第であります。

これにて閉会いたします。
午後零時三十分散会

